第２部　　施策ごとの具体的計画
（災害予防・応急・復旧計画）

第１章　東大和市の基本的責務と役割

第１節　基本理念

自助・共助・公助の推進

地震災害から多くの生命や財産を守るため、自助・共助・公助の考えに基づき、防災対策の推進を図るものとする。

（１）「自らの命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方

（２）他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方

（３）上記の考え方に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせないという考え方

第２節　基本的責務

１　市長の責務

（１）市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

（２）市長は、都における震災対策事業に関する計画及び帰宅困難者対策に関する実施計画について、その推進に努めるものとする。

（３）市長は、震災時における避難、救出及び救助を円滑に行うために必要な体制の確立と資器材の整備に努めなければならない。

２　市民の責務

（１）市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

（２）市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。

①　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

②　家具類の転倒・落下・移動の防止

③　出火の防止

④　初期消火に必要な用具の準備

⑤　飲料水及び食糧の確保

⑥　避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認

⑦　家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

（３）市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア、市及びその他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住す

る地域の復興に努めなければならない。

（４）市民は、市及びその他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

３　事業者の責務

（１）事業者は、市及びその他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

（２）事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

（３）事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成 25 年 4 月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の 3 日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。

（４）事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

（５）事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

（６）事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第３節　市及び防災機関の役割

市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりとする。

１　東大和市

１－１　業務大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市	（災害予防） １　市防災会議に関すること。 ２　災害対策組織の整備に関すること。 ３　災害対策用資機材及び物資の備蓄、整備に関すること。 ４　防災施設及び設備の整備、点検に関すること。 ５　自主防災組織の育成に関すること。 ６　住民に対する防災対策の指導に関すること。 （災害応急対策） １　災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 ２　避難の勧告、指示及び誘導に関すること。 ３　被災者の救護・救出活動に関すること。 ４　緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること。 ５　公共施設及び設備の応急復旧に関すること。 ６　防疫その他の保健衛生に関すること。 ７　各防災機関との連絡調整に関すること。 ８　消防・水防その他の応急措置に関すること。 ９　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 （災害復興） 都市及び生活の復興に関すること。

１－２　分掌事務

組織の名称	処理すべき事務又は業務
総　務　部	1　非常配備態勢の発令及び廃止の伝達に関すること。 2　災害情報等の収集及び通信連絡の統制に関すること。 3　避難の勧告又は指示の伝達及び警戒区域の設定に関すること。 4　本部の通信施設の保全及び整備に関すること。 5　東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 6　自衛隊に対する災害派遣の要請及び受入れに関すること。 7　消防団の出動に関すること。 8　水防活動に関すること。 9　本部長室及び部・班長会議の庶務に関すること。 10　東大和市防災会議条例（昭和 39 年条例第 25 号）に定める東大和市防災会議に関すること。 11　その他災害対策の連絡調整に関すること。 12　来庁者の避難及び救護に関すること。 13　職員（消防団員を除く。以下同じ。）の非常配備及び服務に関すること。 14　職員の安否確認に関すること。 15　東京都及び他区市町村の職員の受入れ及び並びに職員の派遣に関すること。 16　災害対策に必要な労働力の確保に関すること。 17　災害対策に必要な車両等の調達及び保管に関すること。 18　災害対策用物資及び資材の購入等に関すること。 19　庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 20　市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 21　公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。
企 画 財 政 部	1　災害救助法の適用申請に関すること。 2　激甚災害の指定に係る手続に関すること。 3　災害復興の総合調整に関すること。 4　災害に関する広報及び広聴に関すること。 5　報道機関との連絡及び情報提供に関すること。 6　被災者の相談窓口に関すること。 7　被災状況の記録に関すること。 8　ＮＴＴ等の電話事業者に対する情報収集等に関すること。 9　災害対策関係予算に関すること。 10　災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。

組織の名称	処理すべき事務又は業務
市　民　部	1　市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。 2　火葬に関すること。 3　食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。 4　農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。 5　上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に関すること。 6　家屋の被害調査に関すること。 7　り災証明の発行に関すること。 8　部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 9　外国人の支援に関すること。 10　自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 11　ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 12　避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 13　部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 14　東京ガスに対する情報収集等に関すること。
子育て支援部	1　部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2　部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 3　応急保育に関すること。 4　二次避難所の運営の協力に関すること。 5　避難所（奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。

組織の名称	処理すべき事務又は業務
福　祉　部	1　災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 2　要配慮者の支援に関わる情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 3　福祉関係団体との連絡調整に関すること。 4　義援金品の受領及び配分に関すること。 5　災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。 6　市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 7　要配慮者の安全の確保及び支援に関すること。 8　二次避難所の開設及び運営に関すること。 9　保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 10　保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 11　東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 12　災害医療コーディネーターに関すること。 13　東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 14　医療機関の被害調査に関すること。 15　緊急医療救護所及び避難所医療救護所の開設及び運営に関すること。 16　災害時における市の保健師の保健活動に関すること。 17　負傷者等の搬送に関すること。 18　医療用器材及び薬品の調達並びに保管に関すること。 19　遺体の収容に関すること。 20　被災者の健康相談に関すること。 21　防疫その他保健衛生に関すること。
環　境　部	1　仮設トイレの設置及び管理に関すること。 2　被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 3　東京電力パワーグリッド㈱立川支社に対する情報収集等に関すること。 4　防疫その他保健衛生の応援に関すること。

組織の名称	処理すべき事務又は業務
都市建設部	1　災害復興の都市計画に関すること。 2　緊急輸送道路の確保に関すること。 3　被災地の交通対策に関すること。 4　道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 5　建設業者に対する協力要請に関すること。 6　被災住宅及び被災宅地の危険度判定に関すること。 7　がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関すること。 8　公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。 9　仮設住宅の建設及び管理に関すること。 10　下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 11　下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。 12　水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。
学校教育部	1　児童及び生徒等（来校者等を含む。）の避難及び救護に関すること。 2　避難所（市立小中学校に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。 3　学校施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 4　児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 5　教職員の非常配備に関すること。 6　応急教育に関すること。 7　被災児童及び被災生徒の学用品の供給に関すること。 8　災害対策に係る職員等の給食に関すること。 9　炊出しの実施及び指導に関すること。
社会教育部	1　部に属する施設利用者の避難及び救護に関すること。 2　避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 3　部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 4　文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 5　避難所（南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター、清原市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。
議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1　市議会との連絡調整に関すること。 2　本部班等への協力に関すること。
消防団	1　水・火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　人命の救出及び救急協力に関すること。 3　死者及び行方不明者の捜索に関すること。

２　東京都関係機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
北多摩北部建設事務所	１　河川の保全に関すること。 ２　都が管理する道路及び橋りょうの保全に関すること。 ３　水防に関すること。 ４　河川、道路等における障害物の除去に関すること。
西部公園緑地事務所	公園の保全に関すること。
多摩立川保健所	１　医療に関すること。 ２　保健衛生に関すること。 ３　医療機関等の被災状況及び機能回復状況に関すること。
警視庁第八方面本部東大和警察署	１　被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 ２　交通規制に関すること。 ３　被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 ４　行方不明者の捜索及び調査に関すること。 ５　死体の見分及び検視に関すること。 ６　公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁第八消防方面本部北多摩西部消防署	１　地震災害、風水害、その他の大規模災害等の救助、救急情報に関すること。 ２　地震災害、風水害、その他の大規模災害等の予防、警戒及び防御に関すること。 ３　人命の救助及び救急に関すること。 ４　危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 ５　市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 ６　応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
下水道局流域下水道本部	１　流域下水道幹線に関すること。 ２　し尿の受入れに関すること。 ３　下水道管路施設の復旧支援に関すること。 ４　下水道の使用自粛・使用制限に関すること。
水道局立川給水管理事務所	１　応急給水に関すること。 ２　水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 ３　消防活動のための水源利用

３　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局	１　地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災

立川出張所	害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 ２　国有普通財産の管理及び処分に関すること。
関東農政局 （東京農政事務所）	主要食糧の需給に関すること。
関東地方整備局	情報連絡員（リエゾン）の派遣、情報交換に関すること。

４　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第１師団 第１後方支援連隊 輸送隊	１　災害派遣の計画及び準備（防災関係資料の基礎調査、災害派遣計画の作成等）に関すること。 ２　災害派遣の実施に関すること。 （１）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （２）災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

５　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
ＮＴＴ東日本 東京西支店	１　電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 ２　災害非常通話の確保及び気象予警報の伝達に関すること。
東京電力 多摩支店	１　電力施設等の建設及び安全確保に関すること。 ２　電力需給に関すること。
東京ガス 多摩支店	１　ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全確保に関すること。 ２　ガスの供給に関すること。
日本通運 多摩支店	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	１　災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 ２　災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 ３　赤十字ボランティアの活動に関すること。 ４　輸血用血液製剤の確保、供給に関すること。 ５　義援金品の受付及び配分に関すること。 ６　災害救援物資の支給に関すること。 ７　日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 ８　外国人の安否調査に関すること。 ９　遺体の検案協力に関すること。 10　防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
武蔵村山郵便局	１　郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 ２　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱いに関すること。 （１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （２）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （３）被災地あて救助用郵便物の料金免除 （４）災害者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 （５）為替貯金業務の非常取扱い （６）災害ボランティア口座の開設 （７）簡易保険業務の非常取扱い

６　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西武鉄道 多摩都市モノレール	１　鉄道施設等の安全保安に関すること。 ２　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
東大和市医師会	１　医療及び助産活動に関すること。 ２　防疫の協力に関すること。 ３　救護班の編成、派遣に関すること。
東大和市 歯科医師会	１　歯科医療活動に関すること。 ２　救護班の編成、派遣に関すること。
東大和市 薬剤師会	１　医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 ２　救護班の編成、派遣に関すること。

７　協力機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西武バス 立川バス	人員、物資等の輸送のための車両の供給に関すること。
東大和市商工会	１　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ及びあっ旋等の協力に関すること。 ２　物価の安定についての協力に関すること。 ３　救助物資、復旧資材の確保についての協力及びあっ旋に関すること。
東大和地区 交通安全協会	危険箇所、異常現象等の発見又は予知の場合、市・警察署・消防署等への連絡通報に関すること。
東大和市 防犯協会	危険箇所、異常現象等の発見又は予知の場合、市・警察署・消防署等への連絡通報に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
麺類協同組合 東大和支部	災害時における麺類の安定供給に関すること。
東大和市 シルバー人材センター	被災者に対する救援物資の配分等の協力に関すること。
東大和市 接骨師会	災害時における医療救護の協力に関すること。
自治会 自主防災組織	１　避難者の誘導及び避難所内の協力に関すること。 ２　被災者に対する炊出し及び救助物資の配分等の協力に関すること。 ３　その他被災状況調査等の協力に関すること。

８　防災協定締結機関

令和２年２月２０日現在

機関（締結先）の名称 （締結日）	協定の名称	協定の内容
立川市・昭島市・国立市 ・武蔵村山市 （昭和40年9月10日）	立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市消防相互応援協定	近隣水・火災時の応援出動
東村山市 （昭和 46 年 4 月 1 日）	東村山市・東大和市消防の相互の応援協定	近隣火災時の応援出動
東京都 （昭和 54 年 4 月 1 日）	東京都防災行政無線局設置等に関する協定	防災行政無線局の設置及び管理運用等
東京都 （平成3年1月18日）	東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定	防災行政無線に接続する端末機器の設置及び管理運用等
東大和市清掃事業協同組合 （平成 5 年 4 月 1 日）	災害時における仮設便所の貸借に関する協定	仮設便所の貸し出し
多摩地区 30 市町村 （平成 8 年 3 月 1 日）	震災時等の相互応援に関する協定	人的・物的支援
立川市 （平成 12 年 3 月 1 日）	災害時の避難場所相互利用に関する協定	避難所相互利用
株式会社イトーヨーカ堂 （平成 15 年 10 月 1 日）	災害時における応急物資の供給に関する協定	応急用食糧及び日用品等の供給
東京都立東大和高等学校 （平成 15 年 10 月 1 日）	・避難所等施設利用に関する協定 ・避難所等施設利用に関する覚書	避難所等としての施設利用
東京都立 東大和南高等学校 （平成 15 年 10 月 1 日）	・避難所等施設利用に関する協定 ・避難所等施設利用に関する覚書	避難所等としての施設利用

機関（締結先）の名称 （締結日）	協定の名称	協定の内容
小平市 （平成 19 年 9 月 25 日）	東大和市・小平市消防の相互の応援協定	近隣火災時の応援出動
東京都下水道局 流域下水道本部 （平成 23 年 6 月 24 日）	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	災害時に避難所等から発生するし尿の清瀬水再生センターへの搬入及び受入れ
警視庁東大和警察署 （平成 24 年 1 月 17 日）	大規模災害時における施設等の提供に関する覚書	警察署が被災した場合、市立第七小学校校舎の一部を警察官待機場所として使用する。
東京都水道局 （平成 24 年 9 月 10 日）	上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書・同覚書実施細目	消防活動のための水源利用
・特定非営利活動法人 都市環境標識協会 ・株式会社トーコン （平成 24 年 9 月 28 日）	避難標識設置に関する協定	避難誘導標識の設置
東大和建設同友会 （平成 24 年 10 月 15 日）	災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定	道路施設等の応急措置及び障害物の除去
森永乳業株式会社 東京多摩工場 （平成 24 年 10 月 15 日）	災害時における応急物資の供給に関する協定	応急用食糧及び飲料水等の供給
東大和市電設業協会 （平成 24 年 10 月 15 日）	災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定	避難場所等の電気設備の応急措置及び障害物の除去
東大和市上下水道工事組合 （平成 24 年 10 月 15 日）	災害時における上・下水道施設の応急対策業務に関する協定	上下水道施設の応急措置及び障害物の除去
福島県喜多方市 （平成 24 年 10 月 19 日）	東大和市・喜多方市災害時相互応援協定	人的・物的支援
東大和市 アマチュア無線クラブ （平成 24 年 10 月 31 日）	災害時における非常通信に関する協定	被害情報の収集及び伝達
株式会社いなげや （平成 24 年 11 月 1 日）	災害時における物資の供給に関する協定	応急用食糧及び日用品等の供給
東大和市米穀小売商組合 （平成 24 年 11 月 16 日）	災害時における応急用米穀の供給に関する協定	米穀の供給
社会福祉法人多摩大和園 （平成 24 年 12 月 26 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設

機関（締結先）の名称 （締結日）	協定の名称	協定の内容
社会福祉法人一石会 （平成 24 年 12 月 26 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設
社会福祉法人向会 （平成 24 年 12 月 26 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設
東京都理容生活衛生同業組合 多摩立川支部東大和地区 （平成 25 年 1 月 25 日）	災害時における理容業務活動の提供に関する協定	理容業務活動の提供
エフエムラジオ立川 株式会社 （平成 25 年 1 月 29 日）	災害時等の災害防災情報放送業務に関する協定	エフエムラジオを活用した情報提供
神明湯 （平成 25 年 2 月 15 日）	災害時における入浴支援に関する協定	入浴支援
有限会社南商事 （平成 25 年 2 月 15 日）	災害時における入浴支援に関する協定	入浴支援（富士見湯健康センター）
国土交通省 関東地方整備局 （平成 25 年 2 月 20 日）	災害時の情報交換に関する協定	情報連絡員（リエゾン）の派遣等
有限会社あおば （平成 25 年 2 月 15 日）	災害時における傷病者等の搬送協力に関する協定	後方医療機関等への傷病者等の搬送
一般社団法人 東大和市薬剤師会 （平成 25 年 3 月 15 日）	災害時の医療救護活動に関する協定	医薬救護活動
一般社団法人 東大和市歯科医師会 （平成 25 年 3 月 15 日）	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	歯科医療救護活動
社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会 （平成 25 年 3 月 26 日）	災害時におけるボランティア活動に関する協定	災害ボランティアセンターの設立・運営、災害ボランティアの募集等の協力等
東京都水道局 （平成 25 年 3 月 27 日）	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書・同覚書実施細目	住民への速やかな初動応急給水活動

機関（締結先）の名称 （締結日）	協定の名称	協定の内容
一般社団法人 東京都ＬＰガス協会 北多摩西部支部東大和部会 （平成 25 年 5 月 7 日）	災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定	ＬＰガス及び燃焼器具の供給
東京都美容生活衛生同業組合 村山大和支部 （平成 25 年 5 月 14 日）	災害時における美容業務活動の提供に関する協定	美容業務活動の提供
社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 指定障害者支援施設さやま園 （平成 25 年 6 月 24 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設及び災害時要配慮者の受け入れ
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部 （平成 25 年 7 月 16 日）	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定	被災者への民間賃貸住宅の情報提供等
東京都水道局 （平成 25 年 7 月 16 日）	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	応急給水用資器材の貸与等
公益社団法人 東京都柔道整復師会 北多摩支部東大和地区 （平成 25 年 9 月 24 日）	災害時における応急救護活動に関する協定	災害時における傷病者への応急救護、応急救護に関する衛生材料等の提供
アルフレッサ株式会社 （平成 25 年 10 月 8 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達
株式会社メディセオ （平成 25 年 10 月 15 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達
日本ボーイスカウト 東京連盟東大和第 1 団 及び東大和第 2 団 （平成 25 年 10 月 16 日）	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	避難所の運営協力、避難所等における子どもの援助活動、災害関連情報の収集・伝達等
全国建設労働組合総連合 東京土建一般労働組合 村山大和支部 （平成 25 年 12 月 25 日）	災害時における応急対策業務に関する協定	道路施設等の損壊に伴う応急措置、避難施設や市施設の応急修繕等

機関（締結先）の名称 （締結日）	協定の名称	協定の内容
生活協同組合コープみらい 東京都本部 （平成 26 年 2 月 13 日）	災害時における物資の供給に関する協定	応急用食料品、日用雑貨品等の提供
警視庁総務部施設課 （平成 26 年 3 月 20 日）	警視庁有家族待機宿舎東大和住宅建築に伴い設置する防災トイレに関する覚書	災害時における施設内防災トイレ４か所の提供
東京みどり農業協同組合 （平成 26 年 3 月 28 日）	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達
東京都石油商業組合 多摩支部 （平成 26 年 5 月 23 日）	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	災害時におけるガソリン、軽油、重油及び灯油の優先供給
株式会社スズケン （平成 26 年 6 月 25 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達
創価学会東京事務所 （平成 26 年 11 月 10 日）	大規模地震等の災害時における創価学会東大和文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	災害時の帰宅困難者受け入れ
独立行政法人 中小企業基盤整備機構関東本部中小企業大学校東京校 （平成 26 年 12 月 15 日）	災害時における被災者等一時滞在施設（中小企業大学校）の提供に関する協定	災害の発生に伴う帰宅困難者の一時受け入れ、家を失った被災者及び他都市の救援派遣職員の宿泊
公益社団法人東京都獣医師会 多摩西支部 （平成 27 年 2 月 5 日）	災害時における動物救護に関する協定	避難所同行動物の治療、救護、飼育管理の指導
日本綜合産業株式会社 東大和営業所 （平成 27 年 2 月 16 日）	災害時における重機借用に関する覚書	災害による損壊道路施設等の応急措置を行う際の重機材の借り上げ
東大和助産院 （平成 27 年 3 月 26 日）	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定	災害時における妊産婦等に対する保健指導等の支援協力
公益社団法人 東大和市医師会 （平成 27 年 4 月 1 日）	災害時の医療救護活動に関する協定	災害時における傷病者に対する医療救護活動

機関（締結先）の名称 （締結日）	協定の名称	協定の内容
株式会社ロンド・スポーツ （平成 27 年 4 月 2 日）	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	災害時における帰宅困難者に対する施設・水・トイレ等の提供
株式会社サイニチ 東大和営業所 （平成 27 年 5 月 1 日）	災害時における重機借用に関する覚書	災害による損壊道路施設等の応急措置を行う際の重機材の借り上げ
武蔵村山郵便局 （平成 27 年 7 月 1 日）	災害時における相互協力に関する協定	避難所の臨時郵便差し出し口の設置、被災地宛て郵便の料金免除、救援物資の集積所施設相互提供、災害情報の相互提供
株式会社ジェイコム多摩 （平成 28 年 3 月 1 日）	災害時における放送等に関する協定	災害情報の放送及び情報の相互活用
東電タウンプランニング 株式会社多摩総支社 （平成 28 年 4 月 13 日）	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	避難所案内標識を電柱に掲出
株式会社センチュリーライフ （平成 29 年 3 月 1 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等及び物資の提供に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設及び物資の提供
社会福祉法人友遊会 （平成 29 年 3 月 10 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設
医療法人徳寿会 （平成 29 年 4 月 1 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設
東京都 （平成 29 年 6 月 1 日）	東京都多摩広域防災倉庫の使用及び災害時の相互協力に関する協定	防災備蓄物資等の保管場所の提供、広域的な災害対応
東京都水道局 （平成 29 年 7 月 25 日）	避難所における応急給水栓設置に伴う覚書	市が管理する避難所への給水栓設置
東京都建設局 （平成 29 年 11 月 17 日）	避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定	市が広域避難場所として指定している都立東大和南公園の避難場所運営に対する連携協力

機関（締結先）の名称 （締結日）	協定の名称	協定の内容
公益財団法人 東京都公園協会 （平成 29 年 12 月 14 日）	都立東大和南公園における連携協力に関する確認書	市が広域避難場所として指定している都立東大和南公園での避難者への対応の協力
一般社団法人 東京都建築士事務所協会 立川支部 （平成 30 年 3 月 29 日）	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	地震災害時において、市が実施する被災建築物の応急危険度判定業務に対する協力
ＮＰＯ法人クライシスマッパーズ・ジャパン （平成 30 年 4 月 25 日）	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	無人航空機（ドローン）を活用し、被災状況の調査及び情報提供を行う。
東京都下水道局・多摩地域 29 市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合 （平成 30 年 10 月 29 日）	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	下水道管路施設が被災した際の復旧支援
一般社団法人 東京都トラック協会多摩支部 （平成 31 年 3 月 1 日）	災害時における緊急輸送業務に関する協定	災害時における緊急輸送車両及び運転者の供給
ヤフー株式会社 （平成 31 年 4 月 1 日）	災害に係る情報発信等に関する協定	市公式ホームページのキャッシュサイト用意、避難場所エリアの掲載等
・セッツカートン株式会社 ・Ｊパックス株式会社 （平成 31 年 4 月 1 日）	災害時における物資の供給に関する協定	災害時における段ボールベッドを始めとする段ボール製物資の供給、物資の組み立て等を指導できる者の派遣
株式会社ジェイコム東京 （令和 2 年 2 月 17 日）	行政告知放送の再送信に関する協定	防災行政無線により市民向けに実施している行政告知放送のジェイコム東京専用端末を通しての再送信
武蔵村山市 （令和 2 年 2 月 20 日）	災害時の避難所等相互利用に関する協定	災害発生時両市が開設した避難所等の相互利用

第２章　市民と地域の防災力向上

第１節　現在の到達状況

・消防団は、本部と 7 個分団で構成し、装備は消防指揮車 1 台、消防広報車 1 台、消防ポンプ自動車 7 台、可搬消防ポンプ 14 台を保有
・多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、東京都火災予防条例第 55 条の規定により、自衛消防技術認定証を有することが義務付け
・都は、平成 7 年 5 月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、この要綱に基づき、平成 7 年度から、「応急危険度判定員」、平成 8 年度から「語学ボランティア」、平成 9 年度から「東京都建設防災ボランティア」、平成 11 年度から「被災宅地危険度判定士」の募集、育成を実施

第２節　課題

・自主防災組織の組織率の向上
・自主防災組織の現状は、構成員の高齢化、リーダーの不足、活動環境の未整備、訓練参加率の低さ等の問題が存在
・「自助」「共助」の精神に基づく市民・事業所等の防災行動能力の向上が必要
・自主防災組織を活性化するための環境条件の整備が必要
・被害を最小にとどめるためには、災害に強い都市構造及び社会の構築が必要

第３節　方向性

・あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用した防災に関する正しい知識の普及
・市民、事業者の防災行動力の向上を図るための諸施策の推進
・各防災機関及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練の実施
・災害対策における住民を主体とした訓練の拡充
・防災訓練を通じて、必要に応じ危機管理の観点から組織体制の見直し

第４節　到達目標

・全ての市民、事業所が「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として災害に強い社会づくりを実現
・市をはじめ各防災機関は、公助の役割を果たすため、自らの災害行動能力を向上

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　自助による市民の防災力向上	４　事業所による自助・共助の強化
２　地域による共助の推進	５　ボランティアとの連携
３　消防団の活動体制の充実	６　市民・行政・事業所等の連携

１　自助による市民の防災力向上

１－１　市民による自助の備え【市民】

市民は、自らの生命は自らが守るという観点にたち、次の措置をはじめ、必要な防災対策を推進する。

主体名	対策内容
市　　民	**（１）身の安全、日頃からの備え** ○　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○　日頃からの出火の防止 ○　消火器、住宅用火災警報器等の防災用品の準備 ○　家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ○　ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策 ○　買い物や片付け等日頃の暮らしの中でできる災害への備え ○　自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ○　過去の災害から得られた教訓の伝承 **（２）初動活動** ○　都・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ○　町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力 **（３）避難** ○　災害が発生した場合の家族の役割分担、連絡方法、避難場所、避難経路の確認 ○　登録されている避難行動要支援者がいる家庭における、自主防災組織、消防署、警察等への事前情報提供 **（４）被災生活** ○　水（１日一人 3ℓ 目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ、簡易トイレ等非常持出用品の準備 ○　在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低３日分、推奨１週間分） **（５）生活再建** ○　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

１－２　防災意識の啓発【総務部】

市は、各防災機関と一体となって防災訓練、広報・インターネット等のあらゆる機会、媒体を活用して、災害や防災に関する正しい知識の普及や防災意識の高揚に努めるとともに、防災行動力の向上のための諸施策を推進する。

主体名	対策内容
市 （ 総 務 部 ）	○　防災マップ、浸水・土砂災害ハザードマップの配布 ○　災害対策や防災情報のホームページでの掲載 ○　自助等について学ぶ講座等の開催

＜災害や防災に関する周知内容＞

災害に備えて周知しておく内容	災害時のために周知しておくべき内容
(1)　地震に関する一般知識	(1)　身の安全の守り方―地震発生時の心得
(2)　地域危険度	(2)　出火の防止及び初期消火の心得
(3)　各防災機関の震災対策・体制	(3)　災害時の行動方法
(4)　家屋の耐震診断・震災補強対策	(4)　救出、応急救護の方法
(5)　家具類の転倒・落下・移動防止対策	(5)　避難方法及び避難時の心得
(6)　非常食料・身の回り品等の準備	(6)　ライフラインに関する心得
(7)　自主防災組織の育成方法	(7)　災害情報の入手方法
(8)　防災行動力の向上策（訓練等）	(8)　道路交通規制及びドライバーの心得
(9)　日ごろからの地域協力	(9)　家族の安否確認・連絡方法

１－３　防災教育の充実【総務部・学校教育部・北多摩西部消防署・消防団】

市は、市民の防災行動力の向上を図るため、各防災機関と協力し、児童・生徒や防災活動に携わる市民、事業者等を対象とした防災教育を推進する。

また、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

主体名	対策内容
市 （総務部） （学校教育部）	○　児童・生徒を対象とした、副読本の配布、防災ポスターの募集等の実施 ○　毎年９月１日の「防災の日」を中心とした、防災訓練の実施等、学校教育の場における防災教育の推進 ○　消防団員、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等を対象とした防災に関する知識・技術の習得と消火、救出訓練等実践的な防災教育の充実
北多摩西部消防署	**（１）防災知識の普及啓発** ○　児童・生徒を対象とした防災ポスターの募集 ○　自治会等を対象とした講習会 ○　「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式 ○　防火防災標語の募集 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。 **（２）応急救護知識及び技術の普及** 市民や事業所を対象とした、応急救護知識及び技術の普及 **（３）地域住民を対象とした組織の育成** 自主防災組織、防火女性の会、消防少年団等の組織の育成 **（４）事業所防災意識の高揚** 事業所の管理権限者、防火管理者、防災管理者を対象とした、防火管理者資格講習、消防計画作成時等をとらえた防災意識の高揚 **（５）防災教育の推進** ○　災害履歴、地形図、浸水予想区域図、浸水・土砂災害ハザードマップ等を参考とした、地域の防災対策についての情報提供 ○　家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育の実施
消防団	**（１）防災知識の普及啓発** 総合防災訓練等において、防災意識の啓発を図る。 **（２）応急救護知識の啓発** 自治会、自主防災組織、市立小中学校、市内高等学校等の訓練に参加し、応急救護知識及び技術の普及を行う。

１－４　防災訓練の充実【総務部・消防団・北多摩西部消防署】

市は、地域における第１次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、関係機関相互及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練を実施する。

また、地震時の各種災害に対処するため、各防災機関と協力し、消火、救出、救助、応急救護訓練や応急医療訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う訓練を支援す

る。

災害は、都全域において、同時に発生する場合も考えられることから、都が実施する総合防災訓練への参加に努める。

主体名	対策内容
市 北多摩西部消防署 消防団	**（１）総合防災訓練** ①　参加機関：市、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署、その他の各防災機関、地域住民及び関係機関 ②　訓練項目：災害対策本部運営訓練、災害情報連絡訓練、災害広報訓練、震災消防訓練、道路交通対策訓練、避難活動訓練、救出救助・救急救護訓練、防災体験訓練、ライフライン復旧訓練、応急給水訓練、応急食料搬送・配給訓練、救援物資緊急輸送訓練 ③　実施時期：毎年９月１日を中心に実施 **（２）その他の防災訓練** ①　消火、救出、救助、応急救護訓練 ○　市、北多摩西部消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、自治会、住民等により基本的防災訓練を行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施 ○　建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助・救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施 ②　応急医療訓練 震災時の負傷者の救助を迅速、適切に実施するため、各防災機関と住民が一体となった訓練を実施 ③　自主防災組織の行う訓練 自主防災組織は、地域住民の防災行動力の向上、組織活動の習熟を図るため、消防署、消防団、警察署及び市の指導のもと、消火、避難、救護、給食等、年１回以上の組織的な訓練を実施

＜消火、救出、救助、応急救護訓練の内容＞

参加機関	訓練項目	実施要領
消防団	(1)　情報収集・通信運用訓練 (2)　部隊編成訓練 (3)　消火・救出・救護訓練 (4)　消防署隊等との連携訓練 (5)　地域住民との協働による消火・救出・救護活動訓練	年間訓練計画を樹立して実施するほか、一年を通して自治会等と訓練を実施する。
東京消防庁災害時支援ボランティア	(1)　応急救護訓練 (2)　災害情報提供訓練 (3)　消火訓練 (4)　救出・救助訓練 (5)　その他訓練	年間訓練計画を樹立し、実施するほか、防災週間等各種行事を捉え、積極的に訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施要領
住民	(1)　出火防止訓練　(5)　通報連絡訓練 (2)　初期消火訓練　(6)　身体防護訓練 (3)　救出・救助訓練　(7)　避難訓練 (4)　応急救護訓練　(8)　その他の訓練	基本的な訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等各種行事を捉え、随時実施する。
事業所	(1)　出火防止訓練　(5)　応急救護訓練 (2)　防護訓練　(6)　避難訓練 (3)　消火訓練　(7)　情報収集訓練 (4)　救出・救助訓練	消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、事業所防災訓練を実施する。
医療機関	(1)　現場救護所の設置・運営訓練 (2)　傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ※）及び救急処置並びに搬送訓練	総合防災訓練において実施するほか、各種行事を捉え連携した訓練を実施する。
協定締結等の民間団体	(1)　消火用水の搬送及び消火活動支援訓練 (2)　消防部隊輸送支援訓練 (3)　救助活動支援訓練 (4)　救急・救助資器材の搬送・活用訓練	防災週間における総合防災訓練において実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。

※　トリアージ：災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送のための治療優先順位を決定することをいう。

＜応急医療訓練の内容＞

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
市 医師会 歯科医師会 薬剤師会 警察署 消防署 住民 民間救急等	(1)　医療救護班の参集指示 (2)　医療救護所の設置 (3)　患者の傷病の緊急度に応じて適切な搬送・治療を行うためのトリアージ (4)　後方医療施設への搬送収容 (5)　医薬品等の供給 (6)　歯科医療救護 (7)　検視・検案・身元確認訓練	毎年９月１日を中心に実施予定の総合防災訓練とあわせて実施する。

１－５　外国人支援対策【総務部・市民部】

市は、各機関と連携し、在住外国人等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進する。

主体名	対策内容
市 （総務部） （市民部）	○　各機関との連携による、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等防災知識の普及 ○　災害時に外国人に伝えることを想定し、外国人の誰もが分かりやすいやさしい日本語を用いた情報提供 ○　都が作成する防災に関する動画を活用した、外国人が多く集まる場所等での情報提供 ○　消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記の推進 ○　ボランティア等の活用による、地域の防災訓練に参加する外国人への支援

２　地域による共助の推進

２－１　自主防災組織による地域防災力の醸成

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、災害予防や災害時に被害を軽減するための活動を行う。

主体名	対策内容
自主防災組織	○　防災に関する知識の普及、避難時の注意事項、出火防止の徹底 ○　情報伝達、初期消火、救出・応急救護、避難等各種訓練の実施 ○　避難、消火、救助、炊出し、情報伝達資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄 ○　地域内の危険箇所を点検・把握し地域住民への周知 ○　地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備 ○　行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 ○　地区防災計画（※）の策定の検討

※　平成25年6月に「災対法」の改正により規定された。これにより、一定の地区内において、その地区の居住者等は、「自助」・「共助」の精神に基づき行う防災活動について、「地区防災計画」を作り、東大和市防災会議に提案し、その規定内容について「東大和市地域防災計画」に定めることができる。

２－２　自主防災組織の充実【総務部・北多摩西部消防署】

市と各機関は、連携して、地域の防災活動の中核組織としての自主防災組織の充実を図る。

主体名	対策内容
市（総務部） 北多摩西部消防署	**（１）自主防災組織の結成促進** ○　市は、自治会を中心として結成の積極的な働きかけの実施 **（２）自主防災組織の活性化** ○　市、都、消防署の連携による自主防災組織の活性化、未結成地域に対する結成促進の働きかけ ○　北多摩西部消防署は、初期消火マニュアルを活用した自主防災組織への各種訓練の推進と指導 ○　自主防災組織における女性の参画を促進及び女性リーダーの育成 **（３）自主防災組織の活動の支援整備** ○　各避難所の備蓄倉庫の資器材や消防水利を活用した訓練を行う必要があるため、自主防災組織に対し活動を支援

３　消防団の活動体制の充実　【総務部・消防団】

消防施設及び消防資機材等の整備・増強を図り、さらに、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び北多摩西部消防署との連携による教育訓練を実施し、消防団員の技術と資質の習熟を図る。

主体名	対策内容
市（総務部）消防団	○　消防団員の確保 ○　消防団員の教育訓練 ○　消防団施設・資機材等の整備 ○　関係機関等と連携した防災対策の推進

４　事業所による自助・共助の強化

４－１　事業者の防災力の向上

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して防災力の向上を図る。

主体名	対策内容
事業所	○　社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備 ○　防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 ○　重要業務継続のための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定 ○　組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策 ○　地元商工会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の推進

４－２　事業所自衛消防隊活動能力の充実・強化

震災を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。

主体名	対策内容
北多摩西部消防署	**（１）自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所** ○　自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導の推進 ○　ヘルメット、照明器具、携帯用無線機、災時に有効なバール、その他救出用具、応急手当用具等自衛消防活動中核要員の装備の配置の推進 **（２）防火管理者の選任を要する事業所** 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条、第 8 条の 2 等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等を規定 **（３）防火管理者の選任を要しない事業所** 火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されており、これらの規定に基づき、編成された自衛消防隊の訓練等の指導の推進 **（４）防災管理者の選任を要する事業所** ○　消防法第 36 条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施等が規定 ○　この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進

４－３　事業所の防災力向上に向けた指導

消防署は、事業所に対し、防災計画の作成や防災訓練の実施、防災意識の向上に向けた指導を行う。

主体名	対策内容
北多摩西部消防署	**（１）事業所防災計画の作成指導** ○　防火管理者の選任を要する事業所の消防計画に対する、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める事項の規定の指導 ・震災に備えての事前計画 ・震災時の活動計画 ・施設再開までの復旧計画 ○　防火管理者の選任を要しない事業所に対する、「事業所防災計画表」（事業所防災計画の作成資料）の配布を通じた作成の働きかけ **（２）事業所防災訓練の指導** ○　事業所の自衛消防隊に対する、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導の推進 **（３）危険物施設の防災意識の向上** ○　事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制の確立 ○　消防法等に基づく、自衛消防組織の結成の指導 ○　大規模危険物施設に対する「東京危険物災害相互応援協議会」を通じた相互に効果的な応援活動の促進

５　ボランティアとの連携

５－１　一般ボランティアの活動支援と災害ボランティアセンターの体制整備

【市民部・社会福祉協議会・都】

大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

主体名	対策内容
市 （市民部） 社会福祉協議会	○　市と社会福祉協議会等は、相互に連携して「東大和市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○　市は、社会福祉協議会を中心とした市民団体や民間ボランティア組織との幅広いネットワークを構築 ○　市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進 ○　市と社会福祉協議会は、平時より災害ボランティアセンターの周知を図り、市民との連絡体制を構築 ○　市と社会福祉協議会は、避難行動要支援者を把握
都	○　都と東京ボランティア・市民活動センターが協働し、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置 ○　東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアが活動する上で必要な支援体制を整備 ・災害ボランティアコーディネーターの派遣 ・市災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援 ・区市町村間の資器材・ボランティアの需給調整　等

※　市（総務部）は、市災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤードが不足した場合の代替施設の確保について検討

５－２　東京都防災ボランティア等との連携【市民部・都市建設部】

市は、都と連携して、災害時に必要となる専門防災ボランティアの拡充に努める。

主体名	対策内容
市 （市民部） （都市建設部）	○　都が行う専門ボランティア登録に対して協力

＜東京都防災ボランティア等の概要＞

所管	要　件	活　動　内　容
都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

５－３　交通規制支援ボランティアとの連携【東大和警察署】

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」を平成８年８月から運用開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

所管	資　　格	活　動　内　容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	（１）大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用整備資器（機）材の搬送及び設置を行う。 （２）平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う。 （３）その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動を行う。

５－４　東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携【北多摩西部消防署】

北多摩西部消防署は、講習・訓練を通じ災害時支援ボランティアの知識・技術の向上に努めるとともに、震災時に効率的な活動を展開するため、リーダー講習、コーディネーター講習を行い、中核となる災害時支援ボランティアを育成する。

所管	資　　格	活　動　内　容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で、次のいずれかの要件を満たす者。 （１）応急救護に関する知識を有する者 （２）過去に消防団員、消防少年団として１年以上の経験を有する者 （３）元東京消防庁職員 （４）震災時等、復旧活動の支援に必要となる資格、技術等を有する者 ※　登録は、消防署ごとに行い、3 年ごとに更新する。	東京消防庁管内における震度６弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施 （１）災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動等を実施 （２）平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施

５－５　赤十字ボランティアとの連携

赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体等により構成される。活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動ができるよう体制づくりやボランティア養成計画等の調整を図る。

（１）赤十字ボランティアの役割

所管	分　類	活　動　内　容
日本赤十字社東京都支部	赤十字災害救護ボランティア	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を終了し、災害時に活動を希望する者を登録。登録したボランティアは、平時は救護に関する勉強会・訓練等の活動を行い、災害時には、赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。
	赤十字奉仕団及び個人ボランティア	①　地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には市と連携し、避難所等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。 ②　特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 ③　赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。

（２）赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）

目　　的	①　昼間都民対策の一環として、災害時に多数の市民（帰宅困難者）が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、その主要道路に簡易な支援所（エイドステーション）を設置し、各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当等を行うことにより帰宅困難者の帰宅の支援を行う。 ②　災害時に、避難所や広域避難場所へ移動する人々に各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当等のケアを行う。
内　　容	炊出し食・飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過情報の提供等を必要に応じ組み合わせて行う。
開設時期・時間	災害発生直後 36 時間以内
活　動　主　体	赤十字ボランティア、周辺住民等の協力者

６　市民・行政・事業所等の連携　【総務部・市民部・福祉部】

市は、平常時から企業（事業所）、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が相互に連携・協力しあうネットワークを形成するとともに、地域における防災連携体制の確立を図る。

主体名	対策内容
市 （総務部） （市民部） （福祉部）	**（１）横に連携した社会づくり** ○　都、市、企業（事業所）及び地域との相互支援を協議する場の設置 ○　自治体間の相互支援体制の強化 **（２）地域における防災連携体制の確立** ○　地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の構築を推進 ○　自治会等の地域コミュニティの支援を図り、地域防災の強化のため市民の積極的な参加等を促す等地域防災体制を強化 ○　地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視し、地域住民が主体となった防災訓練の充実を促進 ○　避難行動要支援者の人命安全確保のため、寝たきりやひとり暮らしの高齢者等に対する自主防災組織や近隣住民の協力体制づくりを推進 ○　地域住民、自主防災組織、関係施設及び関係機関と連携した防災訓練を実施

【応急対策】

１　自助による応急対策の実施
２　地域による応急対策の実施
３　消防団による応急対策の実施
４　事業所による応急対策の実施
５　ボランティア活動との連携

１　自助による応急対策の実施

１－１　市民自身による応急対策

主体名	対策内容
市　　民	○　発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止 ○　災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動 ○　地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用

１－２　外国人の情報収集等に係る支援【市民部・社会福祉協議会】

市及び社会福祉協議会は、各機関と連携して、在住外国人等に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

主体名	対策内容
市 （市民部） 社会福祉協議会	○　在住外国人への情報提供 ○　外国人災害時情報センター（都生活文化局）との情報交換 ○　市内の国際交流団体等との連携の検討

＜外国人に対する情報収集・提供の流れ＞

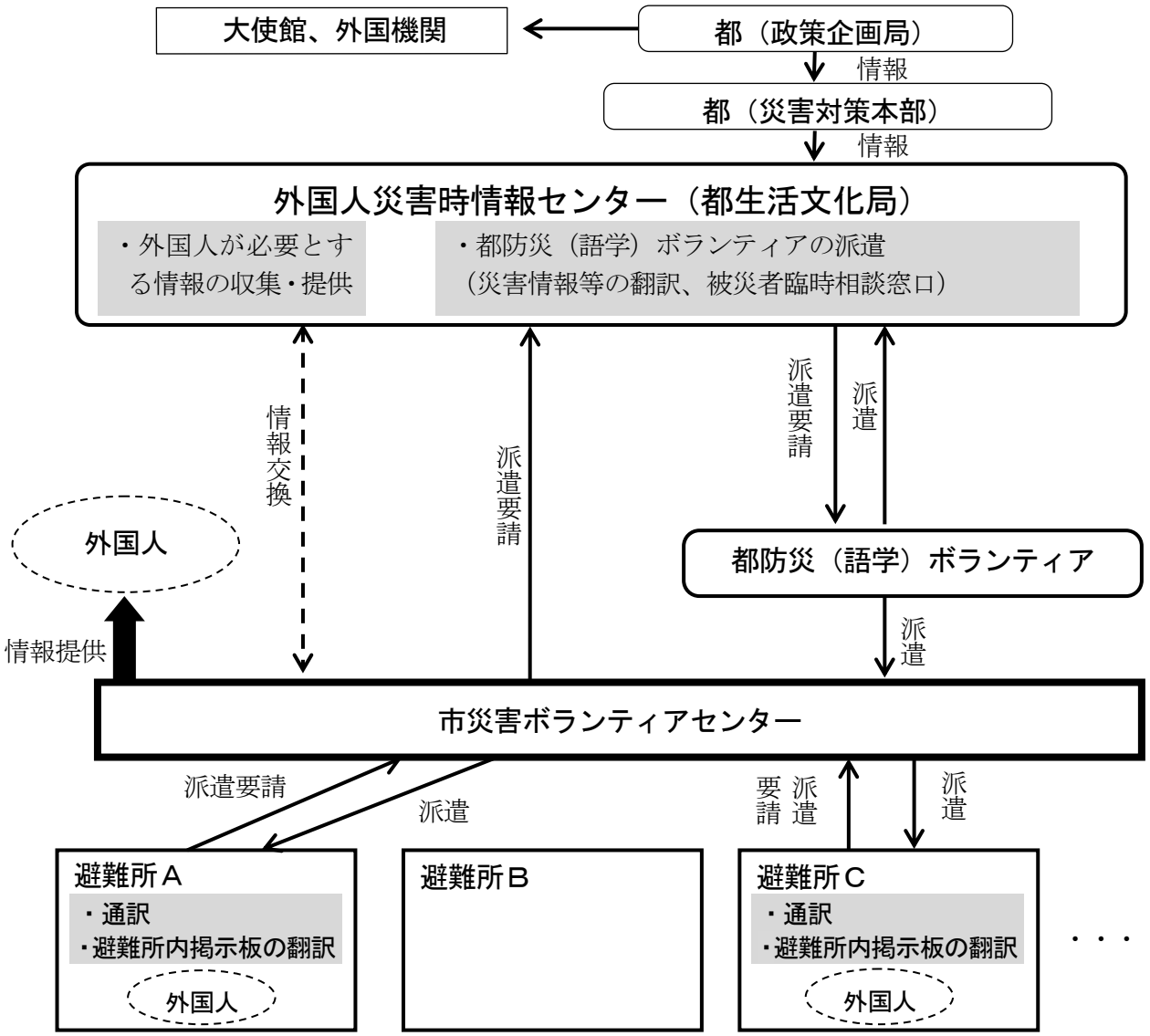

２　地域による応急対策の実施　【自主防災組織】

自主防災組織は、自らの身の安全を図るとともに、事業所や地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

主体名	対策内容
自主防災組織	○　近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○　安否や被害についての情報収集 ○　救出活動 ○　負傷者の手当・搬送 ○　住民の避難誘導活動 ○　避難行動要支援者等の避難支援 ○　避難所運営 ○　自治体及び関係機関の情報伝達 ○　炊出し等の給食・給水活動等

３　消防団による応急対策の実施　【消防団】

消防団は、地域防災力の中核として、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

主体名	対策内容
消防団	○　発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかけ ○　災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用して共有 ○　同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して実施 ○　消防署の消火活動等の後方支援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を実施 ○　救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を実施 ○　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を実施

４　事業所による応急対策の実施　【事業所】

事業所は、従業者の安全を図るとともに、自主防災組織や地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

主体名	対策内容
事業所	○　来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を実施 ○　出火防止を実施 ○　火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施 ○　正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供 ○　施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制 ○　事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施 ○　応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与

５　ボランティア活動との連携　【市民部・都市建設部・社会福祉協議会】

市及び社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

主体名	対策内容
市 （市民部） 社会福祉協議会	○　市は社会福祉協議会と連携して、市民会館（ハミングホール）に「東大和市災害ボランティアセンター」を設置 ○　東大和市災害ボランティアセンターは、市と社会福祉協議会が連携・協力して運営し、一般ボランティアの活動を支援 ①　被災地に参集する多くの災害ボランティアの受入れ ②　被災地や避難所等でのボランティアに関する情報収集と派遣調整 ③　東京ボランティア・市民活動センターへ支援要請 ○　災害ボランティアセンターは、情報や資器材の提供等ボランティア活動を効果的・効率的に展開するための支援を行うとともに、市民と連携して被災者のニーズを効率的に把握 ○　市は、災害ボランティアセンターと市災害対策本部との連携が効率的に図れるよう調整を実施

＜東京都防災ボランティア等の活動内容＞

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施

ボランティア名	出動要件及び活動内容
建設防災ボランティア	震度５強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度６弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度６弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施

＜ボランティア活動との連携体制＞

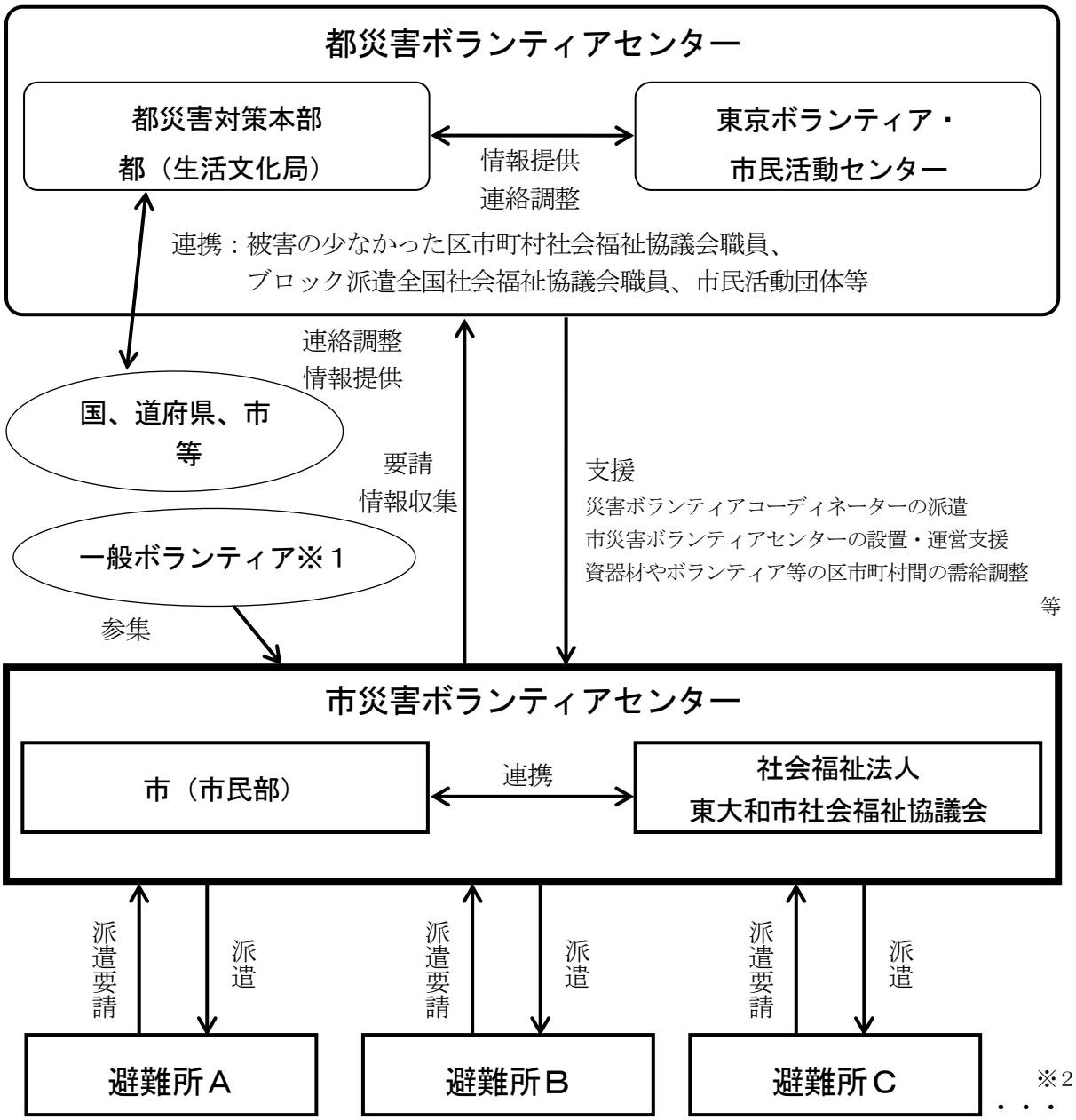

※１　専門知識・技術や経験に関係なく労力等（避難所運営支援やがれき撤去等）を提供するボランティア
※２　派遣先には「個人宅」「各種施設」等避難所以外も考えられる。

第３章　安全な都市づくりの実現

第１節　現在の到達状況

・住宅の耐震化率（推計）82.13％（平成 26 年度）
・応急活動拠点や避難所となる施設の耐震化率 100％（平成 28 年度末）
・都営東京街道団地及び都営東大和向原団地の建替事業や大和基地跡地利用による防災性の高い市街地整備
（資料編 資料第８「公営住宅建替事業」P.資-13）
・公園緑地等の都市施設とする緑地は約71.5ha、こども広場は約2.3haあり、市民1人当たり約8.4㎡の面積を確保
・開発事業の実施に伴う公園、緑地のオープンスペースの確保。生産緑地地区は201地区約44.06haの面積を確保
・都市に残された貴重な緑地及び農地の保全、野火止用水清流化と緑道整備
・東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づく緑地保護地区・保存樹木等の指定、緑化の推進、苗木の育成、公共施設の緑化
・9 か所(東大和市役所、第二中学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第七小学校、東大和南高等学校、北多摩西部消防署)のヘリサインの整備
・市有建物の落下防止対策として強化ガラスへの改修・飛散防止フィルムの貼付等実施
・自動販売機の転倒防止については、国において「自動販売機の据付基準」（昭和 54 年日本工業規格）を制定し、必要な措置を講ずるよう業者団体へ指導
・北多摩西部消防署は、本署、2 消防出張所、消防職員 175 人を擁し、ポンプ車、はしご車等 26 台を配備

第２節　課題

・住宅等の建築物の耐震性の向上及び不燃化の促進
・がけ地や急な斜面に造成された宅地への対応
・がけ・擁壁及びブロック塀等の安全化

第３節　対策の方向性

・延焼危険性が高い地域の不燃化促進
・建築物の耐震化及び安全対策の促進
・出火、延焼等の防止対策の推進
・防災機能を有する既存施設等の活用

第４節　到達目標

・令和10年の公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標は、市民一人当たりで9.14㎡
・発災時の住宅等の倒壊被害の軽減

・発災時の住宅等の延焼の防止
・防災拠点機能の向上
・災害時のオープンスペースの確保
・住宅の耐震化率目標：95％以上
・民間特定建築物の耐震化率目標：95％以上

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　安全に暮らせる都市づくり	３　出火、延焼等の防止
２　建築物の耐震化及び安全対策の促進	

１　安全に暮らせる都市づくり

１－１　地域特性に応じた防災都市づくり

【企画財政部・総務部・市民部・都市建設部・環境部】

大地震時には木造住宅密集地域を中心に、火災や建物倒壊等により大きな人的・物的被害が生じる可能性があるため、市では、防火地域等の指定、建築物等の耐震不燃化に努めるとともに、避難・救援・消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止する道路の整備を進める。

主体名	対策内容
市 （企画財政部） （総務部） （市民部） （都市建設部） （環境部）	**（１）地震に強い都市づくりの推進** ○　土地区画整理事業の完了地区では、地区計画の活用等により安全な市街地環境を保全 （資料編 資料第９「土地区画整理事業の実施状況」P.資-12） ○　一定規模以上の開発事業ついて、道路、公園等の公共施設等をはじめ、消防水利等整備の協議を行い、地域の防災性を向上 （資料編 資料第 10「道路現況」P.資-13） ○　「東大和市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」（平成 24 年 12 月）に基づき、防火地域及び準防火地域を指定 （資料編 資料第 11「防火地域・準防火地域の指定状況」P.資-13） ○　都市計画道路の整備に伴う防災性の向上 **（２）都市空間の確保** ○　公園や緑地等を防災活動拠点として利用できるよう、災害時のオープンスペースを確保 ○　市街化区域内農地の生産緑地地区の指定等長期・安定的な営農に向けた施策を推進と災害時協力農地登録制度の普及 ○　都が定期的に実施するオープンスペースの実態調査結果を基に、災害時の使用調整を実施 ＜実態調査の内容＞ ①　災害時利用可能なオープンスペースに係る調査 ②　ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地に係る調査 ③　応急仮設住宅建設予定地に係る調査 ④　利用可能な都施設・都有地等に係る調査 ○　災害時に、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共施設等の屋上にヘリサインの設置を推進

＜オープンスペース等の使用調整のための「震災後対策に必要な用地・建物及びその使用期間」＞

・震災時の応急対策活動を円滑に行うことができるよう、可能な限り事前にオープンスペース等の用途を定める。

・事前に定めた用途どおりの使用ができない場合等には、震災後に応急対策活動の重要度や緊急度、進捗状況に応じた使用調整を行う。

・平成 14 年 3 月に都のオープンスペース等利用計画策定委員会が作成した「震災時におけるオープンスペース等利用計画案」を踏まえると、発災直後から応急対策等の場となる土地・建物及びその使用期間は次のとおりである。

用　　途	設置・利用の時期	事 前 指 定
広域避難場所	事前（発災時）～数日間	都立東大和南公園、桜が丘市民広場、上仲原公園
住民の一時（いっとき）避難場所	事前（発災時）～数日間	小・中学校、都立高校等
救出・救助部隊の活動拠点	被災直後～3 か月程度	市民体育館
災害時ヘリ緊急離着陸場	被災直後～短期間	都立東大和南公園 第六小学校、第一中学校
ボランティア活動拠点等	被災直後～	市民会館（ハミングホール）
生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1 か月程度	市役所一帯（建物・中庭・北側駐車場）
ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舎	被災直後～6 か月程度	－
緊急仮置場	被災後 1 週間程度～数か月程度	－
一次仮置場 二次仮置場	被災後数週間～約 3 年以内 被災後数か月～約 3 年	－
遺体安置所	被災直後～短期間	－
応急仮設住宅建設用地	被災後 1 週間～約 2 年間	上仲原公園 都立東大和南公園
時限的市街地づくり用地	被災後 2 週間～	－
その他、福祉施設等の新設・移転・改築、仮設庁舎、仮設施設用地	随時	－

１－２　がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊、地すべり、山地災害等の防止

【総務部・環境部・都市建設部・都】

市は、都と連携してがけ・擁壁、急傾斜地の安全化、ブロック塀等の安全化に努める。

主体名	対策内容
市 （総務部） （環境部） （都市建設部） 都	**（１）がけ・擁壁、急傾斜地の安全化** ○　都は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）に基づき、防災上の見地から指導を実施 ○　今後、新たに宅地造成工事を行う者や既設のがけ・擁壁の所有者や管理者に対して、都では建築基準法等に基づき、宅地の保全や災害の防止のために必要な措置をとるよう指導を実施 **（２）ソフト・ハードの連携による土砂災害対策** ○　都は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告等ソフト対策を推進 （資料編 資料第 12「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」P.資-13） ○　市は、ハザードマップ等の整備の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知を徹底 ○　土砂災害警戒区域等の指定により、区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所毎の緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施 **（３）ブロック塀等の安全化** ○　都は、新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法を遵守した構造とするよう指導を実施 ○　市は、ブロック塀等の安全確認を所有者等に促すため、ホームページ等を通じて注意喚起

２　建築物の耐震化及び安全対策の促進

２－１　建築物の耐震化の促進【都市建設部】

市は、建築物所有者が主体的に耐震性の向上に取り組むことができるよう、普及啓発・情報提供等の支援を行う。

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	○　市民や所有者等が耐震化の重要性や耐震診断・耐震改修等についての情報を容易に入手できるよう提供 ○　市民、所有者等からの耐震化に関する種々の疑問・相談等に的確に対応するため、都等との連携体制の整備に努めるとともに、市と地域住民との協力により耐震化を推進する仕組みの整備 ○　建築物等の地震発生時の安全性を高めるために、耐震診断や耐震改修に要する費用についての助成制度を実施、検討するとともに、税の優遇措置等についても周知 ○　特定緊急輸送道路沿道の建築物については、東京都と連携しながら、耐震化を促進

２－２　エレベーター対策【総務部・市民部・社会教育部・都】

市、都等は、連携してエレベーター閉じ込め防止対策を推進する。

主体名	対策内容
市 （総務部） （市民部） （社会教育部）	○　公共建築物におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上
都	○　都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 ○　エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発 ○　都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進

２－３　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

【総務部・福祉部・都市建設部・北多摩西部消防署】

市は、家具類の転倒や、窓ガラス等ビルからの落下物等建築物の倒壊以外の被害軽減策について検討し、生活空間の総合的な安全性向上に努める。

主体名	対策内容
市 （総務部） （福祉部） （都市建設部）	**（１）家具類転倒防止** ○　「家内安全 10 か条」等、住民啓発用パンフレットを活用しての普及・啓発 ○　一定の要件を満たす高齢者や障害者の世帯に対しては、家具転倒防止器具等取り付けを支援 **（２）窓ガラス等落下物の安全化** ○　私有建物及び一般住宅に対する、窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼付する等の安全対策についての啓発 **（３）屋外広告物に対する規制** ○　東京都屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導 ○　長期継続広告物のうち、規模の大きいものについては、屋外広告物管理者を設置させる等、指導の強化 ○　建築物の壁面を利用する広告物で、非常用の進入口をふさぐようなものは、是正指導 **（４）自動販売機の転倒防止** ○　自動販売機の転倒防止についての措置を徹底するよう、業者に対する指導の強化を国に働きかけ ○　都から業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策を強化
北多摩西部消防署	○　家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等の作成と防災指導での活用、関係機関、関係団体等と連携した周知活動を実施 ○　防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ○　映像等多様な手法の活用による、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施

＜家内安全 10 か条＞

居住空間の安全確保
第　１条　　居住空間の安全確保はわが身と家族を守る第一歩
第　２条　　居住空間の安全は住まい方の工夫と家具の固定から
住まい方の工夫による安全確保
第　３条　　高齢者や障害者、小さな子どもの部屋は家具を減らして安全に
第　４条　　家具の転倒防止は収納の工夫で重心を低く
第　５条　　家具が転倒しても、けがをしない、火事を起こさない、避難路を塞がない置き方を
第　６条　　ガラス等の飛散防止を行って、けがの防止と避難路の確保
家具の固定による安全確保
第　７条　　家具の固定は鴨居や壁、天井の強度を必ず確認してから
第　８条　　家具固定の基本はＬ型金具で壁にしっかり留めること
第　９条　　家具と天井のすき間をしっかり埋めて家具の転倒防止
第１０条　　家庭電化製品やピアノの転倒防止も忘れずに

２－４　文化財施設の安全対策【社会教育部】

文化財施設の所有者は、防災訓練の実施や消防・防災設備の点検等安全対策に努める。

主体名	対策内容
所　有　者 管　理　者	○　定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○　消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○　文化財防災点検表を作成

（資料編 資料第 13「指定文化財一覧」P. 資-16）

＜文化財防災点検表＞

(1)　文化財周辺の整備・点検

①　文化財の定期的な見回り・点検　　②　文化財周辺環境の整理・整頓

(2)　防災体制の整備

①　防災計画の作成　　②　巡視規則や要綱の作成等

(3)　防災知識の啓発

①　国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ②　ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

(4)　防災訓練の実施

(5)　防災設備の整備と点検

①　外観点検　　②　機能点検　　③　総合点検　　④　代替措置の整備

(6)　緊急時の体制整備

①　消防機関への円滑な通報体制の確立　　②　近隣者の応援体制

(7)　文化財防災点検表による定期的な自主点検

２－５　公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備　【都市建設部・都】

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	○　公共施設等が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
都	○　都立学校における安全確保のための体制整備と市との協力体制の調整

３　出火、延焼等の防止

３－１　消防水利の整備、防火安全対策

【総務部、都市建設部、消防団、北多摩西部消防署・都】

地震による火災や延焼等の防止を図るため、建築物等の防火安全対策や消防水利の整備を推進する。

主体名	対策内容
市 （総務部） （都市建設部） 消防団 北多摩西部消防署 都	**（１）出火等の防止** ①　火気使用設備・器具等の安全化 ○　消防署は、東京都火災予防条例（昭和 37 年条例第 65 号）に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の確保及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策を推進し、今後も適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導を徹底 ②　市民指導の強化 ○　市、消防団、消防署は、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進し、実践的な防災訓練を通じて都民の防災行動力の向上を図るとともに、各家庭からの出火や火災の拡大防止を図るため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器を普及促進 ③　電気設備等の安全化 ○　変電設備や自家発電設備等の電気設備は、東京都火災予防条例に基づき、出火防止、延焼防止のための規制、熟練者による点検・整備を義務付け ○　消防署は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を推進 ④　電気器具からの出火防止 ○　地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導 ⑤　その他出火防止のための査察・指導 ○　消防署は、飲食店、大規模店舗、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導 ○　その他の事業所や一般住宅についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、

主体名	対策内容
	安全確保要領について指導 ○　給油取扱所（営業用）に対しても立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策についての指導を強化 ○　各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導 **（２）初期消火体制の強化** ○　市は、震災時における火災防止対策の一環として、初期消火体制を促進するため、街頭消火器を計画的に適正配置 ○　北多摩西部消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、耐震措置を指導 ○　北多摩西部消防署は、住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、全ての住宅での設置を促進 **（３）震災時の消防体制の確保** ○　北多摩西部消防署は、平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した震災消防活動計画に基づく有事即応体制の確立 ○　東京消防庁は、地震時において、常備消防力を最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた資機（器）材を整備 **（４）消防水利の整備** ○　市は、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する消火栓及び防火水槽を設置 ○　公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際して、防火水槽等を確保するように働きかけるとともに、都市基盤整備にあわせて、河川や洪水調整池の有効活用を図る等、関係機関と連携して多角的な水利確保を推進 **（５）消防活動路等の確保** ○　道路啓開用特殊資器材等の提供を関係団体に働きかけ ○　消防活動に必要な幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、Ｕ字溝等の暗きょ化、架空電線の地中化、道路角切り整備等を関係機関と検討 ○　震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について東大和警察署と協議 **（６）消防活動が困難な地域への対策** ○　市内には、狭あいな道路や木造密集住宅等による震災時の消火活動が困難な地域があるため、道路、消防水利、消防団用可搬消防ポンプの整備及び消防団体制の充実

（資料編 資料第 14「街頭消火器配置状況」P. 資-18）

（資料編 資料第 15「消防水利の現況」P. 資-18）

（資料編 資料第 16「消防水利（防火水槽）の整備計画」P. 資-18）

＜出火防止に関する市民への主な指導事項＞

項目	指導事項
出火防止に関する備え	○　住宅用火災警報器の普及 ○　消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備え等消火準備の徹底 ○　対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電遮断器等出火を防ぐための安全な機器の普及 ○　家具類、家電製品等の転倒・落下・移動の防止対策の徹底 ○　火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底 ○　カーテン等への防炎品の普及 ○　灯油等危険物の安全管理の徹底 ○　防災訓練への参加
出火防止等に関する教育・訓練	○　起震車、立川防災館を活用した「出火防止体験訓練」の推進 ○　普段から小さな地震でも「地震だ！まず身の安全」と声をかけあい、身の安全を守る行動の徹底 ○　地震時及び地震発生直後の行動における 3 度のチャンス（A　揺れを感じたとき、B　大揺れがおさまったとき、C　出火したとき）の徹底 ○　避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認等出火防止の徹底 ○　ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底 ○　ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

３－２　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

【総務部・学校教育部・北多摩西部消防署・東大和警察署・都】

主体名	対策内容
市 （総務部） （学校教育部） 北多摩西部消防署 東大和警察署 都	**（１）石油等危険物施設の安全化** ○　北多摩西部消防署は、危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進 **（２）液化石油ガス消費施設の安全化** ○　液化石油ガス消費施設の保安確保については、都では、所管する販売事業者に対する立入検査等を行い、保安の確保に努めている。 ○　都では震災対策の強化を図るため、平成９年度に「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」を改定し、これに基づき、地震時における容器の転倒防止や配管破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導 **（３）高圧ガス取扱事業所の安全化** ○　国や都は、「高圧ガス保安法」（昭和 26 年法律第 204 号）や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく規制・指導を実施 ○　都は、高圧ガス取扱事業所を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、事業者が定める危害予防規程の届出の受理を行うほか、許可対象事業所に対する建設時の完成検査を実施 ○　都は、高圧ガス取扱事業所を対象とした定期的な保安検査を行うほか、随時に立入検査を実施 ○　都は東京都震災対策条例に基づき、大地震等による高圧ガス取扱事業所からの災害発生を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定めており、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を実施 ○　北多摩西部消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導 ○　東大和警察署は施設の実態の把握に努めるとともに、必要に応じて係員を派遣して調査を実施し、災害防止上必要な事項について指導 **（４）毒物・劇物取扱施設** ○　都（多摩立川保健所）は、毒物・劇物による危害未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導 ○　北多摩西部消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導

主体名	対策内容
	○　都は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」を公立の小・中・高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。私立学校については、化学実験室等の管理について必要な情報を提供 **（５）化学薬品の安全化** ○　北多摩西部消防署は、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進 **＜主な指導事項＞** ・化学薬品容器の転倒・落下・移動防止措置 ・化学薬品収納棚の転倒・落下・移動防止措置 ・混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 ・化学薬品収納場所の整理整頓 ・初期消火資器材の整備 **（６）放射線等使用施設の安全化** ○　放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 42 年法律第 149 号）に基づき、ＲＩ（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を確保

「毒物・劇物営業者（販売業者）」及び「業務上取扱者（非届出）」（多摩立川保健所）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

営業者（販売業者）	業務上取扱者（非届出）
28	23

＜毒物・劇物取扱施設に対する防災機関の安全対策＞

主体名	対策内容
多摩立川保健所	○　営業者に登録基準に適合した施設を維持させ、毒物・劇物保有量に対応した貯蔵設備を講ずるように指導する。 ○　営業者に毒物・劇物による市民の生命及び保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに最寄りの保健所、警察署又は消防署に連絡することを徹底させる。 ○　毒物・劇物による緊急事態発生の通報を受けたときは、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、防災上適切な措置を講じる体制の確立を図る。 ○　毒物・劇物を使用している業態の現況の把握に努め、特にシアン化合物、酸アルカリ等を大量に取り扱っている事業所に対し、貯蔵等取扱いについて重点的に指導する。

主体名	対策内容
北多摩西部消防署	○　震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は、作成を指導する。
東大和警察署	○　署員に対し毒物・劇物の保管貯蔵施設箇所の周知徹底を図る。 ○　毒物・劇物の保管、貯蔵施設の実態を把握し、施設管理者に対し地震発生時の措置要領等の指導を徹底する。
教育委員会	○　危険物の貯蔵は、必要最小量とすることを基本に、取り扱う学校に対して、次のように指導する。 ○　保管の安全性を確立するとともに、取扱責任者を定め、その責任において出入りする。 ○　危険物を収納する容器は、落下・転倒等により容易に破損しない材質のものを使用する。 ○　毒物・劇物の保管は、安全な一定の場所を保管場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をする。 ○　危険物を収容した容器の保管は、転倒・落下等を防止する措置を講じた丈夫な戸棚とし、震動により戸が開くのを防止するための止め金を設けたものとする。また、戸棚は床又は壁体等に固定する。 ○　危険物を収納した容器は、密栓する。多段積みを避ける等の事項に配慮し、特に混合発火のおそれのある薬品類は別々に保管し、相互に接近して置かない。危険性の大きい薬品類は戸棚の下段に収納し、必要に応じ砂箱内に収納する。また、自然発火のおそれのあるものは、保護液を十分満たしておく。 ○　震動等によって破損するおそれのある実験器具等を用いる場合は、器具が破損した場合においても、危険物の拡散を防止できる場所で行う等の配慮をする。 ○　使用量、在庫量を明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておく。 ○　児童・生徒等に対して、緊急時の措置に関する安全教育を徹底する。

＜放射線等使用施設の安全化に対する防災機関の安全対策＞

主体名	対策内容
北多摩西部消防署	○　震災時の安全性を確保するため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は、作成を指導する。
東大和警察署	○　保管施設の実態を把握する。 ○　施設周辺における市民の避難誘導態勢を確立する。 ○　関係機関、団体との協調体制を確立する。

３－３　危険物等の輸送の安全化

主体名	対策内容
関係官庁	○　石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両は、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務等種々の規制が行われているが、今後とも、関係官庁による路上取締りを毎年定期的に実施する。 ○　送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

＜危険物等の輸送の安全化に対する防災機関の安全対策＞

主体名	対策内容
多摩立川保健所	○　要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努める。 ○　関係機関との連絡通報体制を確立する。
北多摩西部消防署	○　タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。 ○　危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。 ○　「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
東大和警察署	○危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 ○危険物運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 ○関係機関等の連絡通報体制を確立する。

【応急対策】

１　消火・救助・救急活動	３　危険物等の応急措置による危険防止
２　河川施設等の応急対策による二次災害防止	

１　消火・救助・救急活動

１－１　震災消防活動【消防団・北多摩西部消防署】

消防機関は、震災時の活動態勢及び消防相互応援協力等の必要な事項を事前に定め、地震が発生した場合の消防活動に万全を期する。

（消防団の活動体制については第２部第２章「市民と地域の防災力向上」P. 2-17 参照）

主体名	対策内容
北多摩西部消防署	○　発災時において、市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけ ○　消防団との連携も含めて、署をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努める等、災害に即応した防御活動を展開
東京消防庁	○　災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、北多摩西部消防署には署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保 ○　発災時には、これらの各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立
消防団	○　消防団は、地域に密着した消防機関として市民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、火災その他災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動を展開

＜東京消防庁の震災時の消防活動態勢等＞

項　目	活　動　態　勢
震災配備態勢	○　東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	○　東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常招集	○　震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

＜北多摩西部消防署の震災消防活動＞

	項目	内　　容
震災消防活動	活動の基本	○　火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○　震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 ○　延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 ○　重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。
	部隊運用の等	○　地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○　地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
	情報収集等	○　署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番情報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職員情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○　震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。

１－２　救助・救急活動態勢等【北多摩西部消防署・東大和警察署】

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

主体名	活動態勢・内容
北多摩西部消防署	○　救助・救急活動は、市及び消防団と連携し、署震災消防活動計画に基づき活動する。 ○　救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実行性のある活動を行う。 ○　救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署所に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○　傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車、ヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○　東大和警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
東大和警察署	○　救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ○　救出した負傷者は、直ちに応急措置を施し、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。 ○　救出・救助活動にあたっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 ○　北多摩西部消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。

１－３　救助・救急体制の整備【総務部・消防団・北多摩西部消防署・東大和警察署】

主体名	対策内容
東京消防庁	○　救助体制の整備については、東京都地域防災計画震災編第２部第６章第５節「３．消火・救助・救急活動体制の整備」を準用
東大和警察署	○　災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確・安全な救出・救助活動を実施
消防団	○　災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊に対する教育訓練の充実 ○　地域住民に対する応急救護知識・技術の普及・啓発活動の充実
市（総務部） 北多摩西部消防署	○　防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進 ○　市民に対し傷病者を応急に救護するために必要な知識及び技術を普及するとともに、事業所等における応急手当の指導者を養成 ○　応急手当普及用資器材の整備・充実を図るとともに、(財) 東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開 ○　一定以上の応急手当技能を有する市民に対し、その技能を認定することにより、市民の応急救護に関する技能の向上と意識を高揚

２　河川施設等の応急対策による二次災害防止

２－１　河川施設等【総務部・環境部・都市建設部・北多摩北部建設事務所】

主体名	対策内容
市（総務部）（環境部）（都市建設部）	○　水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施
北多摩北部建設事務所	○　災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○　破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び市の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行うほか、備蓄資料の提供も行う。 ○　市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 ○　巡回・点検及び応急対策については、必要に応じて、災害時における応急対策に関する協定により対処するものとする。

２－２　社会公共施設等【子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部】

病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、災害時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすため、これらの施設が被災した場合には応急措置を速やかに行うよう努める。

主体名	対策内容
病　院　等	○　収容患者の特殊性から、各施設にあらかじめ作成した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。 ○　施設長は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて臨機に必要な措置を実施する。
社会福祉施設等 （子育て支援部） （福祉部）	○　責任者は、施設利用者の安全を図るため、救助計画を策定する。 ○　責任者は、自衛防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。 ○　責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認し、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。 ○　責任者は、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。 ○　施設独自での復旧が困難である場合は、市等関係機関に連絡し、応援を要請する。 ○　災害の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。
学校施設 （学校教育部）	○　学校施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童・生徒の安全確保に万全を期する。 ○　学校施設の責任者は、自衛防災組織を編成して、役割分担に基づき行動する。 ○　緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。 ○　避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。 ○　校舎の応急修理は、迅速に実施する。
文化財施設 （社会教育部）	○　文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに北多摩西部消防署に通報し被害の拡大防止に努める。 ○　文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会に報告する。 ○　関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
社会教育施設 （社会教育部）	○　公民館、図書館、郷土博物館等の施設利用者は、不特定多数であり、利用者の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。 ○　災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

３　危険物等の応急措置による危険防止

石油、高圧ガス等の危険物貯蔵施設等は、地震時においては振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

したがって、これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や東京都震災対策条例等に基づく事業所防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策並びに周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制について確立しておく必要がある。

３－１　石油類等危険物保管施設の応急措置【企画財政部・総務部・市民部・社会教育部・学校教育部・北多摩西部消防署・東大和警察署】

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

主体名	対策内容
市 （企画財政部） （総務部） （市民部） （社会教育部） （学校教育部）	○　住民に対する避難の勧告又は指示 ○　住民の避難誘導 ○　避難所の開設 ○　避難住民の保護 ○　情報提供 ○　関係機関との連絡
北多摩西部消防署	○　危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を指導する。 ○　混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を指導する。 ○　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動を指導する。 ○　危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定を指導する。
東大和警察署	○　災害の発生が予想される場合においては、実態調査によって得た資料に基づき、特に危険と認められる施設に対して警察官を派遣し、施設責任者に対して、必要な防災措置の実施について指導する。 ○　災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理者等と緊密な連絡をとり、警戒区域の設定、被災者の救出救護、付近住民の避難誘導その他必要な防災措置をとる。

３－２　高圧ガス保管施設の応急措置【企画財政部・総務部・市民部・社会教育部・学校教育部・北多摩西部消防署・東大和警察署】

大震災時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を超える等広範囲に被害が拡大するおそれがある。

有毒ガス漏えい事故発生時における各機関の対応措置は次のとおりである。

主体名	対策内容
市 （企画財政部） （総務部） （市民部） （社会教育部） （学校教育部）	○　住民に対する避難の勧告又は指示 ○　住民の避難誘導 ○　避難所の開設 ○　避難住民の保護 ○　情報提供 ○　関係機関との連絡
都環境局	（１）事故時における措置 ○　ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 ○　災害が拡大する恐れがある場合、都の「高圧ガス震災時応援連絡体制」に基づき、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。 （２）事故時の緊急出動体制 ○　高圧ガス事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と準防災事業所が対応する体制を整えている。 ○　防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。
東大和警察署	○　ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○　市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要請があった時は、避難の指示を行う。 ○　避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○　避難路の確保及び避難誘導を行う。
北多摩西部消防署	○　ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している時の避難の勧告又は指示を行う。 ○　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○　関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「１－１震災消防活動」により対処する。

３－３　毒物、劇物取扱施設の応急措置

【都市建設部・多摩立川保健所・北多摩西部消防署・教育委員会】

震災による建物の倒壊等により、毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の各機関の対応措置は次のとおりとする。

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	○　石油毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、北多摩西部消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○　関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。 ○　都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。
多摩立川保健所	○　毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ○　毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○　関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
北多摩西部消防署	○　有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。 ○　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○　関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「１－１　震災消防活動」により対処する。
教育委員会	○　発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所を周知する。 ○　出火防止及び初期消火活動を行う。 ○　危険物等の漏えい、流出等による危険を防止する。 ○　実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等を防止する。 ○　児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育を徹底する。 ○　被害状況の把握、情報収集及び伝達等を行う。 ○　あらかじめ計画した避難場所及び避難方法に基づき行動する。

３－４　放射線使用施設の応急処置【北多摩西部消防署・多摩立川保健所】

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告する。文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

各機関の応急措置は次のとおりである。

主体名	対策内容
北多摩西部消防署	○　放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置が取れるよう使用者を指導する。 ○　消防機関は、「１－１　震災消防活動」により災害応急活動を行うものとする。 ・放設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
多摩立川保健所	○　ＲＩ（ラジオ・アイソトープ）使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、多摩立川保健所を中心としたＲＩ管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、市民の不安の除去に努める。

３－５　危険物等輸送車両の応急対策【都環境局・東大和警察署・北多摩西部消防署】

高圧ガス等輸送車両の応急対策

主体名	対策内容
都環境局	○　一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。 ○　一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
東大和警察署	○　危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、市民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○　施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
北多摩西部消防署	○　【予防】「３－３危険物等の輸送の安全化」に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○　災害応急対策は、「１－１　震災消防活動」により対処するものとする。

３－６　特定動物（危険動物）、実験動物等の逸走時対策

【総務部・環境部・都・東大和警察署・北多摩西部消防署】

特定動物や実験動物等、人の生命、身体等に危害を及ぼす可能性のある動物の逸走の通報があった場合には、関係機関の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼主・飼養施設等の情報収集を行う。

主体名	対策内容
都	○　情報の受理及び伝達 ○　捕獲等に関する必要な措置 ○　その他必要な措置
市 （総務部） （環境部）	○　特定動物、実験動物等を飼育する施設の被害状況等の情報収集 ○　住民に対する避難の勧告又は指示 ○　住民の避難誘導 ○　避難所の開設、避難住民の保護 ○　情報提供、関係機関との連携 ○　その他必要な措置
東大和警察署	○　情報の受理及び伝達 ○　その他必要な措置
北多摩西部消防署	○　情報の受理及び伝達 ○　怪我人の救護及び搬送 ○　その他必要な措置

【復旧対策】

公共の安全確保、施設の本来機能の回復

公共の安全確保、施設の本来機能の回復

１　社会公共施設等【学校教育部・社会教育部】

学校等社会公共施設は、被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

主体名	対策内容
学校施設（学校教育部）	○　学校の施設が台風、地震等で被害を受けた場合は、教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に校長及び都教育庁と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。 ○　また、児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。
文化財施設（社会教育部）	○　被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被災状況と文化財等の重要度に応じて、文化財管理者において修復等ついて協議を行う。
社会教育施設（社会教育部）	○　社会教育施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画をたて、早急に開館する。 ○　なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立てて、本格的な復旧を行う。

２　応急教育【学校教育部】

災害時における児童・生徒の生命及び身体の安全、並びに児童・生徒の教育活動の確保を図るため、小・中学校における災害予防、応急対策等に万全を期する必要がある。

このため、市は、平成 10 年 5 月に作成した「学校防災マニュアル」を改訂し、各学校において、日頃の防災訓練や安全指導等にマニュアルが活用され、学校の防災体制の充実が図られるよう、普及・啓発に努めていく。

主体名	対策内容
市 （学校教育部） 学　　校	（１）事前準備 ○　校長は、学校の立地条件等を考慮したうえで、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。 ○　校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。 ①　児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒も参加し、協力する。 ②　在校中や休日等の部活動等、児童・生徒が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。 ③　登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。 ④　教育委員会、東大和警察署、北多摩西部消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。 ⑤　勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。 ⑥　児童・生徒の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。 （２）災害時の態勢 ○　校長は、児童・生徒が在校中や休日等の部活動等、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。 ○　また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒等の安全な引渡しを図る。 ○　校長は、被害の規模及び児童・生徒や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。 ○　校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。 ○　校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う ○　また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保

主体名	対策内容
	を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。 ○　校長は、応急教育計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。 （３）災害復旧時の態勢 ○　校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。 ○　教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。 ○　教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。 ○　教育委員会及び校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。 ○　校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。 ○　他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、前項に準じた指導を行うように努める。 ○　教育活動の再開に当たっては、児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。 ○　避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。 ○　校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。 ○　教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。 ○　教育委員会は、都内学校間の教職員の応援体制について、都教育委員会と必要な調整を行う。

３　学用品の調達及び給与【学校教育部】

主体名	対策内容
市 （学校教育部） 学　　校	（１）給与(支給)の対象 ○　災害により住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒（私立学校を含む。以下本章において同じ。）に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。 （２）給与（支給）の時期 ○　教科書については災害発生日から１か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が、文部科学大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。 （３）給与（支給）の方法 ○　学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小・中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は、市が行う。なお、学用品の給与(支給)を迅速に行うために都知事が職権を委任した場合は、市長が教育委員会及び校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。 （４）費用の限度 ①　教科書 ○　支給する教科書（教材を含む。）の実費 ②　文房具及び通学用品 ○　災害救助法施行細則で定める額 （５）授業料等の免除 ○　教育委員会は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立する。

４　応急保育【子育て支援部】

災害時における園児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、市立狭山保育園における災害予防、応急対策等に万全を期する必要がある。このため、市は、応急保育に関する計画を樹立しておくものとする。

主体名	対策内容
市 （子育て支援部）	（１）事前準備 ①　応急保育計画の作成 ○　保育園の責任者は、保育園の立地条件等を考慮したうえ、あらかじめ災害時の応急保育計画を立て、保育の方法等を明確にしておかなければならない。 ②　保育園の責任者の責務 ○　保育園の責任者は、災害の発生に備えて次のような措置を講じる。 ア　園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を検討し、周知を図る。 イ　東大和警察署、北多摩西部消防署及び保護者等との連絡及び協力体制を確立する。 ウ　保育施設・設備の自主点検、委託点検を常に実施する。 エ　勤務時間外における災害に備え、非常召集の方法を定め、職員に周知する。 （２）災害時の態勢 ①　緊急避難の措置 ○　保育園の責任者は、状況に応じ緊急避難の措置をとるものとする。 ②　被害状況の報告 ○　保育園の責任者は、災害の規模、園児、職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、子育て支援部長に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立する。 ③　臨時編成の調整 ○　保育園の責任者は、応急保育計画に基づき臨時のクラス編成を行う等、災害の状況に合致するよう速やかに調整する。 （３）災害復旧時の態勢 ①　子育て支援部の責務 ○　職員を把握するとともに、園児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし、復旧態勢に努める。 ○　保育園に対する情報及び指令の伝達について万全の措置を講じる。 ○　避難所等に保育園を提供する等、長期間保育園として使用不可能となった場合には、早急に保育が再開できるよう対策を講じる。 ○　被害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。 ②　保育園責任者の責務 ○　子育て支援部からの指示事項の徹底を図る。 ○　応急保育計画に基づき通園可能な園児は、保育園において保育する。その際、登・下園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。 ○　災害により、登園できない園児については、地域ごとに実情を把握し、必要な措置を講ずる。

第４章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第１節　現在の到達状況

（交通）
・市内の橋りょうは、主に空堀川・奈良橋川・前川に架設されたもので、都管理橋及び市管理橋
（鉄道施設）
・主要構造物は、震度６相当の地震まで耐え得るよう考慮してある。
（水道）
・市内の浄水所、給水所、水道施設あるいは村山貯水池（多摩湖）等は都水道局が管理
・震災時に停電が発生した場合においても、浄水及び送配水機能が確保されるように、浄水所、ポンプ所等には、自家用発電設備を設置
・浄水所、給水所等構造物は、耐震診断結果に基づいた耐震補強工事が完了
・取出口径が 50㎜ 以下の給水管については、公道下において、ステンレス化がほぼ完了
（電力）
・市内には、東大和変電所があり、架空送電線は市の東・南部に分布
・発電所、変電所は、耐震設計がされ、送電線は、風圧による設計を実施
・一部の施設が被災した場合でも電力供給ができるように送電網はループ化を実施
（ガス）
・ガス導管等の耐震性の強化対策を実施
・ガスホルダーは非常時に備えて減衰装置や緊急遮断弁及び揺れを防止する収縮管を装備
・大地震に備えて被害を拡大させないための自動遮断装置、中・高圧導管網のブロック化及び滞留しているガスを空中に安全に放散するための放散設備を整備。
（下水道）
・市の下水道施設である汚水管渠延長は平成 31 年４月１日現在、約 241ｋｍ
・排除方式は分流式で、汚水管はほぼ完了しているが、雨水管は未整備
（情報通信）
・郵政事業を所掌する郵便局は９局（武蔵村山郵便局を含む）
・電気通信業務を所掌する施設は、村山大和交換ビル

第２節　課題

・市管理橋はコンクリート橋であるが、老朽化した橋もあり、幅が狭く、震災時の避難及び物資の輸送に障害となる可能性
・上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、高度化、複雑化し、各施設の相互依存の関係も著しく高まっており、災害時には、どれ一つ欠けても生活に支障を及ぼし、救護や復旧活動の大きな障害となる可能性

第３節　対策の方向性

・災害時においても、ライフライン施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための施設整備等の安全化対策を実施
・災害が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を実施
・災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握
・道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、う回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについては、応急措置及び復旧対策を実施

第４節　到達目標

・災害時には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期する。
・ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策、危険防止のための諸活動等を迅速に実施
・公共施設等が被災した場合に、速やかに応急・復旧措置を講ずるための必要な体制を整備

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　道路・橋りょう	５　下水道
２　鉄道施設	６　電気・ガス・通信等
３　河川施設等	７　エネルギーの確保
４　水道	

１　道路・橋りょう

１－１　道路・橋りょう【都市建設部・北多摩北部建設事務所】

市は、都と連携して、道路・橋りょうの整備を進める。

主体名	対策内容
市 （都市建設部） 北多摩北部建設事務所	**（１）道路の整備** ○　都と連携・協力して、都市計画道路等の幹線道路の整備を推進 ○　緊急道路障害物除去路線として指定する市道第2号線（桜街道線）のうち、南街5丁目から桜が丘2丁目までの区間において無電柱化を推進 **（２）橋りょうの整備** ○　河川の改修工事、道路整備とあわせ、耐震性を考慮し、橋りょうを整備

（資料編 資料第 10「道路現況」P. 資-13）

１－２　緊急交通路の確保【東大和警察署】

災害時における人命救助や消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等応急対策活動を行うため、緊急交通路の確保のための態勢を整備する。

主体名	対策内容
東大和警察署	**（１）具体的な被害想定に基づく交通規制計画の見直し** ○　交通規制を迅速かつ的確に実施するための態勢の確立と防災型信号機（※1）等の必要な資器（機）材の整備を推進 ○　交通規制実施に必要な人員を検証して、適切な配置を行うための交差点の指定について検討 ○　警察庁及び関係県警察と緊急交通道路の確保について調整を行うほか、首都直下地震以外の交通対策として、東海、東南海、南海地震発生時の対策についても検討 **（２）交通規制計画の広報の推進** ○　発災時の交通規制について、平素からウェブサイトに掲載する等積極的かつ効果的な広報を実施 ○　タイムリーな情報発信の方法として、発災時における関係機関への広

主体名	対策内容
	報協力要請、ＤＶＤや携帯サイト等新たな媒体を活用した広報を推進 **（３）交通規制訓練の実施** ○　警察官の手信号の練度向上及び防災型信号機の都民への普及浸透を図るため、訓練の見直しを検討 ○　交通規制支援ボランティア（※2）に対する教養と実践的訓練を実施 **（４）発災時のＩＴＳ（※3）技術を活用したタイムリーな情報発信** ○　発災時の緊急交通路の確保や都心方向へ流入抑止を図るため、光ビーコンからカーナビゲーション装置に対して、文字メッセージによりタイムリーな規制情報等を発信できるよう検討 ○　発災時における交通情報の収集・提供について、今後のＩＴＳ技術の活用を検討

※1　発災時に都心部への交通流入を抑制又は抑止するため、矢印信号による特殊な信号現示に切り替え、緊急交通路の確保や被害拡大の防止を図るための信号機
※2　災害時に大規模な交通規制を行う際に協力するボランティア
※3　人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム

１－３　緊急通行車両確認標章の交付【東大和警察署】

主体名	対策内容
東大和警察署	**（１）公的機関に対する事前届け出制度の再周知** ○　発災時に災害応急対策を実施する公的機関に対して、緊急通行車両事前届出制度(※)を再周知することにより、同制度の効果的な活用を促進 **（２）公的機関と民間事業者等による輸送協定締結の促進** ○　公的機関との契約等により、民間事業者等の車両も緊急通行車両確認標章の交付対象となることから、公的機関と民間事業者等による輸送協定の締結を促し、併せて、事前届出制度の活用を促進 **（３）標章・証明書の備蓄の拡充** ○　発災時において、標章・証明書を円滑に交付するため、本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊のいずれにおいても、十分な標章・証明書の備蓄を拡充

※　発災時における緊急車両確認事務の省力化、効率化を図るために災害対策活動に使用される車両について事前に届け出をする制度。

１－４　信号機の滅灯対策【東大和警察署】

主体名	対策内容
東大和警察署	**（１）信号機電源付加装置(※)の整備の促進** ○　主要幹線道路に設置されている信号機について、停電による滅灯に備え、自動起動式発動電気等の信号機電源付加装置を整備 **（２）津波等を想定した信号施設の整備・検討** ○　信号機の設置場所における被害想定を踏まえ、災害による機能停止を防止するための対策を検討

※　電源途絶時に発動電源機等により一時的な電源供給を行う装置。

１－５　広報活動【東大和警察署】

主体名	対策内容
東大和警察署	**（１）報道機関等に対する広報の要請** ○　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、会社、学校、一般家庭及び運転者に向けた家族の送迎、避難等のための車両利用の抑制、交通渋滞対策への協力等について、放送要請及び報道要請を実施 **（２）運転者等に対する広報** ○　交通規制の実施状況及び運転者のとるべき措置について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により広報を実施

＜運転者のとるべき措置＞

（１）原則として現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
（２）現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状７号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到達後は車両を使用しないこと。
（３）首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
①　慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行者両用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。
②　カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて、状況を把握する。
③　危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
④　カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
（４）やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
①　交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
②　エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
③　窓は閉め、ドアはロックしない。
④　貴重品を車内に残さない。

２　鉄道施設　【西武鉄道・多摩都市モノレール】

災害時において、被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。特に多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、各交通機関では機敏かつ適切な応急措置ができるように、あらかじめ対策本部や通信連絡態勢等を定めている。

主体名	初動措置
西　武　鉄　道	○　阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）及び「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10年12月運輸省通達）により適切に対応する。 （１）駅舎、事業所 ①　年1回の定期検査により点検を実施 ②　建物の位置、構造については、建築基準法その他関係法令に基づき耐震性上の安全を確保 （２）その他の構造物 構造物については、定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機能の強化を図る。
多　摩　都　市 モ　ノ　レ　ー　ル	○　阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係わる当面の措置について」（平成７年５月建設省通達）により支柱の剛性強化等の耐震補強を実施 ○　駅舎・支柱等の構造については、定期検査により健全化を調査し、必要に応じ補修等を行い、安全を確保

（資料編 資料第 17「鉄道施設の現況（西武鉄道・多摩都市モノレール）」P. 資-19）

３　河川施設等　【総務部・環境部・都市建設部】

地震により堤防、護岸、排水施設等に破損等の被害が発生する恐れがあるため、水防活動に備える。（第５部第５章「風水害予防対策」に基づくものとする。）

市は、資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

主体名	対策内容
市 （総務部） （環境部） （都市建設部）	○　水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送を確保 ○　水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認

４　水道　【都水道局】

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は必要な人員及び資器材等の確保、情報の収集連絡態勢等をあらかじめ決めておく必要がある。

都水道局は、水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

主体名	対策内容
都　水　道　局	**（１）動員体制の整備** ○　災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し、担当業務を決定 **（２）応急連絡体制の確立** ○　災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、水運用専用電話、業務用無線、衛星携帯電話、東京都防災行政無線を整備し、応急連絡体制を確立 **（３）施設の整備補強** ○　貯水施設については、堤体直下の市街地に対する二次災害の防止等を図るため、堤体強化工事を実施 ○　取水・導水施設は、耐震診断結果に基づき、耐震性の劣るものについて、耐震補強工事等を実施 ○　導水・送水・配水管は、耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り替え、このうち、強度が低く破損による漏水のおそれや濁り水の原因となる経年管は、順次、取り替えを推進 ○　震災時における医療救護活動や首都機能の継続を確保するため、医療機関や首都中枢機関への供給ルートとなる配水小管を優先して、耐震継手管に取り替え ○　75㎜以上の給水管は、配水管布設替工事等にあわせ、耐震継手管に取り替え **（４）システムの強化** ○　施設の二重化、二系統化や送配水管ネットワークの構築等、震災時における水道システムとしての耐震性の向上 ○　広域的な水の相互融通を行う体制を構築するために、埼玉県や川崎市等、近隣の水道事業体と共同で連絡管の整備 ○　震災時における被害把握や応急給水・復旧活動を効率的に実施するため、音声通信の衛星携帯電話等と、データ通信の震災情報システムとを併用して活用 **（５）震災対応** ○　都水道局と市は相互に震災訓練に参加する等し、日頃より連携を図るとともに、震災時には市民の水確保と生命の安全を図るべく行動

５　下水道　【都市建設部】

施設の老朽化対策等として行う改築事業を進めるなか、管路施設の重要度区分の設定を行い、緊急度が高く対策の必要が認められると判断された施設から計画的に改築を行う。

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	**（１）新耐震基準による施設整備** ○　今後新たに整備される管渠等については、耐震基準（2014 年版「下水道施設の耐震対策指針と解説－日本下水道協会－」）に基づいた設計を実施 **（２）改築事業** ○　地域特性、地盤特性及び施設の特性や規模を考慮し下水道管渠の安全性を確保 ○　幹線道路・緊急輸送道路及び避難所・防災拠点等への主要道路の下水道管渠の改築事業を推進 **（３）体制づくり** ○　公共下水道台帳管理システムの活用を図り、情報の体系的管理を推進 ○　都、関係市との連携を図り、下水道関連事業者との下水道復旧協力体制の充実・強化

６　電気・ガス・通信等

ライフライン施設は、市民の日常生活や業務を支える基盤として、欠くことのできないものであり、災害時には、どれ一つ欠けても生活に支障を及ぼし、救護や復旧活動の大きな障害となる。

このため、災害時においても、ライフライン施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための施設整備等の安全化対策を実施する。

６－１　電気施設【東京電力パワーグリッド㈱立川支社】

主体名	対策内容
東京電力パワーグリッド㈱立川支社	**（１）耐震設計** ○　電力施設は、耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域等、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を行い施行 **（２）電力の安定供給** ○　電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線から電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一端受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い、電力供給するよう構成 ○　送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することが可能 **（３）整備計画** ○　配電線路は、年々強化されており、一般市民に及ぼす危険は、非常に少なくなっているが、災害時における不測の事故防止のため、次のとお

	り設備強化を計画 ①　電力流通構造及びサービス向上を図るため、管理機構を充実し、設備面においても事故のあった場合、自動的に動作する操作器の取付け、台風、雷害対策等を推進し、市民の安全を確保 ②　送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目によっており、変電設備の屋外鉄構については、風速40m/sec と設定 ア　高圧電線の被膜化（建物高層化による安全対策） イ　不良電柱の建替（木柱不良柱をコンクリート柱に取替） ウ　ＮＴＴ東日本との共架による配電線路の整備 エ　架空地線アレスターの取付け（雷害対策） オ　樹木伐採（配電線に接近している樹木の伐採） カ　不良器具の取替（旧型を新型に取替） キ　随時パトロール員の配置（公衆災害防止対策）

＜電力施設の耐震設計基準＞

設　備　名		地　震　対　策
架空送電設備		電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
変　電　設　備		機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。
配電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用する等耐震性を配慮した設計とする。

６－２　ガス施設【東京ガス】

主体名	対策内容
東　京　ガ　ス	**（１）施設の現況** ガス導管等の耐震性の強化対策を講じているほか、ガスホルダーには非常時に備えて減衰装置や緊急遮断弁及び揺れを防止する収縮管を備えている。 さらに、大地震に備えて被害を拡大させないための自動遮断装置、中・高圧導管網のブロック化及び滞留しているガスを空中に安全に放散するための放散設備の整備がされている。 **（２）施設の安全対策** ○　設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づき実施する。 **（３）ガス施設の定期検査** ○　ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

	（４）今後の事業計画 ①　製造所・整圧所設備 ○　重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保 ○　防・消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害を防止 ②　供給設備 ○　導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性を向上 ○　全ての地区ガバナーにＳＩセンサーを設置し、揺れの大きさ（ＳＩ値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリング ○　高密度に被害推定を行い、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給を停止

＜施設の現況＞

施　設　名	施　設　の　現　況
ガスホルダー	ガス事業法に基づき、安全装置・遮断装置・離陸距離を考慮して設計している。
整　圧　器	地下整圧器に対しては保安上の対策を施し、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えている。
ガ ス 導 管	（１）ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 （２）導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はポリエチレン（ＰＥ）管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用している。 （３）鋼管のうち、本管の継手は溶接接合とし、支管等の小口径導管及びダクタイル鋳鉄管は、機械的接合としている。また、ポリエチレン（ＰＥ）管は融着接合を行っている。 （４）ガス導管には緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、工場及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等である。 （５）橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。 （６）ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。
需要家施設	（１）需要家施設の損傷に対するガスの漏えいを緊急に遮断するため、一般需要家にはマイコンメーターを、その他の需要家には大型メーターのマイコン化を進めている。 （２）洪水対策としては、出水のおそれのある地域においては、メーター部分の位置を嵩上げとし、床上浸水程度では被害のないようにしてある。

＜施設の安全対策＞

施設名	安　全　化　対　策
製　造　施　設	（１）施設の重要度に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 （２）緊急遮断弁、防・消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供　給　施　設	（１）新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 （２）二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による導管内の緊急減圧措置を行う。 ①　導管網ブロック化 震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。 ア　中圧導管網の地域ブロック化（Ｋブロック化） 地震時に被災地区への供給停止、非被災地域への供給の確保を目的として、全供給区域を 25 ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔操作可能な緊急遮断バルブを設置している。 イ　低圧導管網の地区ブロック化（Ｌブロック化） Ｋブロック単位の緊急措置に至らない局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に区分できるよう、Ｋブロック内の低圧導管網を 300 ブロックに分割している。 ②　放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を防止するため、導管内のガスを空中放散するため、工場・整圧所・幹線ステーション等に放散塔を設置している。
通　信　施　設	（１）ループ化された固定無線回線の整備 （２）可搬型無線回線の整備
そ　の　他　の 安　全　施　設	（１）地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナーには感震・遠隔遮断装置を設置している。 （２）安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200 ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

＜ガス施設の導管の維持管理＞

○　道路に埋設されている導管は、最高使用圧力が高圧のものにあっては埋設の日以後 14 か月に 1 回以上、その他のものにあっては埋設の日以後 40 か月に 1 回以上、告示で定める方法により検査を行う。

○　道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、メーターガス栓、ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後 40 か月に 1 回以上、告示で定める方法により検査を行う。
ただし、その導管、メーターガス栓、ガスメーター又はガス栓が設置されている場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができない場合は、この限りでない。

６－３　通信施設対策【武蔵村山郵便局・ＮＴＴ東日本】

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。このため、災害による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

主体名	対策内容
武蔵村山郵便局	**（１）施設の安全化対策** ○　郵便物の運送、取集、配達の確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具を整備 ○　郵便局舎における防災設備の整備及び災害時における応急復旧に必要な資料、用品の備蓄等の措置を実施 **（２）整備計画** ○　普通郵便局舎等の耐震、不燃堅牢化その他改善計画を推進
ＮＴＴ東日本	**（１）施設の安全化対策** ○　災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施 ①　豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。 ②　暴風のおそれがある地域にある電気通信施設等について、耐風構造化を行うこと。 ③　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行うこと。 **（２）整備計画** ○　災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 ①　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。 ②　主要な中継交換機を分散設置すること。 ③　大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。 ④　通信ケーブルの地中化を推進すること。 ⑤　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。 ⑥　重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

7　エネルギーの確保　【総務部・環境部・都市建設部・学校教育部】

市は、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立･分散型電源の整備等により電力を確保し、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進する。

主体名	対策内容
市 （総務部） （環境部） （都市建設部） （学校教育部）	（１）災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、非常用電源の整備等を促進 （２）公共施設等の電力を確保するため、LP ガスの活用やコージェネレーションの導入を促進する等、民間事業者との連携を推進 （３）災害時にスマートフォン等の充電にも活用できる太陽光パネルの設置や非常用電源としても有効な電気自動車等の導入を促進

【応急対策】

１　道路・橋りょう	５　下水道
２　鉄道施設	６　電気・ガス・通信等
３　河川施設等	７　エネルギーの確保
４　水道	

１　道路・橋りょう　【都市建設部・北多摩北部建設事務所・警視庁】

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路・橋りょうについて、被害状況を速やかに把握する。道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、う回道路の選定等、通行者の安全策を講ずる。パトロール等による広報を行うほか、被災した道路・橋りょうについては、応急措置を実施する。

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	○　道路の被害状況を速やかに把握のうえ、市災対本部長室に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通を確保 ○　上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報 ○　緊急のため、通報のいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置を取り、事後連絡
北多摩北部建設事務所	○　所管の道路・橋りょうについては、協力事業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置等、通行者の安全対策を実施 ○　状況によっては所属職員を現場に派遣し、必要な指示を付与
警視庁	○　発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施し、その後、災対法に基づく第二次交通規制を実施

（資料編 資料第 18「大震災時における交通規制図（第一次・第二次）」P. 資-19）

＜交通規制＞

交通規制	震度５強の地震が発生した場合都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状７号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状８号線内側への一般車両の流入を抑制
第一次交通規制（道路交通法）	大地震が発生したことを認知した場合は、速やかに都内における被害状況並びに道路及び交通状況（以下「道路交通状況」という。）を把握して、実施計画に基づく第一次交通規制を実施 （１）環状７号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 （２）環状７号線内側への流入禁止の実行性を高めるため、環状８号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 （３）次の７路線を「緊急自動車専用路」として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。 ・国道４号（日光街道　他） ・国道 17 号（中山道・白山通り　他） ・国道 20 号（甲州街道　他） ・国道 246 号（青山通り・玉川通り　他） ・目白通り・新目白通り ・外堀通り ・高速自動車国道・首都高速道路
第二次交通規制（災対法）	人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための第一次交通規制を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災対法」に基づいて第二次交通規制を実施 （１）第一次交通規制の（３）の路線を「緊急交通路」とする。 （２）被害状況等に応じて、次の指定 31 路線を緊急交通路として指定する。 第一京浜　第二京浜　中原街道　目黒通り　青梅・新青梅街道 川越街道　北本通り　水戸街道　蔵前橋通り　京葉道路　井の頭通り 三鷹通り　東八道路　小金井街道　志木街道　府中街道　芋窪街道 五日市街道　中央南北線　八王子武蔵村山線　三ツ木八王子線 新奥多摩街道　小作北通り　吉野街道　滝山街道　北野街道　川崎街道 多摩ﾆｭｰﾀｳﾝ通り　鎌倉街道　町田街道　大和バイパス

２　鉄道施設　【西武鉄道・多摩都市モノレール】

災害時において、被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。特に多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、各交通機関では機敏かつ適切な応急措置を次により実施する。

主体名	対策内容
西武鉄道 多摩都市モノレール	**（１）災害時の活動態勢** ○　災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置 ○　災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機を利用 **（２）発災時の初動措置** ○　各鉄道機関は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い、徐行等の運転規制を実施 **（３）乗客の避難誘導** ○　災害時に予想される、駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は、各社の規定により速やかに避難誘導を実施 **（４）事故発生時の救護活動** ○　各鉄道機関は、災害時に事故が発生した場合、負傷者の救護を優先的に実施 ○　併発・続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り、輸送力を確保

＜各鉄道機関の初動措置＞

主体名	初動措置	
西武鉄道	運転規制	運転司令長は、地震が発生したときには応急処置として次の処置を行う。 （１）震度４以上の地震が発生したとき、又は緊急地震速報による震度４以上の予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停止させる。 （２）緊急地震速報による震度４以上の予報を受信したときで、震度３以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。 （３）震度４を観測したときは、毎時 55km 以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。 （４）震度５弱を観測したときは、毎時 25km 以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。 （５）震度５強以上を観測したときは、電気司令長及び施設司令長に要注意点検個所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度５強を観測したときに限り、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を毎時 15km ル以下で次駅又は最近の駅まで運転するよう指令することができる。

主体名	初　動　措　置	
	乗務員の対応	（１）災害が発生し、列車の運転が危険と判断した場合、又は列車無線等で停止指令があった場合、列車を停止する。 （２）駅間の途中で列車を停止させる場合は、できるだけ橋りょう、ずい道、深い切取り、高い築堤等の被害を受けやすい所は避ける。また、必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。 （３）駅間に停止した列車は、運転司令から運転再開の指令があったとき、車掌と打ち合わせ、次駅まで注意運転する。この場合、線路状態に注意する。 （４）運転を再開し列車が駅に到着したときは、その区間の状況を駅長に報告する。
	その他の措置	（１）駅長は、地震が発生し被害が予想されるときは、速やかに構内を巡視して異常の有無を点検し、その状況を運転司令に報告する。 （２）電気司令長は、災害が発生し、列車の運転が危険と判断したときは、直ちに運転司令に報告し、必要に応じて送電中止の処置をする。
多摩都市モノレール	運転規制	（１）震　度　４　…　25km 以下の注意運転 （２）震度5弱以上　…　運転中止
	乗務員の対応	（１）列車の運転 列車の運転が危険と判断した場合又は指令センター長の指示があった場合は、列車を停止させた後、状況を指令センター長に報告し、指示を受ける。 （２）乗客への対応 状況を旅客に説明し、動揺と混乱防止に努める。
	その他の措置	（１）旅客の避難誘導 （２）被害状況の把握 （３）施設・設備の点検 （４）出火防止、初期消火 （５）通信、電気施設の緊急措置 （６）防災機関との連携

＜乗客の避難誘導活動＞

主体名	避　難　活　動	
多摩都市モノレール 西武鉄道	駅における避難誘導	乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた避難場所に誘導する。
	列車における避難誘導	乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所又は最寄り駅まで駅長（運転司令）と連絡のうえ誘導する。

＜事故発生時の救護活動＞

主体名	対策内容
西　武　鉄　道	○災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 （１）負傷者の救出については、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。 （２）救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 （３）多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。
多　摩　都　市 モ　ノ　レ　ー　ル	（１）負傷者の救護を最優先する。また、併発事故の防止の手配をとるとともに、直ちに指令センター長及び駅務管理所長へ通報する。 （２）事故現場に居合わせた係員は、可能な限り事故の処置に協力する。

３　河川施設等　【総務部・環境部・都市建設部・北多摩北部建設事務所】

地震により堤防、護岸等に破損等の被害が発生した場合、各施設の管理者は被災状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに全力をもって排水を行う。

主体名	対策内容
市 （総務部） （環境部） （都市建設部）	○　水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視 ○　被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施
北多摩北部 建設事務所	○　災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見ための活動を実施 ○　破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び市の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行うほか、備蓄資料の提供も実施 ○　市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施 ○　巡回・点検及び応急対策については、必要に応じて、災害時における応急対策に関する協定により対処

４　水道　【都水道局】

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は必要な人員及び資器材等の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

主体名	対策内容
都　水　道　局	**（１）活動態勢** ○　災害が発生した場合、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、都水道局は、市災対本部と密接な連絡を保ちつつ応急的な給水活動に対処 ○　災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保 ○　人員や資器材等が不足する場合は、都他部局や市、水道関係機関等の応援を要請 ○　災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、水運用専用電話、業務無線、衛星携帯電話、都防災行政無線を活用し、応急連絡体制を確立 **（２）施設の点検** ○　災害発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し被害状況を把握 ○　浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに実施 ○　管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等を把握 ○　点検に先立ち、浄水所、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメーター記録等から異常箇所の情報を把握 ＜重要点検箇所＞ ・首都中枢機関等への供給管路 ・応急給水施設、避難所等に至る路線 ・緊急啓開道路、鉄道及び主要道路の横断箇所 ・河川にかかる道路管理者又は河川管理者の指示による点検箇所 **（３）応急処置** ○　被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置 ○　送・配水管路 ①　漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。 ②　管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。 ③　配水調整作業は、浄水所から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。 ④　浄水所及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。 ○　給水装置 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

５　下水道　【都市建設部】

災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の排除に支障のないように応急措置を講じ、排水に万全を期するため必要な事項を定める。

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	**（１）活動態勢** ○　非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、「東大和市下水道事業業務継続計画」等により、下水道施設の被害に対し、迅速に応急活動を実施 **（２）災害復旧用資器材の整備** ○　下水道管渠の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、復旧に必要な資機材のうち、市が保有するもので対応できない場合は、「災害時における上・下水道施設の応急対策業務に関する協定」を締結している東大和市上下水道工事組合等関係事業者の協力により確保 **（３）応急処置** ○　下水道管渠の破損に対しては、被害状況を把握し､仮復旧の計画を立て、汚水・雨水の排除に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立案 ○　枝線の被害は、直ちに本復旧するとともに、幹線の被害も、程度に応じて応急復旧又は本復旧を実施 ○　工事施工中の箇所においては、受注者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材を補給 **（４）周辺自治体等との連携** ○　近隣市及び流域下水道本部との復旧工事等に係る連携を確保 ○　流域下水道本部と連携の上、被害状況を踏まえ、下水道使用の自粛等必要事項を広報

６　電気・ガス・通信等

６－１　電気施設　【東京電力パワーグリッド㈱立川支社】

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するため必要な事項を定める。

主体名	対策内容
東京電力パワーグリッド㈱立川支社	**（１）活動態勢** ○　地震が発生したとき、東京電力パワーグリッド㈱立川支社は非常態勢の発令をするとともに、非常態勢を編成し、非常災害対策活動を実施 **（２）非常態勢の組織** 災害が発生したときは、次により非常災害対策本・支部を設置 ①　本部は、本社、総支社、電力所、火力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社やその他の第一線機関に設置する。 ②　非常態勢の組織は、非常事態の発令に基づき設置する。ただし、供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。 **（３）非常態勢の発令と要員の確保** ①　非常態勢の発令 災害が発生したとき、非常災害対策本・支部長は、次のとおり情勢に応じた非常態勢を発令する。 ②　対策要員の確保 ア　非常災害対策本・支部長は、当該本・支部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。 イ　非常災害対策要員の行動指針 ○　非常態勢の発令がなされると予想される場合 非常災害対策要員は、非常災害情報に留意し、非常態勢の発令に備える。 ○　非常態勢の発令の伝達があった場合 速やかに所属する非常災害対策本・支部へ出動し、非常災害対策活動に従事する。また、供給区域内において、震度６弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき、所属事務所に参集する。 なお、交通の途絶等により、所属する非常災害対策本・支部への出動が極めて困難な場合は、あらかじめ定められた最寄りの事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。 ウ　非常態勢の発令がなされたと判断される場合 発令の伝達を待たずに所属する非常災害対策本・支部へ出動し、非常災害対策活動に従事する。 エ　その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。 オ　非常態勢が発令された場合、非常災害対策本・支部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

（４）非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合、若しくは、供給区域内で震度 6 弱以上の地震の発生により、対策本（支）部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策本（支）部のもとで実施

（５）情報連絡活動

①　災害が発生した場合、本社対策本部は、原則として 2 時間ごとに次に掲げる諸情報を被害店所本部から収集

②　被害総支社・電力所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員等により、確実な被害状況を収集

ア　一般的被害情報等

（ア）気象等に関する情報

（イ）一般的被害情報等

（ウ）停電による主な影響状況

（エ）社外対応状況（国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関及びお客様への対応状況）

（オ）その他災害に関する情報等（交通状況等）

イ　当社被害情報等

（ア）電力設備の被害状況及び復旧状況

（イ）復旧資機材及び応援隊並びに食料等の要望事項

（ウ）人身災害及びその他の災害発生情報

（エ）その他災害に関する情報

（６）資材の調達・輸送

①　資機材の調達

第一線機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア　第一線機関相互の流用

イ　本社対策本部に対する応急資材の請求

災害地及び当該総支社、電力所との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予測される場合は、本社対策本部で復旧資材所要数を想定し、当該店所あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

②　資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の輸送会社及び他電力会社、電源開発（株）からの車両等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

（７）災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

（８）災害時における応援の組織・運営

本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の総支社、電力所及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他総支社、電力所、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を

	要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。 **（９）応急工事** 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中枢となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先する等災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。 **（１０）災害時における電力の融通** 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。 **（１１）応援要請** 災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。 なお、この場合の要請は、都の災害対策本部を経由して行う。

＜非常態勢の組織＞

事　業　所	非常態勢の組織	機　　能
本　　社	非常災害対策本部	（１）本社における非常災害対策活動の実施 （２）全事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
総　支　社 電　力　所	非常災害対策本部	（１）自事業所における非常災害対策活動の実施 （２）総支社、電力所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関等	非常災害対策支部	自事業所における非常災害対策活動の実施

＜非常態勢＞

区　分	情　　勢	発　令　者	
		本　　社	総支社、電力所及び第一線機関等
第１非常態勢	（１）被害の発生が予想される場合 （２）災害が発生した場合	総務・法務室長	それぞれの長
第２非常態勢	大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む。）	防災担当役員	それぞれの長
第３非常態勢	（１）大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 （２）供給区域あるいは所属事業所のある都・県内で震度６弱以上の地震が発生した場合 （３）警戒宣言が発せられた場合	社　　長 東海地震注意情報並びに警戒宣言発令時は総務部長	それぞれの長

６－２　ガス施設【東京ガス】

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

主体名	対策内容
東　京　ガ　ス	**（１）非常事態対策本部の設置** ○　本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成 **（２）震災時の初動措置** ○　官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被災情報等の情報収集 ○　事業所設備等の点検 ○　製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止 ○　ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化 ○　その他状況に応じた措置 **（３）応急措置** ○　非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置を実施 ○　施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整・修理を実施 ○　地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を実施 ○　ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかにガス供給を再開 ○　その他現場の状況により適切な措置を実施 **（４）資機材等の調達** ○　復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次のような方法により確保 ①　取引先、メーカー等からの調達 ②　各支部間の流用 ③　他ガス事業者からの融通 **（５）車両の確保** ○　緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢を確保

＜震災時の非常体制＞

体 制 区 分	災害の具体的な状況・被災の程度	非常事態対策本部（指令者）
第 0 次 非 常 体 制	・　震度５弱（気象庁の震度階）の地震が発生した場合	防災・供給部長
第 一 次 非 常 体 制	・　震度５強（気象庁の震度階）の地震が発生した場合、その他必要な場合	導管ネットワーク本部長
第 二 次 非 常 体 制	・　震度６弱以上の地震が発生した場合 ・　震度５弱・震度５強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合 ・　地震警戒宣言（東海地震予知情報等）が発表された場合	社長

６－３　通信施設【武蔵村山郵便局・ＮＴＴ東日本】

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱が生ずるおそれがある等その影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策について必要な事項を定める。

主体名	対策内容
武蔵村山郵便局	**（１）非常災害対策本部の設置** ①　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに順ずる対策機関を設置して、災害に的確に対処 ②　非常災害対策本部は、迅速・的確な情報連絡により次の業務を実施 ア　被害状況等情報収集・周知連絡及び広報活動 イ　郵便・為替貯金・簡易保険の各業務運行の確保 ウ　要員配置、被災職員の援護等 エ　応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等 オ　被災した郵便局舎・設備等の復旧 カ　その他 **（２）職員の動員** 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に備え、所属職員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て動員順位等を設定 **（３）情報連絡** 迅速、的確な活動ができるよう、他の指定行政機関及び公共機関との間並びに地方公共団体との間において、緊密な連携を確保 **（４）郵便物の送達確保** 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を実施 **（５）郵便局の窓口業務の維持** 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合は、仮局舎急設による迅速な窓口業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間及び取扱日の変更等の措置を実施
ＮＴＴ東日本	**（１）非常態勢の区分** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常態勢の区分に基づき対処 **（２）災害対策組織** 非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成 **（３）通報、連絡** 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として実施 **（４）情報の収集、報告** 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収

	集し、対策組織の長に報告するとともに関係機関相互間の連絡、周知を実施 ①　気象情報、災害予報等 ②　電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 ③　当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 ④　被災設備、回線等の復旧状況 ⑤　復旧要員の稼働状況 ⑥　その他必要な情報 **（５）警戒措置** 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置を実施 ①　情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 ②　異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 ③　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行うこと。 ④　災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配備並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 ⑤　防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 ⑥　電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 ⑦　その他、安全上必要な措置を講ずること。 **（６）重要通信の確保** 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を確保 ①　応急回線の作成、網措置等そ通の措置をとること。 ②　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25 号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 ③　非常・緊急通話又は、非常・緊急電報は、電気通信事業法第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。 ④　警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 ⑤　電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 **（６）被災地特設公衆電話の設置** 災害救助法が適用された場合等には、避難場所にり災者が利用する特設公衆電話を設置 **（７）災害用伝言ダイヤルの提供** 地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供

＜ＮＴＴ東日本の非常態勢の区分＞

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警 戒 態 勢	・災害の発生が予想される場合
アクション	第１非常体制	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合
	第２非常体制	・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第３非常体制	・中規模な災害が発生した場合

＜ＮＴＴ東日本の災害対策組織＞

対策組織	機　　能
情 報 連 絡 室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支　援　本　部	・非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	・大規模地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

7　エネルギーの確保　【総務部・市民部・社会教育部・学校教育部】

公共施設や拠点施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。また、震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している一般社団法人東京都ＬＰガス協会東大和部会等の協力によりエネルギーを確保する。

【復旧対策】

１　道路・橋りょう	４　水道
２　鉄道施設	５　下水道
３　河川施設等	６　電気・ガス・通信等

１　道路・橋りょう　【都市建設部】

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路・橋りょうについて、被害状況を速やかに把握する。道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、う回道路の選定等、通行者の安全策を講ずる。パトロール等による広報を行うほか、被災した道路・橋りょうについては、復旧対策を実施する。

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	（１）道路・橋りょう及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧 （２）公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおり ①　道路の陥没又は亀裂により通行が不可能又は著しく困難なもの ②　道路の陥没又は亀裂で、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがあるもの
北多摩北部建設事務所	○　応急復旧作業は、緊急道路障害物除去路線を最優先に行うこととし、主に協力事業者が実施 ○　その後、逐次道路の被災箇所で、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、緊急道路障害物除去路線以外の道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を実施 ○　平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、協力業者等を通じて使用できる建設機械等を把握

２　鉄道施設　【西武鉄道・多摩都市モノレール】

鉄道は、都市機能の確保に重要な役割を果たすことから、早急な復旧が必要である。このため、各鉄道機関は、応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。

主体名	対策内容
西武鉄道	○　運輸部、電気部、工務部・建設部及び車両部においては、それぞれの内規により、災害に即応可能な人員及び資材を手配
多摩都市モノレール	○　人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速的確な処置をとり、併発事故の防止に努めて、その影響を最小限にとどめるとともに復旧を迅速に行い、本線路を早期開通

３　河川施設等　【北多摩北部建設事務所】

河川の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。

主体名	対策内容
河川の管理者	公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおり （１）堤防の破提、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの （２）堤防護岸等の決壊で破提のおそれがあるもの （３）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの （４）河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの （５）護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

４　水道　【都水道局】

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は必要な人員及び資器材等の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧に当たっては、施設の被害についての情報収集・分析を通して、適切な復旧方針を決定し、可能な限り市民への給水を確保するため、配水調整により断水地域の減少に努める。また、送配水管等の復旧に当たっては、局内で連携・調整を図り、効率的に復旧作業を進める。

主体名	対策内容
都水道局	**（１）管路の復旧計画** ○　復旧にあたっては、随時、配水系統の変更等の再調整を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び被害箇所の重要度、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次実施 ○　資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施 **（２）送・配水管路における復旧活動** 断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた以下の優先施設から順次復旧 ①　首都中枢機関等への供給管路 ②　送水管及び広大な区域をもつ配水本管 ③　配水本管及び小管の骨格となる路線 ④　①から③までのものを除くほか、給水上、特に重要な路線 **（３）給水装置の復旧活動** ○　配水管の通水に支障となる給水管 ○　医療、機関、福祉施設等への給水管等

５　下水道　【都市建設部】

非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、「東大和市下水道事業業務継続計画」等により、下水道施設の被害に対し、迅速に復旧活動を行う。

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	**（１）管渠施設** 管渠施設は、管の継ぎ手のズレ、ひび割れ等の被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されるため、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施 **（２）下水道施設の復旧計画** 被害が発生したときは、主要施設から復旧を実施 ＜復旧順序＞ ①　重要な幹線等の管渠 ②　その他の幹線管渠 ③　枝線管渠 ④　ます、取付管等 **（３）連携** 近隣市及び流域下水道本部との復旧工事等に係る連携を確保

６　電気・ガス・通信等

６－１　電気施設　【東京電力パワーグリッド㈱立川支社】

災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。

主体名	対策内容
東京電力パワーグリッド㈱立川支社	**（１）送電設備の復旧順位** ○　全回線送電不能の主要線路 ○　全回線送電不能のその他の線路 ○　一部回線送電不能の主要線路 ○　一部回線送電不能のその他の線路 **（２）配電設備の復旧順位** ○　官公庁等の公共機関、病院、広域避難場所、避難所、交通、通信、報道機関、水道、ガス、その他の重要施設に対しては、優先的に送電する等、各所ごとに具体的な復旧順位を設定 ○　長期浸水地区等における重要施設に対しては、負荷切替や仮連絡ケーブルの施設等により仮送電 ○　停電が長期にわたる場合は、被災地の道路上の投光器等の仮施設を設置

６－２　ガス施設【東京ガス】

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

主体名	対策内容
東　京　ガ　ス	**（１）製造施設・供給施設（共通）** ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、あらかじめ定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼働を再開 **（２）中圧導管の復旧（被害が発生した場合）** 中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理 **（３）需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）** 各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉止 **（４）復旧地域のセクター化** 導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割 **（５）低圧本支管の点検** ○　管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出 ○　ガスを適切な圧力で封入し、漏洩調査を行い、漏洩箇所を修理 ○　ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出 **（６）需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏洩検査・修繕）** ○　需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断 ○　その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知機を使って漏洩箇所を特定し、配管取替等の修理 **（７）ガスの供給再開（開栓）** ○　メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開

６－３　通信施設【武蔵村山郵便局・ＮＴＴ東日本】

主体名	対策内容
武蔵村山郵便局	○　日本郵便株式会社東京支社非常災害対策本部は、被災地の局長に対して、災害復旧に対する恒久的な措置を講ずるよう指示
ＮＴＴ東日本	○　災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施 （１）被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 （２）必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。 （３）復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業主と連携し、早期復旧に努める。 （４）災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

＜ＮＴＴ東日本による電気通信設備の復旧順位＞

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置するもの 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除く。）
3	第１順位及び第２順位に該当しないもの

第５章　応急対応力の強化

第１節　現在の到達状況

・「東大和市災害対策本部条例施行規則」「東大和市災害対策本部運営要綱」で本部の応急業務体制、職員の業務分掌及び非常配備態勢を明確化し、全職員に周知している。
・災害を想定した、業務継続計画（BCP）を策定している。
・市による他市町村との相互協力、各防災機関・民間団体との協力関係の構築している。
・消防団に災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊が発足（平成 20 年 4 月）

第２節　課題

・災害対策本部運営要綱の周知徹底
・業務継続計画（BCP）の周知徹底
・広域受援・応援体制の整備
・事業所の BCP 策定の促進

第３節　対策の方向性

・災害対策本部運営要綱及び業務継続計画（BCP ）に基づいた、実践的な訓練の実施と計画への反映（災害対策本部訓練の実施）
・広域受援・応援対策の検討
・事業所へ BCP の普及・啓発

第４節　到達目標

・災害対策本部運営要綱及び業務継続計画（BCP）を基本とした、迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
・近隣市や協定市、民間事業者との連携強化による円滑な広域連携・大規模救出活動や復旧活動のための活動拠点の確保
・広域受援・応援体制の確立

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　初動対応体制の整備	４　広域連携体制の構築
２　業務継続体制の確保	５　応急活動拠点の調整
３　消火・救助・救急活動体制の整備	

１　初動対応体制の整備

市は、地域における第１次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、関係機関相互及び市民との協力体制の確立に重点を置く総合防災訓練を実施する。

（第２部第２章「市民と地域の防災力向上」P. Ⅱ-2-1）

２　業務継続体制の確保

市では、「東大和市事業継続計画」を策定している。同計画に基づき訓練・対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行う等、継続的な取組みを平時から実施することが重要である。

【業務継続計画とは】

BCP（事業継続計画）とはBusiness Continuity Planの略であり、大規模災害発生時等に優先的に取り組むべき重要業務をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。

「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、災害発生時の即応態勢を早期に確立するとともに、効果的・効率的で迅速な人員の配分を行う。

【発災後市が実施する業務の推移】

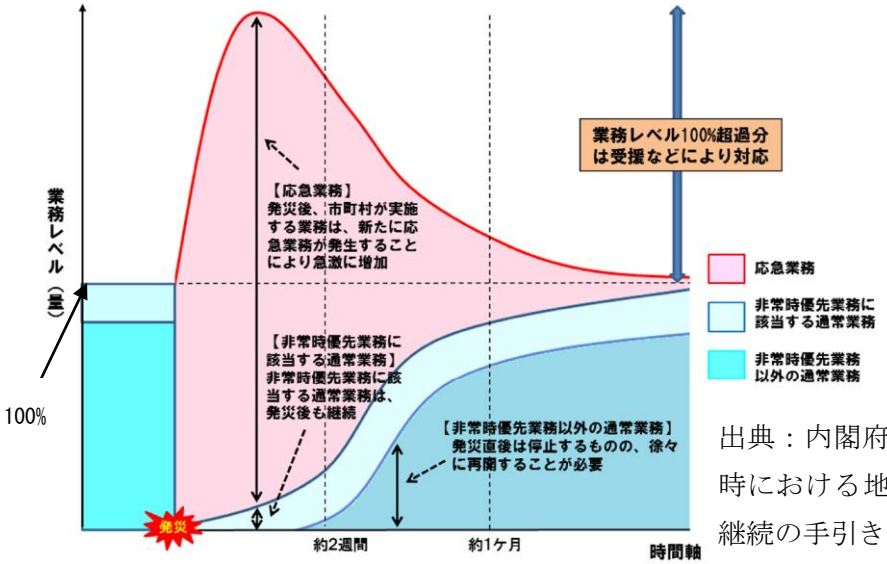

出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年２月）

【地域防災計画と事業継続計画の違いについて】

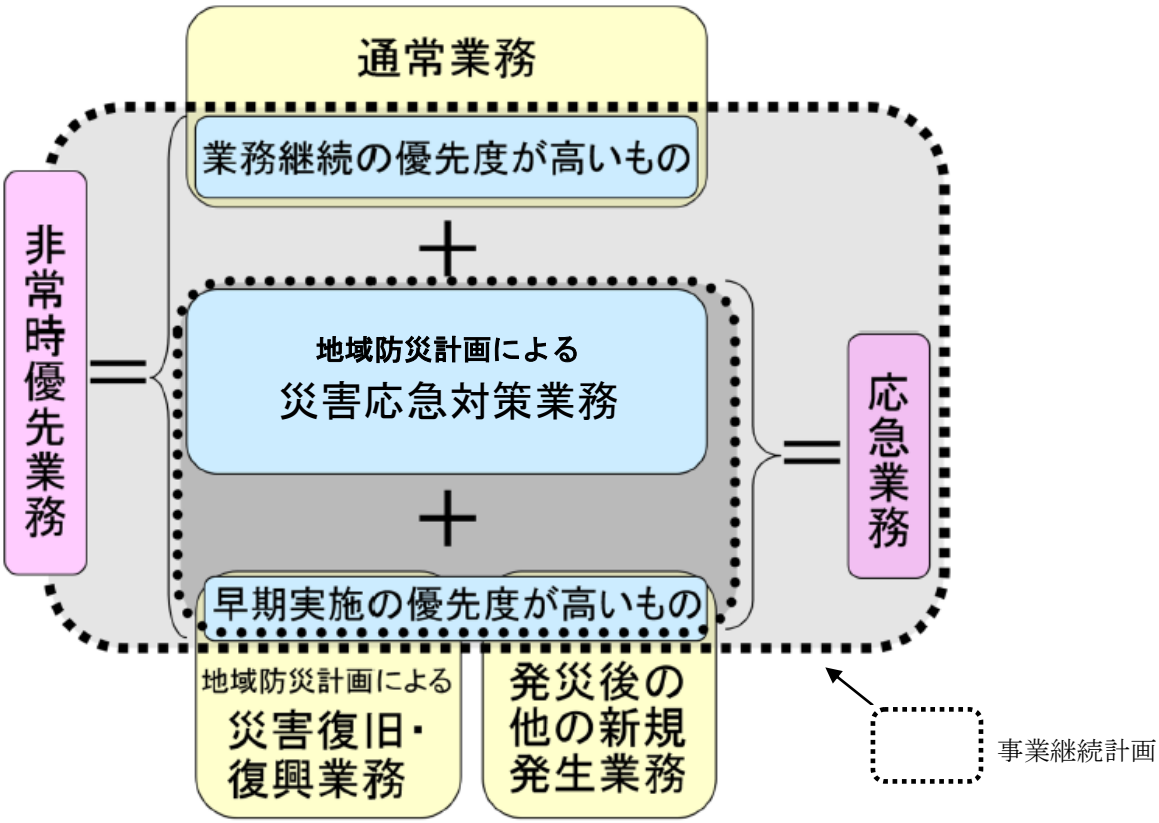

表　地域防災計画と事業継続計画の相違点

	地域防災計画	事業継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
対象業務	災害対応に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急復旧業務だけでなく、優先度の高い通常業務等も含まれる）。
業務の優先順位等	一部の地方公共団体では、目標時間等を記載している場合もあるが、必須事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を想定した優先順位を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

３　消火・救助・救急活動体制の整備
【総務部・消防団・北多摩西部消防署・東大和警察署】

大規模災害を想定した場合、家屋の倒壊や火災が同時に多発すると考えられ、消火活動や救出・救護活動、避難誘導活動等、様々な活動が必要となる。このような状況下で被害を最小限にとどめるため、救出・救助資器材の習熟訓練や地域住民への応急救護知識・技術の普及・啓発が重要となる。

主体名	対策内容
市（総務部） 消防団	○　消防団の救出・救助資器材の整備 （資料編 資料第 19「消防団の救出・救助資器材の整備状況」P.資-20） ○　災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊に対する習熟訓練の実施 ○　応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。
北多摩西部消防署	○　災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○　航空消防活動体制の整備 ○　関連機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○　（財）東京防災救急協会等と連携し、防火管理者、自衛消防隊員、自主防災組織及び地域住民等に対する応急救護・救出活動に関する知識・技術の普及・啓発活動を実施 ○　一定以上の応急手当技能を有する市民に対し、その技能を認定し、市民の応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。
東大和警察署	○　必要な装備資器材の整備及び充実強化を図る。 ○　効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出・救助活動ができるようにしておく。

※　第２部第３章「安全な都市づくりの実現」P.Ⅱ-3-16 参照

４　広域連携体制の構築　【総務部】

市が他市区町村に応援を求める又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結し、応急対策の体制の確立に努める。また、各防災機関及び民間団体、協力機関においても積極的協力が得られるよう体制の確立に努める。

主体名	対策内容
市 （総務部）	**（１）受援体制の充実** ○　東大和市業務継続計画の修正と併せて、受援の担当の役割の明確化を図る等、受援体制を充実 ○　平常時においては、受援対象業務をあらかじめ特定する等、迅速に応援　要請できる準備を実施 ○　応援隊のための待機場所、執務スペース、必要資機材等、応援の受け入　れ体制を充実 **（２）他市町村との相互協力** ○　応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結 **（３）各防災機関、民間団体との協力** ○　協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。 （第２部第１章第３節「８　防災協定締結機関」P. Ⅱ-1-11 参照） **（４）協力機関との協力体制の確立** ○　市内における協力機関の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう体制を整備 ○　住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。 ○　災害時における活動が能率的に処理できるように団体の協力業務及び協力方法について周知徹底を図る。 ＜協力業務例＞ ①　異常現象、災害危険箇所等を発見した場合には、市、その他関係機関に連絡すること。 ②　災害に関する予警報、その他情報を区域内住民に伝達すること。 ③　災害時における広報・広聴活動に協力すること。 ④　災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。 ⑤　避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。 ⑥　被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。 ⑦　被災状況の調査に協力すること。 ⑧　被災区域内の秩序維持に協力すること。 ⑨　り災証明書交付事務に協力すること。 ⑩　その他の災害応急対策業務に協力すること。

５　応急活動拠点の調整

第２部第３章「安全な都市づくりの実現」第５節 予防対策「１－１　地域特性に応じた防災都市づくり」に基づき実施する。

【応急対策】

１　初動態勢	３　応援協力・派遣要請
２　消火・救助・救急活動	

震災時の防災協力体制（災対法）

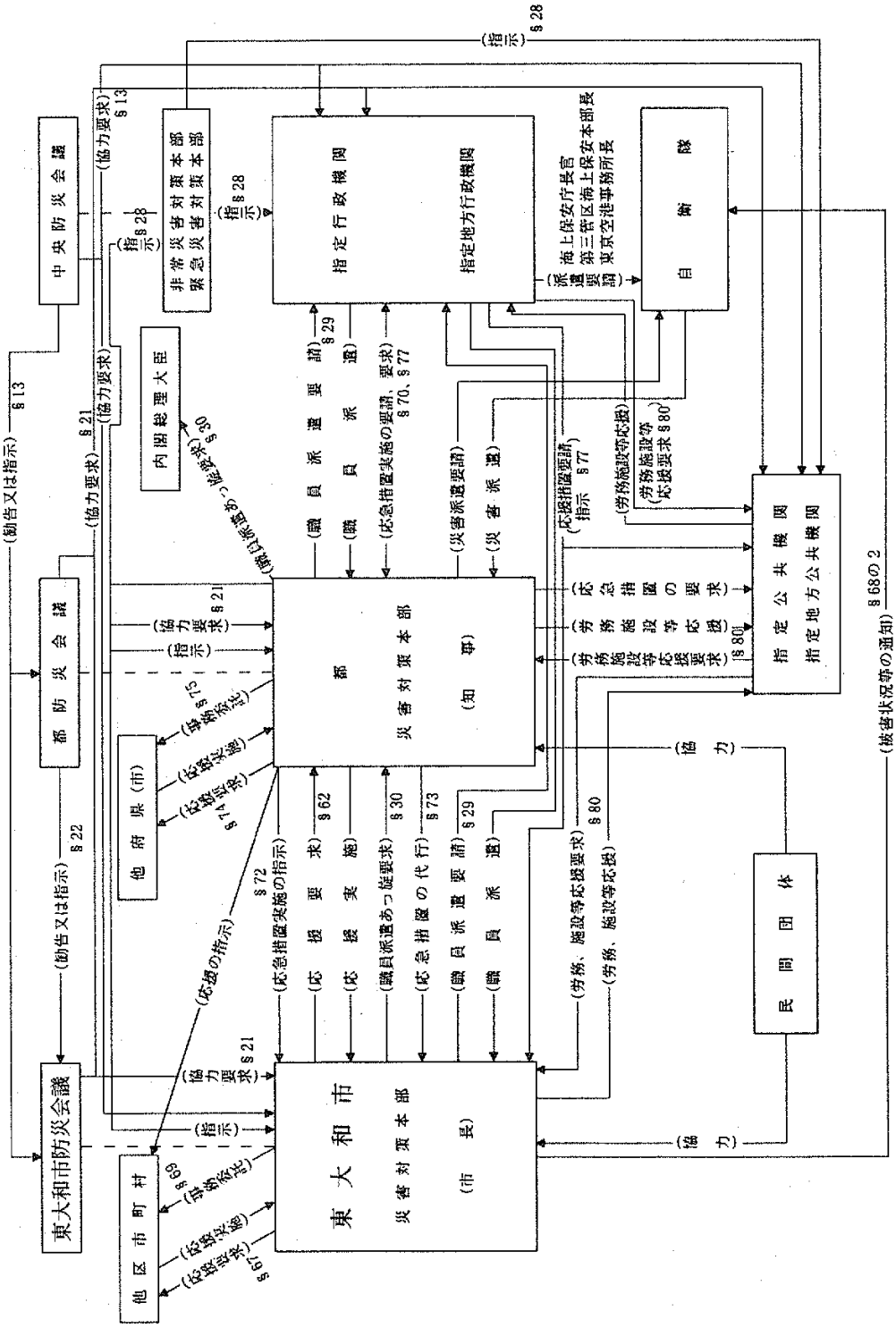

１　初動態勢

１－１　東大和市災害対策本部の組織・運営【総務部】

市は、市の地域に地震等による災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、国、都及び各防災機関等との連携・協力により、災害応急対策を実施する責務を有する。

このため、必要があると認めたときは、市長を本部長とする東大和市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

市災対本部の組織及び運営は、災対法、東大和市災害対策本部条例、同条例施行規則及び東大和市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

(資料編 資料第 20「東大和市災害対策本部条例」P.資-21)
(資料編 資料第 21「東大和市災害対策本部条例施行規則」P.資-22)
(資料編 資料第 22「東大和市災害対策本部運営要綱」P.資-30)
(資料編 資料第 23「市災害対策本部の非常配備態勢」P.資-34)

（１）市災対本部の設置

①　市災対本部の設置

市長は、市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため市災対本部を設置する。

市災対本部を構成する部長相当職にある者は、市災対本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に市災対本部の設置を要請する。総務部長は、市災対本部設置の要請があった場合、その他市災対本部を設置する必要があると認めた場合は、市災対本部の設置を市長に要請しなければならない。

②　市災対本部の設置の通知等

ア　総務部長は、市災対本部が設置されたときは、直ちにその旨を副本部長及び各部長に通知しなければならない。また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して市災対本部の設置を通知する。

（ア）	都知事	（オ）	消防団長
（イ）	北多摩北部建設事務所長	（カ）	関係防災機関の長
（ウ）	東大和警察署長	（キ）	隣接市長
（エ）	北多摩西部消防署長	（ク）	その他本部長が必要と認めた者

イ　企画財政部長は、市災対本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

ウ　各部長は、総務部長から市災対本部設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底させなければならない。

③　市災対本部の標示の掲出

市災対本部が設置された場合は、市役所北側正面玄関（市庁舎が被災した場合は、市災対本部を設置した建物の見やすい場所）に「東大和市災害対策本部」の標示を掲出する。

④　市災対本部の廃止

市災対本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、

又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市災対本部を廃止する。

市災対本部の廃止の通知等は、市災対本部の設置の通知等に準じて処理する。

（２）市災対本部の組織

①　組織

ア　本部は、本部長室、部及び班をもって構成する。

イ　本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

②　本部長室等の職務

職　　名	所　掌　事　務
本　　部　　長	本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。
副　本　部　長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本　　部　　員	本部長の命を受け、部の事務を掌理するとともに、本部長室の事務に従事する。
本 部 連 絡 員	部長が部に所属する係長級の職にある者のうちから指名し、本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整にあたる。

③　本部長室の所掌事務

ア　本部の非常配備態勢の発令及び廃止に関すること。

イ　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

ウ　避難の勧告又は指示に関すること。

エ　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用要請に関すること。

オ　東京都、他区市町村及び関係防災機関に対する応援又は協力の要請に関すること。

カ　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

キ　公用令書による公用負担に関すること。

ク　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

ケ　部・班長会議の招集に関すること。

コ　上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

④　本部長室の庶務

本部長室の庶務は総務部本部班が行う。

⑤　市災対本部の組織図

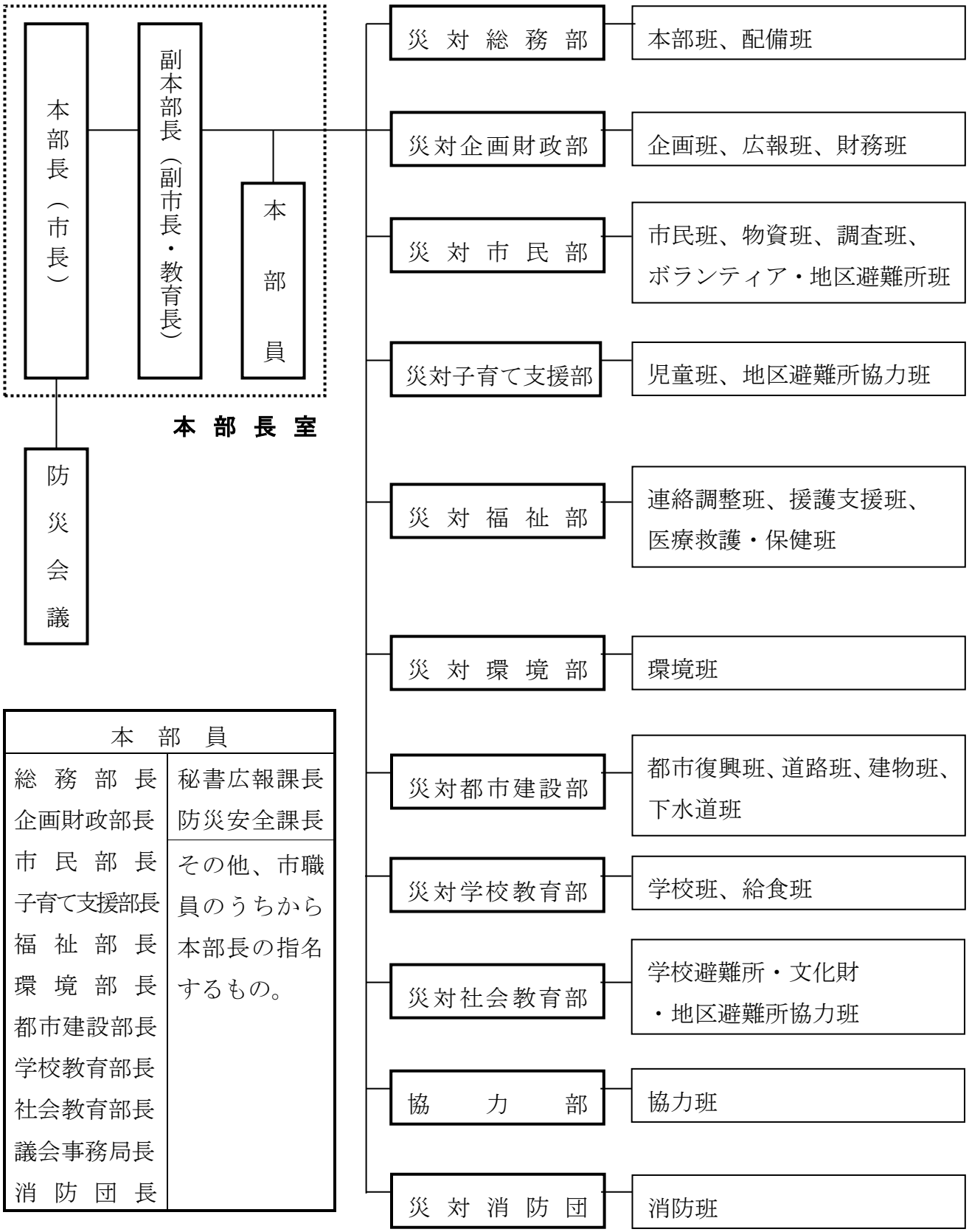

本部員	
総務部長 企画財政部長 市民部長 子育て支援部長 福祉部長 環境部長 都市建設部長 学校教育部長 社会教育部長 議会事務局長 消防団長	秘書広報課長 防災安全課長 その他、市職員のうちから本部長の指名するもの。

⑥　各部の構成及び分掌事務

部	班	班員	分掌事務
災対総務部	〈部　長〉　総務部長		
	本部班	〈班　長〉防災安全課長　〈副班長〉情報管理課長	
		防災安全課 情報管理課	①　非常配備態勢の発令及び廃止の伝達に関すること。 ②　災害情報等の収集及び通信連絡の統制に関すること。 ③　避難の勧告又は指示の伝達及び警戒区域の設定に関すること。 ④　本部の通信施設の保全及び整備に関すること。 ⑤　東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 ⑥　自衛隊に対する災害派遣の要請及び受入れに関すること。 ⑦　消防団の出動に関すること。 ⑧　水防活動に関すること。 ⑨　本部長室及び部・班長会議の庶務に関すること。 ⑩　東大和市防災会議条例（昭和 39 年条例第 25 号）に定める東大和市防災会議に関すること。 ⑪　その他災害対策の連絡調整に関すること。
	配備班	〈班　長〉総務管財課長　〈副班長〉文書課長・職員課長	
		総務管財課 文書課 職員課	①　来庁者の避難及び救護に関すること。 ②　職員（消防団員を除く。以下同じ。）の非常配備及び服務に関すること。 ③　職員の安否確認に関すること。 ④　東京都及び他区市町村の職員の受入れ並びに職員の派遣に関すること。 ⑤　災害対策に必要な労働力の確保に関すること。 ⑥　災害対策に必要な車両等の調達及び保管に関すること。 ⑦　災害対策用物資及び資材の購入等に関すること。 ⑧　庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ⑨　市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ⑩　公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。
災対企画財政部	〈部　長〉　企画財政部長		
	企画班	〈班　長〉企画課長　〈副班長〉公共施設等マネジメント課長	
		企画課 公共施設等マネジメント課	①　災害救助法の適用申請に関すること。 ②　激甚災害の指定に係る手続に関すること。 ③　災害復興の総合調整に関すること。
	広報班	〈班　長〉秘書広報課長　〈副班長〉行政管理課長・検査担当課長	
		秘書広報課 行政管理課 検査担当	①　災害に関する広報及び広聴に関すること。 ②　報道機関との連絡及び情報提供に関すること。 ③　被災者の相談窓口に関すること。 ④　被災状況の記録に関すること。 ⑤　ＮＴＴ等の電話事業者に対する情報収集等に関すること。
	財務班	〈班　長〉財政課長　〈副班長〉会計課長	
		財政課 会計課	①　災害対策関係予算に関すること。 ②　災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。

部	班	班　員	分　掌　事　務
災対市民部	〈部　長〉　市民部長		
	市民班	〈班　長〉市民課長	
		市　民　課	①　市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。 ②　火葬に関すること。
	物資班	〈班　長〉産業振興課長　　〈副班長〉保険年金課長	
		産業振興課 保険年金課	①　食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。 ②　農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっせんに関すること。 ③　上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に関すること。
	調査班	〈班　長〉課税課長　　〈副班長〉納税課長	
		課　税　課 納　税　課	①　家屋の被害調査に関すること。 ②　り災証明に関すること。
	ボランティア・地区避難所班	〈班　長〉地域振興課長	
		地域振興課	①　地域振興課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ②　外国人の支援に関すること。 ③　自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ④　ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ⑤　避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 ⑥　地域振興課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ⑦　東京ガスに対する情報収集等に関すること。
災対子育て支援部	〈部　長〉　子育て支援部長		
	児童班	〈班　長〉保育課長　　〈副班長〉子育て支援課長	
		保　育　課 子育て支援課	①　保育課及び子育て支援課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ②　保育課及び子育て支援課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③　応急保育に関すること。 ④　二次避難所の運営の協力に関すること。
	地区避難所協力班	〈班　長〉青少年課長	
		青少年課	①　青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。 ②　避難所（市民センター（奈良橋市民センター、上北台市民センター、南街市民センター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに限る。）に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。 ③　青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。

部	班	班　員	分　掌　事　務
災対福祉部	〈部　長〉　福祉部長		
	連絡調整班	〈班　長〉福祉推進課長	
		福祉推進課	①　災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 ②　要配慮者の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ③　福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ④　義援金品の受領及び配分に関すること。 ⑤　災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
	援護支援班	〈班　長〉高齢介護課長　　〈副班長〉障害福祉課長	
		高齢介護課 障害福祉課	①　市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ②　要配慮者の安全の確保及び支援に関すること。 ③　二次避難所の開設及び運営に関すること。
	医療救護・保健班	〈班　長〉健康課長　　〈副班長〉生活福祉課長	
		健康課 生活福祉課	①　保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 ②　保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③　東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ④　災害医療コーディネーターに関すること。 ⑤　東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 ⑥　医療機関の被害調査に関すること。 ⑦　緊急医療救護所及び避難所医療救護所の開設及び運営に関すること ⑧　災害時における市の保健師の保健活動に関すること。 ⑨　負傷者等の搬送に関すること。 ⑩　医療用器材及び薬品の調達並びに保管に関すること。 ⑪　遺体の収容に関すること。 ⑫　被災者の健康相談に関すること。 ⑬　防疫その他保健衛生に関すること。
災対環境部	〈部　長〉　環境部長		
	環境班	〈班　長〉ごみ対策課長　　〈副班長〉環境課長	
		ごみ対策課 環境課	①　仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ②　被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 ③　東京電力パワーグリッド㈱立川支社に対する情報収集等に関すること。 ④　防疫その他保健衛生の応援に関すること。

部	班	班　員	分　掌　事　務
災対都市建設部	〈部　長〉　都市建設部長		
	都市復興班	〈班　長〉都市計画課長	
		都市計画課	①　災害復興の都市計画に関すること。
	道路班	〈班　長〉土木課長	
		土木課	①　緊急輸送道路の確保に関すること。 ②　被災地の交通対策に関すること。 ③　道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④　建設業者に対する協力要請に関すること。 ⑤　被災宅地の危険度判定に関すること。
	建物班	〈班　長〉建築課長	
		建築課	①　被災住宅の危険度判定に関すること。 ②　がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関すること。 ③　公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。 ④　仮設住宅の建設及び管理に関すること。
	下水道班	〈班　長〉下水道課長	
		下水道課	①　下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ②　下水道工事業者に対する協力要請に関すること。 ③　水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。
災対学校教育部	〈部　長〉　学校教育部長		
	学校班	〈班　長〉教育指導課長　　〈副班長〉教育総務課長	
		教育指導課 教育総務課	①　児童及び生徒等（来校者等を含む。）の避難及び救護に関すること。 ②　避難所（市立小中学校に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。 ③　学校施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④　児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 ⑤　教職員の非常配備に関すること。 ⑥　応急教育に関すること。 ⑦　被災児童及び被災生徒の学用品の供給に関すること。
	給食班	〈班　長〉給食課長	
		給食課	①　災害対策に係る職員等の給食に関すること。 ②　炊出しの実施及び指導に関すること。

<table>
<tr><th>部</th><th>班</th><th>班　員</th><th>分　掌　事　務</th></tr>
<tr><td rowspan="3">災対社会教育部</td><td colspan="3">〈部　長〉　社会教育部長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校避難所・文化財・地区避難所協力班</td><td colspan="2">〈班　長〉社会教育課長　　〈副班長〉中央公民館長・中央図書館長</td></tr>
<tr><td>社会教育課
中央公民館
中央図書館</td><td>①　社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関すること。
②　避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館（中央公民館、狭山公民館及び蔵敷公民館に限る。）並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。
③　社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。
④　文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。
⑤　避難所（市民センター（上北台市民センター、南街市民センター、桜が丘市民センター及び清原市民センターに限る。）及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">協力部</td><td colspan="3">〈部　長〉　議会事務局長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協力班</td><td colspan="2">〈班　長〉議会事務局次長　　〈副班長〉選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長</td></tr>
<tr><td>議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局</td><td>①　市議会との連絡調整に関すること。
②　本部班等への協力に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災対消防団</td><td colspan="3">〈部　長〉　消防団長　　〈副部長〉　各副団長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消防班</td><td colspan="2">〈班　長〉各分団長　　〈副班長〉各副分団長</td></tr>
<tr><td>団本部
各分団</td><td>①　水災・火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。
②　人命の救出及び救急協力に関すること。
③　死者及び行方不明者の捜索に関すること。</td></tr>
</table>

（３）市災対本部の運営

①　本部長室の運営

ア　本部長室の開設

市災対本部が設置されたときは、総務部長は、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、総務部長が運営を統括し、本部班長（防災安全課長）が補佐する。また、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全、災害時優先電話の整備等必要な措置を行う。

イ　本部長室の審議

（ア）本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。

（イ）本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求めることができる。

（ウ）各部長は、その所管に関する業務について、本部長室に付議すべき事項が生じたときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

ウ　部・班長会議

本部長は、災害対策の推進を図るため、次の場合に部・班長会議を招集する。

（ア）本部長室において、招集を審議決定したとき。

（イ）部長から招集の要請があったとき。

（ウ）その他重要な災害対策に関し、連絡調整を図る必要が生じたとき。

②　都の現地対策本部との連携

都の現地対策本部が設置された場合、市災対本部は現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

③　市災対本部の通信

ア　市災対本部の通信の運用管理は、総務部長が統括し、本部班長（防災安全課長）が補佐する。

イ　各部長は、市災対本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。

④　本部長への措置状況等の報告

各部長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

ア　調査把握した被害状況等

イ　実施した応急措置の概要

ウ　今後実施しようとする応急措置の内容

エ　本部長から特に指示された事項

オ　その他必要と認められる事項

１－２　職員の活動態勢【総務部】

地震等の災害時には、初期段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。このため、勤務時間内はもとより、休日・夜間にも即時対応できるよう活動態勢に必要な人員を確保する。

（１）職員動員態勢（市災対本部の非常配備態勢）

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市災対本部を設置したときは、状況により非常配備態勢の指令を各部長に発し、職員を配備する。ただし、休日・夜間等の勤務時間外に震度５弱以上の地震が発生したときは課長相当職以上、震度５強以上の地震が発生等したときは係長相当職以上、震度６弱以上の地震が発生したときは全職員が、発災初期の災害応急対策に従事するため自発的に参集する。

(資料編 資料第24「市災害対策本部の非常配備態勢」 P.資-35)

①　参集場所

原則として自分の勤務場所とする。

②　参集時の留意事項

ア　参集に際しては、原則として自動車は利用しないものとする。

イ　災害時の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属部署へ連絡する。

ウ　登庁する際は、特に指示がある場合を除き、作業に適する服・長靴等安全を確保するための服装とし、食糧１食分、水筒及びラジオ等を携帯する。

エ　参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

また、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部又は班に対して非常配備態勢の指令を発し、又は種類の異なる非常配備態勢を発令し職員を配備することができる。

（２）非常配備態勢の職員の服務

①　職員の服務

市災対本部に属する全ての職員は、市災対本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

ア　常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。

イ　不急の行事、会議、出張を中止すること。

ウ　正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

エ　勤務場所を離れている場合においても、上司に対して常に所在を明らかにすること。

オ　非常配備態勢が発令されたときは、動員表にしたがって万難を排して参集すること。

カ　自らの言動によって、市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は市災対本部に

支障を来たすことのないよう注意すること。

② 各部長の基本的責務

ア　各部長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め、これを所属職員に周知徹底させておかなければならない。

イ　各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害状況に応じて、以下の措置をとらなければならない。

（ア）動員表に基づき所属職員を所定の部署に配置すること。

（イ）所属職員の非常参集方法及び交替方法を周知徹底させること。

（ウ）高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること。

（３）休日・夜間等における緊急初動態勢の確保

近年、職員の居住区域が遠距離化する傾向にあり、休日・夜間等の勤務時間外に地震災害等が発生した場合、職員の参集の遅れ等により防災対策上の立ち遅れが懸念される。

このため、休日・夜間等の時間外に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、市災対本部が設置されるまで、総務部を中心とした「初動本部」を設置するとともに、中学校区ごとに市内在住職員を中心とした「初動支部」を編成する等して、発災初期の活動体制を整備する。

(資料編 資料第 25「東大和市職員の休日・夜間における災害発生時の緊急初動体制に関する規程」P.資-36)

①　初動態勢概要図

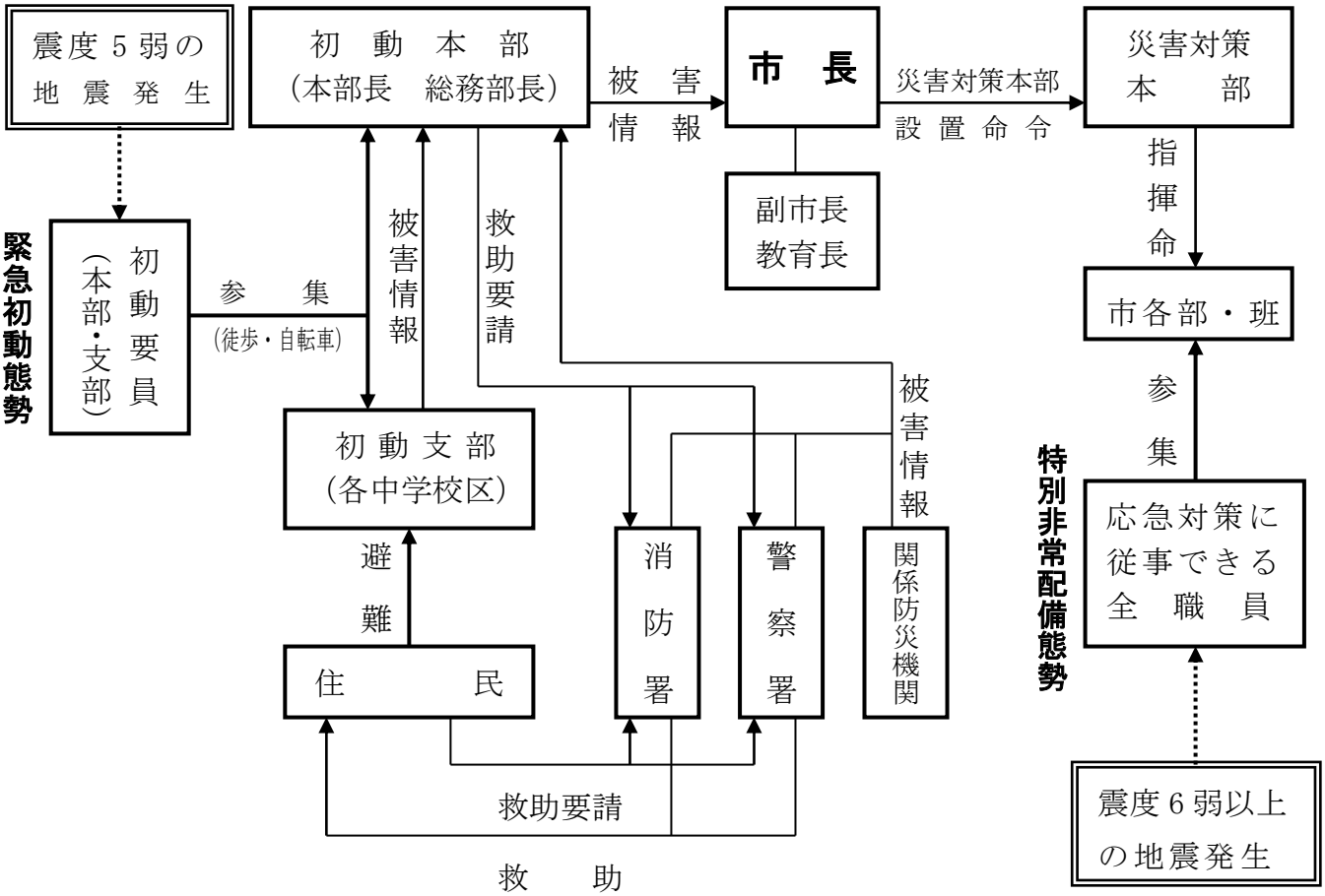

②　組織及び業務内容

名称	設置場所	初動要員	担任業務
初動本部	市役所	本部長　総務部長 副本部長　防災安全課長 防災安全課職員及び市長が任命した職員 （30 人以内）	ア　都及び防災機関との連絡に関すること。 イ　初動支部との連絡に関すること。 ウ　初動支部への指揮に関すること。 エ　市の区域内の被害情報等の収集に関すること。 オ　災害対策本部の設置の準備に関すること。 カ　その他緊急初動体制に関すること。
初動支部	市立第一中学校 市立第二中学校 市立第三中学校 市立第四中学校 市立第五中学校	市長が任命した職員 （支部ごとに 10 人以内）	ア　初動本部との連絡に関すること。 イ　各中学校区内の被害情報等の収集及び連絡に関すること。 ウ　その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関すること。

（４）職員の安全・健康管理

市は、職員が冷静な判断と行動が取れるよう配慮するとともに、二次災害の防止に万全を期するため、安全をチェックする責任者を指定する等安全管理体制を確保する。

また、長期間に及ぶ災害対応による過労等から、職員が心身の健康バランスを損なうことがないよう、精神的なストレスを抱えた職員等への心のケア対策等、健康管理体制を整備する。

１－３　市防災会議の招集【総務部】

市の地域に災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、市、都、指定地方行政機関等相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、市防災会議の委員は、会長に市防災会議の招集を要請する。

（資料編 資料第 26「東大和市防災会議条例」P.資-39）

１－４　活動庁舎等の整備【総務部】

（１）市庁舎の整備

①　規模・設備等

		市　庁　舎
構造		鉄筋コンクリート造
		地下 1 階・地上 5 階
面積	敷地	23,200.93 ㎡（中央公民館・中央図書館含む）
	延床	8,752.59 ㎡（本棟）・653.04 ㎡（現業棟）
電気設備		受電設備　900KVA
		契約電力　326kw（平成 31 年 4 月分）
給水設備		高架水槽　12 ㎥
		地下受水槽　37 ㎥

②　非常時の設備

	非常時の設備		非常時の設備
電気設備	非常用発電設備 庁舎　200KVA×1 台 発電のためのＡ重油備蓄量 庁舎　1,950 ㍑	給水設備	高置受水層　12 ㎥ 地下受水槽　37 ㎥

③　災害発生時の各種燃料油の確保体制

災害発生時には、非常用発電設備や非常用車両等に用いる燃料等各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、市では、東京都ＬＰガス協会北多摩西部支部東大和部会と締結している「災害時における燃料等の供給に関する協定」の見直しや、災害時のプロパンガス等の供給体制の確保を図る等、応急対策業務に必要な各種燃料の確保を進める。

（２）消防署の現況場所

名称	住所
北多摩西部消防署	東大和市桜が丘三丁目４４番地の４１（仮庁舎） 東大和市上北台一丁目９５６番地の１ （令和３年 本庁舎完成、移転予定）
東大和出張所	東大和市仲原三丁目２番地の６
三ツ木出張所	武蔵村山市三ツ藤三丁目５３番地の１ 武蔵村山市榎一番地の３６（令和３年 庁舎移転予定）

２　消火・救助・救急活動　【北多摩西部消防署・東大和警察署】

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

主体名	活動態勢・内容
北多摩西部消防署	（１）救助・救急活動は、市及び消防団と連携し、署震災消防活動計画に基づき活動する。 （２）救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実行性のある活動を行う。 （３）救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署所に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 （４）傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 （５）東大和警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
東大和警察署	（１）救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 （２）救出した負傷者は、直ちに応急措置を施し、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。 （３）救出・救助活動にあたっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 （４）北多摩西部消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。

３　応援協力・派遣要請

３－１　応援協力・派遣要請　【総務部】

主体名	活動態勢・内容
市 （総務部） 関係機関	**（１）都への協力要請** ①　市長は、大規模な災害が発生した場合には、知事に応援又は応援のあっ旋を求める等して災害対策の万全を期する。 ②　市長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、下記に掲げる事項についてとりあえず口頭、電話、ＦＡＸ、又は東京都災害情報システム（ＤＩＳ端末）をもって要請し、後日文書によりあらためて処理をする。 ア　災害の状況及び応援を求める理由 （災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由） イ　応援を希望する機関名 ウ　応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ　応援を必要とする場所、期間 オ　応援を必要とする活動内容 カ　その他必要な事項 **（２）各機関の協力** ①　各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。 ②　各防災機関の協力業務内容は、第１部総則第６章「関係防災機関の業務大綱」に定める範囲とし、協力方法は、各協定に定めるところによる。

３－２　各機関の経費負担【総務部】

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災対法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 18 条、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 252 条の 17 第 2 項の定めるところにより行う。

（１）国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与の種類等	給与支払者等	経費負担
俸給 俸給の特別調整 初任給調整手当 扶養手当 期末手当 勤務手当 暫定手当 公務災害補償等	国	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金を市が負担する。
退職手当 退職年金、同一時金 共済制度による給付	国	国が負担する。
通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直勤務手当 災害派遣手当 旅費	市	市が負担する。

（２）都及び他区市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費負担

給与の種類等	給与支払者等	経費負担
給料、手当（退職手当を除く）、旅費	派遣した都、区市町村が支給する。	市が負担する。
退職手当、退職年金 退職一時金	派遣した都、区市町村が支給する。	市が負担する。

３－３　自衛隊への災害派遣要請【総務部】

市長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊の災害派遣のあっ旋を要請する。

＜関係法令＞

・災対法（昭和 36 年法律第 223 号）

・自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）

・自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）

・自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和 55 年防衛庁訓令第 28 号）

（１）災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような派遣方法がある。

①　要請による災害派遣

ア　災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため、必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

ウ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

②　知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

ア　災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに順ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ　災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

エ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

オ　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合

カ　庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

（２）災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

①　要請手続

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総務局総合防災部）

に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、取り急ぎ電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を発送する。

ア　被害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

また、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報するものとする。この場合、速やかに知事に通報する。

＜緊急の場合の連絡先＞

部隊名等（駐屯地・基地名）		連絡責任者	
		課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第１後方支援連隊（練馬）	第３科長又は防衛警備幹部 03（3933）1161 内線 2436	連隊当直司令 03（3933）1161 内線 2405

②　災害派遣部隊の受入体制

ア　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

イ　作業計画及び資器材の準備

各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を取りつけておくものとする。

ウ　活動拠点及びヘリポート等使用の通報

都知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な施設について市と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報するものとする。

＜災害時派遣部隊宿泊予定地＞

名　　称	所在地	確　保　面　積
東大和市民体育館	桜が丘２－167－13	第１体育室（1391.51 ㎡）　第２体育室（458.38 ㎡） 第３体育室（320.22 ㎡）

③　災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

都知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

④　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協

議して定める。

ア　派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ　天幕等の管理換に伴う修理費

オ　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議をする。

（３）災害派遣部隊の活動内容

区　分	活　動　内　容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	①　その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ②　災対法第 63 条第 3 項、第 64 条第 8 項～第 10 項及び第 65 条第 3 項に基づき、市長、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第６章　情報通信の確保

災害が発生した場合、各防災機関は情報連絡体制に基づき、連携して被害状況等を把握、伝達し、的確な応急対策を実施する。また、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難態勢をとるために、被災住民等に対して適切な広報、広聴活動を行う。

第１節　現在の到達状況

・市防災行政無線及び自動音声応答サービス（042-563-2411）の整備
・市ホームページの整備
・市 Twitter、Facebook 等ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）による市民への情報提供
・広報車及び安全安心情報送信サービス（メール）による市民への PUSH 型情報提供(※)

※　PUSH 型情報提供：情報の受信者が能動的に情報を取得するのではなく、発信者から送信される情報を一方的に取得する方法

第２節　課題

・市内の情報収集・伝達体制の強化
・多様な媒体の活用等により、情報を確実に市民に提供できる体制整備
・発災時における通信機能の低下に対する対応
・外国人への配慮

第３節　対策の方向性

・防災行政無線を補完する多様な通信提供手段の配備
・市民に対して多様な情報提供ツールの活用を検討
・安否確認手段の周知及び利用の促進
・多言語による情報提供

第４節　到達目標

・情報連絡・収集・提供体制の強化
・迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備
・多様な情報通信機器を活用した安否確認サービスの充実、利用経験の促進

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　情報通信連絡体制の整備
２　住民等への情報提供体制の整備
３　住民相互の情報連絡等の環境整備

１　情報通信連絡体制の整備

市各部、各施設、都、関係防災機関等との情報連絡体制を構築する。

１－１　情報連絡体制【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・その他防災機関】

主体名	対策内容
市 （総務部）	○　都本部に対し、都防災行政無線を使用して直接、情報連絡を行う。 ○　災害の状況により都本部に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に対し、直接、情報連絡を行う。 ○　防災行政無線又はその他の手段の活用により、市内の各施設、都及び各防災機関、協力機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 ○　災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、東大和警察署、北多摩西部消防署、ライフライン機関等の協力を確保する。 ○　緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、ＮＴＴ東日本及び各施設管理者の協力を確保する。
東大和警察署	○　警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、本部及び各防災機関と情報連絡体制を確保する。
北多摩西部消防署	○　消防無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、消防団及び各防災機関と情報連絡体制を確保する。
その他の防災機関	○　それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡体制を構築する。

通信連絡の体系図

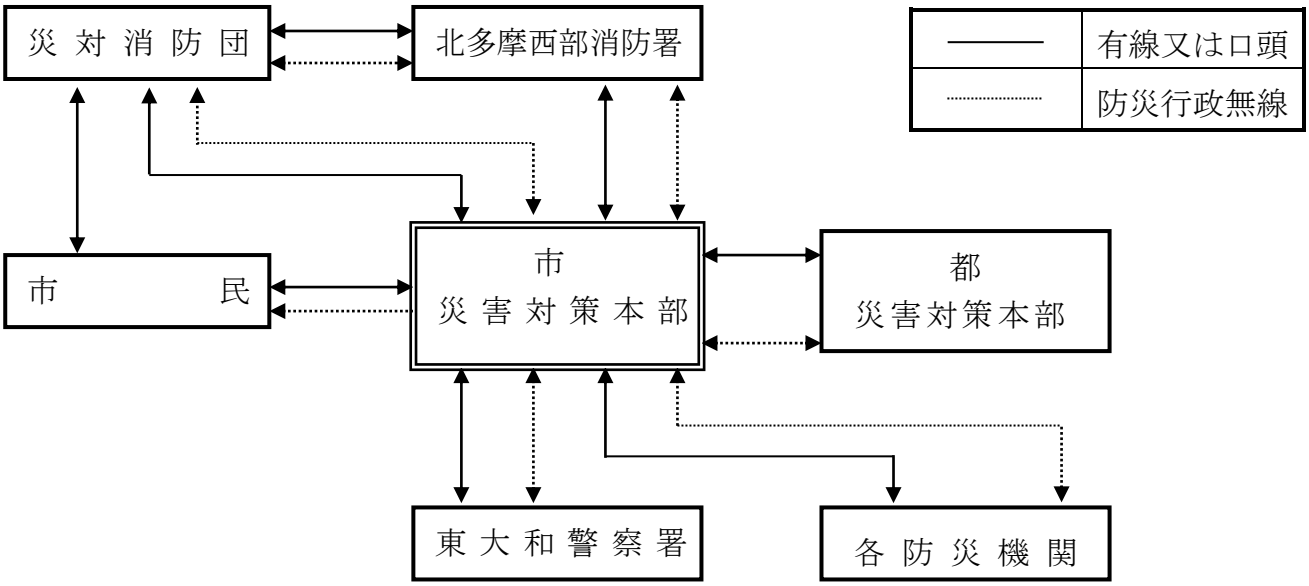

１－２　通信連絡態勢の確立

防災行政無線を中心とした通信連絡態勢は、次のとおりとする。

（１）通信連絡責任者の選任等

①　市災対本部及び各防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として、正副各１名の通信連絡責任者を選任する。

②　通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。

③　また、災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し，通信連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたるものとする。

④　なお、指定電話及び通信連絡責任者に変更があった場合は、次により速やかに市防災会議（事務局）に修正報告をするものとする。

（資料編 資料第 27「通信連絡責任者および指定電話等の変更届」P.資-41）

⑤　各防災機関の連絡責任者等は次のとおりとする。

（資料編 資料第 28「各防災機関の連絡責任者一覧」P.資-42）

（２）連絡態勢の確保

①　市災対本部設置前の通信連絡窓口

災害が発生し、市災対本部が設置されるまでの間、市の通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間においては、総務部防災安全課が担当し、夜間・休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでは、宿日直室に通信連絡窓口を暫定的に設置し、当直者がこれにあたる。

②　市災対本部設置後の通信連絡窓口

市災対本部及び市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市災対本部長室において処理する。その際、本部長室に、防災行政無線、電話、その他の通信設備を配置する。

１－３　通信連絡方法【各部・各防災機関・都】

通信連絡は、原則として以下の方法で行う。

連絡先	連絡方法
都	○　原則として都防災行政無線の電話、ＦＡＸ、データ端末及び画像端末を使用して行う。 ○　この場合、できるかぎり東京都災害情報システム（ＤＩＳ端末）で被害情報の入出力を行う。 ○　通信網の多ルート化を進めるため、東京都防災行政無線に加え携帯電話等の通信手段の活用も図る。
各防災機関	○　防災行政無線設置機関については、無線により通信連絡をとる。 ○　その他の機関については、都防災行政無線（都の基地局）を経由する等して、通信連絡の手段を確保する。
市各部	○　各部内であらかじめ複数の本部連絡員を定め、本部長室との連絡にあたる。 ○　防災行政無線に加え携帯電話等の通信手段の活用を図り、必要に応じて、災害現場等に職員を派遣し、被害状況等の通信連絡を行うものとする。

１－４　防災行政無線の通信統制【総務部】

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、総務部長は、次により通信統制を実施する。

主体名	対策内容
市 （総務部）	**（１）市災対本部の回線統制** 庁舎内に設置してある無線機と接続する遠隔制御器及び車載無線機の回線利用は市災対本部が優先し、統制設定権は市災対本部が有する。 **（２）無線移動局（半固定、可搬、車載）の一括管理** ①　各部署に設置した半固定型無線機は、原則として市災対本部（本部班）が一括管理する。 ②　可搬型無線機及び車載型無線機は、すべて本部班が管理し、市災対本部の指示に基づき使用する。 **（３）通信形態の原則** 移動無線局からの通信は、すべて市災対本部に対して個別に行うものとし、原則として移動局相互間の通信は禁止する。 **（４）一斉指令** 市災対本部は、原則としてすべての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

１－５　通信施設の整備及び運用【総務部・都】

主体名	対策内容
市 （総務部）	**市防災行政無線** 市では災害時における有線途絶に備え、市役所を中心に地域内の防災行政無線の整備を行っている。 無線施設は、固定系では親局１局、屋外子局52局、移動系では基地局１局（遠隔制御器11台）、移動局72局（車載局27局、可搬局36局、携帯局９局）である。 災害時においては、これらの施設を十分に活用し、情報連絡体制の確保に努めることとする。
都	**（１）都防災行政無線** 都は、警報等気象情報の伝達や災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。 この防災行政無線は、電話、ＦＡＸ機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成するものである。 **（２）都災害情報システム** 都災害情報システムは、都防災センターと無線回線で結ばれた端末機を区市町村等の防災機関に設置し、災害情報をオンラインで収集・処理するものである。 このシステムにより、平常時は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村の端末機設置機関に提供する。また、災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示板に標示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図るものである。 **（３）画像伝送システム** 画像伝送システムは、災害現場等の状況を視覚情報として収集・伝達することにより、正確な状況の把握に役立てようとするものである。 市にも、画像伝送システムが整備されており、災害現場等に出動した際に必要に応じて被害状況等を撮影し、都に映像で送信する体制をとっている。

１－６　都地震計ネットワーク

地震発生直後の都内各地の緻密な震度分布を早期に把握し、被害の大きな地域を特定するため、都及び東京消防庁で連携を図りながら、都内の区市町村庁舎、消防方面本部及び消防署等に地震計を設置して、地震計のネットワーク化を図っている。

１－７　電気通信設備の優先利用（電話・電報の優先利用）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話や電報、及び公共の利益のため緊急を要する通話や電報は、他の通話、電報に優先して接続又は配信される。

優先利用が可能な機関等は、あらかじめ受持ちのＮＴＴ東日本の支店へ優先利用する電話の電話番号等の申込みが必要である。

２　住民等への情報提供体制の整備　【企画財政部・総務部】

市ホームページの強化や災害情報の充実により、住民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

主体名	対策内容
市 （企画財政部） （総務部）	**（１）既存の情報提供手段の活用** ○　固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 ○　新聞社及び放送機関との連携体制を整備 ○　市ホームページの整備及び強化 ○　安全安心情報送信サービスの周知 ○　多様な手段による防災関連情報を提供 **（２）要配慮者等への配慮** ○　多言語での情報提供体制を整備

３　住民相互の情報連絡等の環境整備　【総務部・ＮＴＴ東日本・西武鉄道・多摩都市モノレール】

市民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、災害情報等の情報提供体制を整備する。

主体名	対策内容
市 （総務部）	○　市民相互間の安否確認手段の周知と特設公衆電話の整備 ○　SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等新しい通信基盤を活用した情報提供体制の基盤を推進
ＮＴＴ東日本	○　安否確認手段の確保及び周知
西武鉄道 多摩都市モノレール	○　駅における情報提供体制の整備 ○　ホームページやＳＮＳ等を利用した情報提供体制の整備

【応急対策】

１　防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）	３　広報体制
	４　広聴体制
２　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	５　住民相互の情報連絡等

１　防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・ＮＴＴ東日本・その他防災機関】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるため、各防災機関や市民等に、災害に関する情報や予警報を迅速かつ正確に伝達する。

主体名	対策内容
市（総務部）	**１　異常現象の通報** 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。 **２　一般的な災害原因に関する情報の通報** 水象、地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等及び一般市民等に周知する措置をとる。 **３　水象、地象等予警報の伝達** 警報及び重要な注意報について、都、警察署又はＮＴＴからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防等の協力を得て、市民に周知する。
東大和警察署	**１　予警報の伝達** 警報及び重要な注意報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。 **２　異常現象の通報** 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。
北多摩西部消防署	**地震及び水防に関する通報及び伝達** 地震及び水防に関する情報を収集し、これを市及びその他の関係機関に通報するとともに、市民に周知する。
ＮＴＴ東日本	**１　警報の伝達** （１）気象業務法に基づいて気象庁からＮＴＴ東日本に伝達された各種警報は、市及び関係機関に通報する。

	（２）警報の伝達は、ＦＡＸにより市に通報する。 **２　警報の取扱い順位等** （１）警報はすべての通信に優先して取り扱う。 （２）警報は 30 分以内に通報する。 （３）警報の伝達料金は無料とする。
その他の防災機関	その他の防災機関は、市、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については、直ちに所属機関に通報する。

業務手順

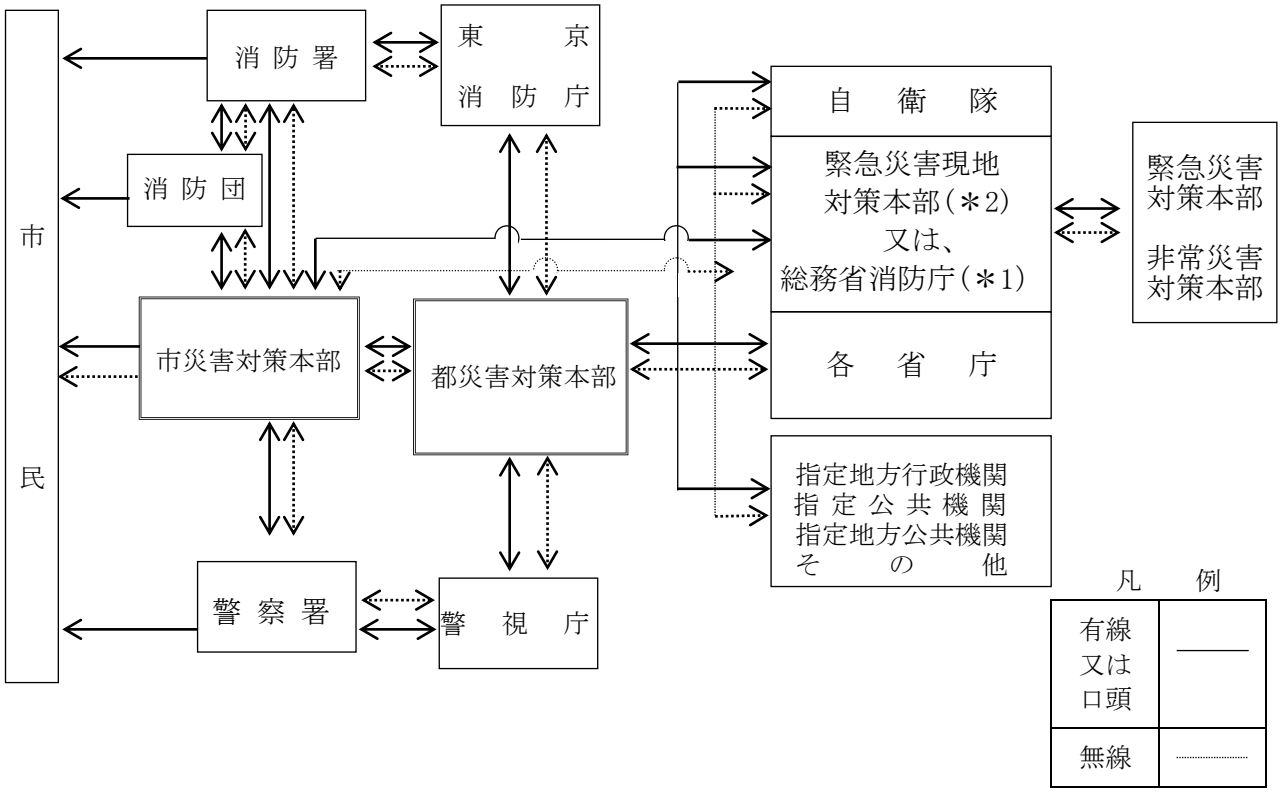

＊１　災害の状況により都本部に報告できない場合

＊２　災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

２　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

市各部及び各防災機関は、災害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、市災対本部に報告する。

２－１　被害状況の報告・伝達系

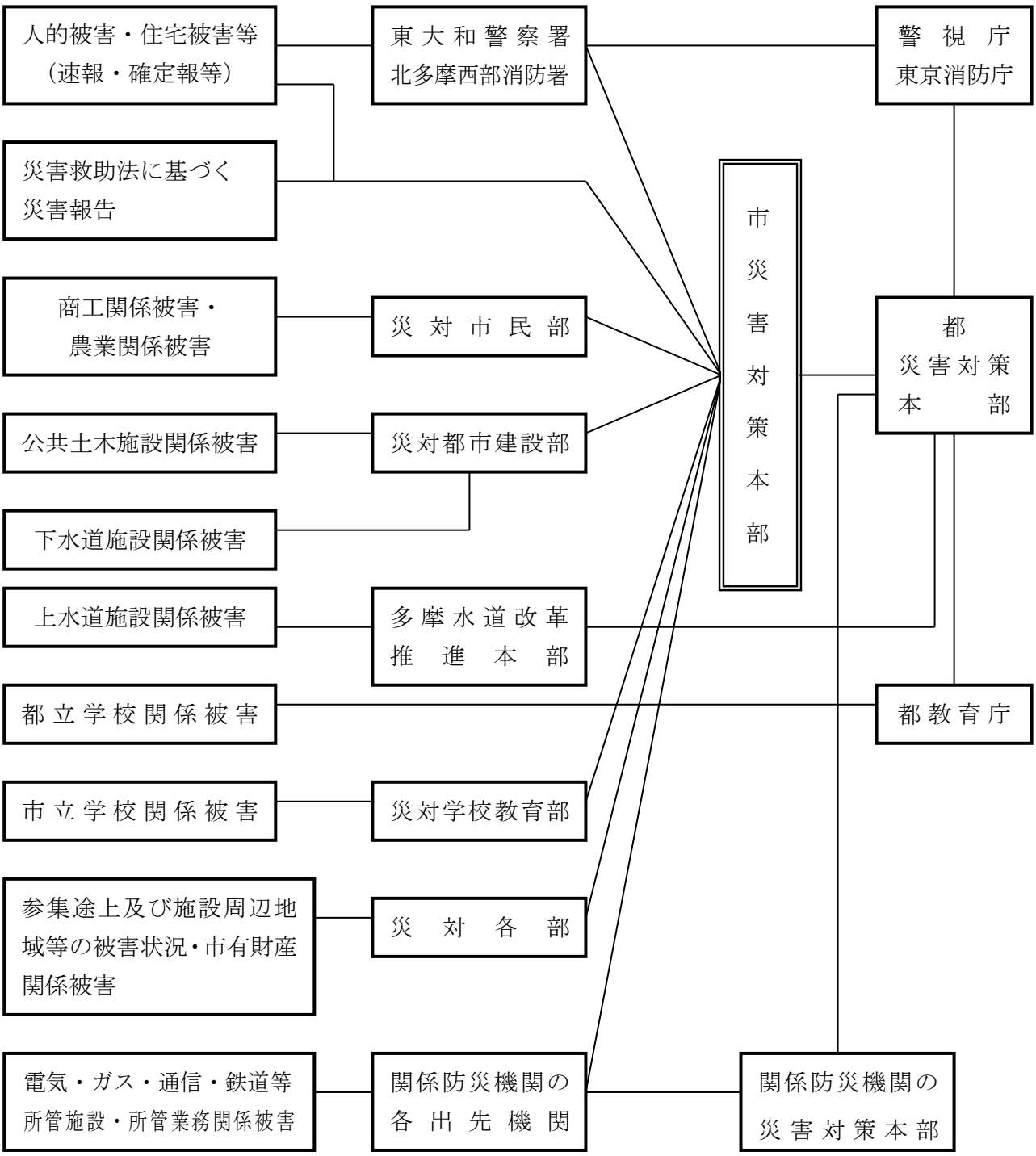

２－２　各機関の収集体制【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・その他防災機関】

<table>
<tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr>
<tr><td>市
（総務部）</td><td>

（１）調査報告体制の整備

被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておく。

① 地域別及び被害の種別ごと等に、調査責任者をあらかじめ定める。
なお、市職員のみでは調査報告要員に不足を来す場合が考えられるので、自主防災組織の協力体制の確保についても、定めておく。

② 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法等について、あらかじめ定めておく。

③ 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行う等、調査報告業務の習熟に努める。

（２）被害状況等の報告

市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。報告様式等は「災害報告取扱要領」（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）の定めるところによる。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災対法第 53 条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

① 報告すべき事項

ア 被害の原因
イ 被害が発生した日時
ウ 被害が発生した場所又は地域
エ 被害状況（被害の程度は、「被害程度の判定基準」（6-12 頁参照）に基づき認定する。）
オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
キ その他必要な事項

② 報告の方法

東京都災害情報システム（ＤＩＳ端末）の入力による。（ただし、ＤＩＳ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。）

③ 報告の種類・期限等

<table>
<tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr>
<tr><td colspan="2">発災通知</td><td>即時</td><td>発災情報</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">被害措置概況速報</td><td rowspan="2">即時及び都が通知する期限内</td><td>災害総括</td></tr>
<tr><td>被害情報、措置状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">要請通知</td><td>即時</td><td>要請情報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確定報</td><td>災害確定報告</td><td>応急対策を終了した後 20 日以内</td><td>災害総括</td></tr>
<tr><td>各種確定報告</td><td>同上</td><td>被害情報、措置情報</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害年報</td><td>4 月 20 日</td><td>災害総括</td></tr>
</table>

④ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第３部第３章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

</td></tr>
</table>

機関名	内容
東大和警察署	（１）災害時においては、本部から情報を収集し、市に通報するとともに、消防署、自衛隊等各防災機関と情報交換を図る。 （２）主な収集事項は次のとおりとする。 ①　家屋の倒壊状況 ②　死者・負傷者等の状況 ③　主要道路・橋及び交通機関の状況 ④　住民の避難状況 ⑤　火災の拡大状況 ⑥　堤防・護岸等の破損状況 ⑦　電気・水道・ガス・通信施設の状況 ⑧　その他
北多摩西部消防署	**（１）被害状況、消防活動状況の早期収集** 災害発生後、署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ①　119 番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ②　地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 ③　早期災害情報システム等による災害情報収集 ④　消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ⑤　消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 **（２）主な情報収集事項** ①　火災発生状況及び消防活動状況 ②　救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 ③　避難道路及び橋梁の被災状況 ④　避難の必要の有無及び状況 ⑤　救急告示医療機関等の診療状況 ⑥　その他消防活動上必要ある状況
その他の防災機関	各防災機関は、所管施設に関する被害、既に取った措置、今後取ろうとする措置、その他必要な事項について、市に報告する。

２－３　被害程度の判定基準

被害区分		判定基準等
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負　　傷	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 ○　重傷　１月以上の治療を要する見込みのもの。 ○　軽傷　１月未満で治癒できる見込みのもの。
住家の被害	住　　家	人が起居できる設備のある建物又は現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。
	世　　帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	棟	一つの独立した建物をいう。
	全　　壊	住家全部が倒壊、流出、埋没したもので、その破壊程度が１棟の延べ床面積の70%に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	大規模半壊	住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の40%以上50%未満のもの。
	半　　壊	住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上50%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上40%未満のもの。
	一部損壊	住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のもの。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達したもの、及び全壊又は半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもの。
非住家の被害	非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
	非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。
田畑の被害	流出埋没	耕土が流出し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
	冠　　水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水がつかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの。
その他被害	道路決壊	都道及び市道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
	道路の一部損壊	都道及び市道の一部が損壊し、道路の決壊に至らない程度の被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	橋りょう流出	市道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
	橋りょうの一部損壊	市道以上の道路に架設した橋の一部を損壊し、橋りょうの流出に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	堤防決壊	河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊した程度に被害を受けたもの。

被害区分		判 定 基 準 等
その他被害	堤防の一部損壊	堤防決壊に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	その他被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、農作物等の被害で、特に報告を必要とするもの。
被害者	被災世帯	災害によって何らかの被害を受けたもの。
	被災者	被災世帯の構成員をいう。
被害額		物的被害の概算額を千円単位として計上する。

３　広報体制　【企画財政部・消防団・各防災機関】

３－１　広報活動

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関するさまざまな情報を速やかに正確に提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動が取れるようにすることが必要である。このため、市及び各防災機関は、一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

主体名	対策内容
市 （企画財政部）	（１）災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災機関等と密接な連携のもとに、次に掲げる広報活動を実施する。 ①　災害発生直後に行う広報 ア　災害の規模、気象の状況 イ　混乱防止の呼びかけ ウ　電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 エ　避難及び避難時の方法等 オ　道路状況と交通機関の運行状況 カ　学校等の措置状況 キ　市の体制・措置状況 ク　デマ情報に対する注意 ②　被災者に対する広報 ア　被害情報 イ　避難所開設状況 ウ　食料・生活物資等の供給状況 エ　医療機関の診療状況 オ　電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 カ　道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 キ　防疫・保健衛生措置状況 ク　学校の休校・再開等の措置状況 ケ　市の措置状況 ③　広報手段 災対企画財政部広報班は、市災対本部から指示があったとき、又はその他状況により次の方法により、広報活動を実施する。 ア 防災行政無線　エ 広報車　キ 臨時広報紙 イ 広報掲示板　オ 市公式ホームページ　ク メールサービス ウ 市公式ツイッター　カ 市公式フェイスブック　ケ 報道機関 ④　広報文 広報文は、「災害広報文例」による。 （資料編 資料第 29「災害広報文例」P.資-44） ⑤　情報の収集及び提供 避難所、臨時被災相談所の開設等救援施策のほか、被災状況、家族等の安否確認等、市が把握した情報を提供する。 （２）災害の規模又は状況により、広報区域及び広報内容を決定し、被害甚大な地区を重点に広報車等を配車出動させ、現地広報活動を実施する。 （３）被災地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。 （４）災害の規模又は状況により、都に広報に関する応援要請を行う。

主体名	対策内容
消　防　団	（１）災害時においては、消防ポンプ自動車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の伝達及び民生安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。 （２）各分団の巡回広報エリアは、原則として、受持ち区域の範囲によるものとする。
都　水　道　局	災害により断水事故が発生した場合、市民の不安と混乱を防ぐため、市の協力を得て、断水地域の市民に対し、被害、復旧、応急給水等を適時適切に広報する。 **（１）広報内容** ①　水道施設の被害状況及び復旧見込みに関すること。 ②　災害時給水ステーション（給水拠点）の場所及び応急給水の方法に関すること。 ③　水質についての注意に関すること。 ④　その他必要な事項 **（２）広報手段** ①　市防災行政無線 ②　広報車
東大和警察署	災害時において、市災対本部等から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 **（１）広報内容** ①　余震等気象庁の情報 ②　地域の被害状況及び見通し ③　ライフライン等の被害状況及び復旧見通し ④　主要道路・橋等の被害状況及び復旧見通し ⑤　被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 **（２）広報手段** ①　トランジスターメガホン等 ②　交番（駐在所）備付けマイク ③　パトロールカー、白バイ、広報車等 ④　警視庁ホームページ
北多摩西部消防署	災害時において、消防署から監視警戒員や広報車を出向させて、災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置き、適時活発な広報活動を実施する。 **（１）広報内容** ①　出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ②　火災及び水災に関する情報 ③　避難勧告又は避難命令等に関する情報 ④　救急告示医療機関等の診療情報 ⑤　その他市民が必要としている情報 **（２）広報手段** ①　消防車両の拡声装置等 ②　消防署、自治会の掲示板等への掲示及び口頭 ③　テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 ④　ホームページ・ＳＮＳ・消防アプリ等を活用した情報提供 ⑤　東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供

主体名	対策内容
武蔵村山郵便局	**（１）広報内容** ①　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③　被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④　被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 ⑤　為替預金業務の非常取扱い ⑥　災害ボランティア口座の開設 ⑦　簡易保険業務の非常取扱い **（２）広報手段** 郵便局窓口や局前等に掲出する。
自衛隊	**（１）広報内容** 災害時において第一師団は関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に空、地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救助活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。 ①　人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達 ②　民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況 ③　関係機関等の告示事項 ④　その他必要事項 **（２）広報手段** 広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。
東京電力パワーグリッド㈱立川支社	（１）感電事故及び漏電による出火を防止するため、市民に対し次の事項を十分広報する。 ①　垂れ下がった電線に絶対に触れないこと。 ②　使用中の電気器具のコンセントは、直ちに抜くこと。 ③　電柱の倒壊、電線の断線等設備の異常を発見した場合は、速やかに通報すること。 ④　浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、使用しないこと。 ⑤　屋外へ避難するときは、安全器及びブレーカーを必ず切ること。 （２）災害時における市民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果す役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。 （３）市民からの再点検申込み等を迅速、的確に処理するため、必要な受付体制を確立する。 （４）市民からの電話による事故通報や復旧見通し等の照会を円滑、適切に処理するため、電話受付はもとより、本社・支社・電力所及び火力発電所等の能率的受付処理体制を確立しておく。 （５）前記（１）の①及び②については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、市の協力を得て防災行政無線も活用する。また、広報車等により直接当該地域へ周知する。

主体名	対策内容
ＮＴＴ東日本	**（１）通信途絶、利用制限時の広報及び復旧時の広報について** 災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体、広報車、チラシ、交換機等による自動通報案内（トーキー案内）、案内窓口掲示板等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。 ①　災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況等 ②　通信の途絶又は利用制限の状況 ③　通信の途絶又は利用制限をした理由 ④　利用制限をした場合の代替となる通信手段 ⑤　利用者に協力をお願いする事項 ⑥　災害用伝言ダイヤル開設 （資料編 資料第 30「災害用伝言ダイヤルの利用方法（NTT 東日本）」P.資-53） ⑦　その他必要な事項 **（２）「ＮＴＴからのお願い」の周知について** ①　重要通信が優先となります。 災害が発生すると電話が殺到し、交換機はラッシュ状態になり、電話がかかりにくくなります。防災機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、皆様の電話や電報の利用を制限することがあります。 ②　受話器が外れていませんか？ 地震等で受話器がはずれたままになっていると、電話をつなぐ交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお通話中の状態になってつながりません。お確かめのうえ、はずれている受話器を元にもどしてください。 また、停電中には、コードレスホン等の多機能電話は、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。

主体名	対策内容
東　京　ガ　ス	東京ガス多摩支店は対策本部及び保安管理支部と密接な連携をとりつつ、ガス供給停止の状況、ガス供給継続地区の需要家に対する保安確保の協力要請等、必要に応じた広報活動を実施する。 **（１）地震発生時には** ①　身の安全を確保すること。 ②　ガス栓を全部閉めること。 ③　ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。 ④　換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発が起こる原因ともなるので避けること。この場合には、ガス栓・メーターガス栓を閉め、直ちに東京ガスに連絡すること。 **（２）東京ガスが供給を停止した場合** ①　ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターガス栓を閉じ、東京ガスから連絡があるまで待つこと。 ②　ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 ※　東京ガスが供給停止を行っていなくても、ガスメーターの地震計によりメーターが供給を停止することがある。その場合には復帰手順に従い、復旧させること。 **（３）供給再開時の広報** ①　あらかじめ、通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること。 ②　点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。 ③　内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること。 ④　ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること。
西武鉄道 多摩都市モノレール	災害時の避難の放送、メガホン、立看板、掲示物等により情報提供し、混乱防止に努める。 **（１）異常時における広報の要点** ①　いったん異常時になると、予測しない事態が次々に起きるので、これに対応する広報案内を行う。 ②　災害の状況、乗客の挙動、動向に留意して、どのような情報と案内が必要か判断する。 ③　正しい情報をわかり易く、正確な表現で流す。 ④　列車運行状況及び到着予定、変更等を適時流す。 ⑤　駅周辺沿線及び広域被害、列車被害の状況を案内して、乗客の不安感を除くように努める。 ⑥　乗客の心理状態に対応した放送を行い、更に職員が直接に補足する等の措置をとる。 ⑦　災害時の混乱は、情報の不足と危機感が発生して急速に拡大するので、的確な放送で鎮静するとともに、職員は常にリーダーとなって行動する。

３－２　報道機関への発表

主体名	対策内容
市災対本部	（１）市災対本部が設置された場合、災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、企画財政部広報班とする。そのため、企画財政部長は、市各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。 （２）企画財政部長は、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、報道機関へ発表する。 （３）夜間又は勤務時間外等に突発災害が発生し、前記①、②によりがたい場合は、企画財政部長は、関係部の部長と協議のうえ、発表するものとする。
東大和警察署	○　その時期と内容を選定し市に通報するとともに、報道の公正を期するため幹部を指定する。
北多摩西部消防署	○　その時期と内容を選定し市に通報するとともに、報道の公正を期するため幹部を指定する。

３－３　放送要請

市及び各防災機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災対法第 57 条及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 20 条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

放送要請は、原則として都を経由（知事に要請依頼）するものとするが、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、市は放送機関に対し直接、要請ができるものとする。この場合、市は事後速やかに都に報告するものとする。

４　広聴体制　【企画財政部・消防団・各防災機関】

災害時には、発災直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望、苦情が寄せられる。

これに対応し、的確な対策を実施するため、市及び各防災機関は、次のとおり広聴活動を実施する。

主体名	対策内容
市 （企画財政部）	（１）被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。 （２）災害が終息したときは、道路状況に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を施し、事後の救援措置の推進にあたる。 （３）被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に向けて努力する。 （４）市役所に被災者等のための臨時の案内窓口を設置し、必要に応じ、市災害対策本部との連携により応対する。 （５）電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。 （６）障害者や外国人からの受付は、関係部署と連携し対応する。 （７）市民からの問い合わせの多い相談内容に対しては、ホームページ等にFAQを開設する。 （８）相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、市関係部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援体制を確立し、救援対策を協力に推進するように努める。
東大和警察署	警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
北多摩西部消防署	消防署と消防出張所のうち、震災の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

５　住民相互の情報連絡等　【総務部・ＮＴＴ東日本】

主体名	対策内容
市 （総務部） ＮＴＴ東日本	○　災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の安否確認サービスの周知及び利用を呼びかける。

第７章　医療救護等対策

災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により、多数の負傷者が発生することが予測される。また、医療機関においても、一時的混乱や停電、断水等ライフライン機能の停止により、医療機能が著しく低下することが予想される。

医療救護は、災害時における市民の生命と身体を守る要である。市は、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制及び後方医療体制等の施策を推進し、各防災機関と密接な連携をとり、速やかな初動医療体制の確保に努める。

第１節　現在の到達状況

・都による災害拠点病院、災害拠点連携病院の指定
・災害医療支援病院の位置付け
・医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協定締結
・緊急医療救護所及び避難所医療救護所（以下「医療救護所」という。）の設置場所の確保及び設置訓練の実施
・災害医療コーディネーターの任命
・妊産婦及び人工透析が必要な方への診療体制の確保

第２節　課題

・医療救護班等の確保及び搬送体制の整備
・限られた医療資源を有効に活用するための調整機能の構築
・医薬品や医療資器材の備蓄

第３節　対策の方向性

・初動医療体制の確立
・医薬品・医療資器材の確保

第４節　到達目標

・初動医療体制の確立
・医薬品・医療資器材の確保
・医療施設等の基盤整備（医療機関の発災時の対応能力の強化）

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　初動医療体制の整備	３　遺体の取扱い
２　医薬品・医療資器材の確保	

１　初動医療体制の整備

１－１　医療情報の収集伝達【福祉部】

市は、災害発生直後において、初期医療救護活動を円滑に実施するため、情報連絡体制等を整備し、市内の被災状況や医療機関の活動状況等の迅速な把握に努める。

主体名	対策内容
市 （ 福 祉 部 ）	**（１）医療機関等との情報連絡体制** 市内の医療機関及び医療救護班等との情報連絡体制の確立に努める。 **（２）市災害医療コーディネーターとの情報連絡体制等** ○　市内の医療救護活動等を統括･調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターと情報連絡体制を構築する。 ○　市災害医療コーディネーターは、都地域災害医療コーディネーター（各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括･調整するために都が指定するコーディネーター）及び都災害医療コーディネーター（都全域の医療救護活動等を統括･調整するために医学的な助言を行うために都が指定するコーディネーター）と連携を図る。

１－２　負傷者等の搬送体制【福祉部】

主体名	対策内容
市 （ 福 祉 部 ）	○　負傷者の搬送方法の検討 ○　医療救護所における傷病者の搬送体制の検討 ○　難病医療費助成申請窓口や保健所を通じて在宅難病患者等の把握

１－３　防疫体制の整備【総務部・福祉部・環境部】

主体名	対策内容
市 （ 総 務 部 ） （ 福 祉 部 ） （ 環 境 部 ）	○　防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定を検討 ○　災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め防疫資器材等を調達し、さらに不足する場合は、都福祉保健局に要請 ○　動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立 （第２部第９章「避難者対策」P. Ⅱ-9-14 参照）

２　医薬品・医療資器材の確保
【総務部・福祉部・医師会・歯科医師会・薬剤師会・災害拠点病院等】

災害時は、医薬品・医療資器材の破損及び道路の遮断等による供給ルートの途絶により医薬品・医療資器材が不足する可能性があるため、平常時より備蓄する等の対策をとる必要がある。

主体名	対策内容
市 （総務部） （福祉部） 医師会 歯科医師会 薬剤師会	**（１）医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄** ○　薬剤師会等と協定を締結する等関係機関との連携・協力体制を整備 ○　医療救護所や避難所等で使用する医薬品等の備蓄に努める。（目安は、発災から３日間必要な量） （資料編 資料第 31「医薬品・医療資器材の備蓄状況」P.資-54） **（２）災害薬事センターの体制整備** ○　市は市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（※）や運営方法、納入先への搬入方法等、具体的な活動内容を協議 ○　災害薬事センターを複数箇所設置する場合は、それぞれにセンター長を選任 ○　市は、医薬品等の調達方法について市薬剤師会と協力の上、医薬品等の卸売販売業者等と協定を締結
災害拠点病院等	○　３日分程度の医薬品等を備蓄 ○　災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成

※　災害薬事センターの設置場所候補地

施設名	所在地	施設名	所在地
市役所（会議棟）	中央３－930	中央公民館（ホール）	中央３－926

３　遺体の取扱い
【市民部・福祉部・各防災機関】

主体名	対策内容
市 （市民部） （福祉部） 各防災機関	**（１）遺体保存における準備等** ○　棺、遺体保存剤等必要な資器材を確保する。必要に応じて葬祭業者等の関係業界と協定を締結する等の措置を講ずる。 ○　遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関して協議を行う。 ○　遺体収容所における資器材及び作業員の確保を検討する。 ○　検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項を検討する。 **（２）遺体搬送における準備等** ○　遺体収容所から火葬場までの遺体搬送について、搬送手段の確保、搬送経路等を事前に検討する。 ○　遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と必要に応じてあらかじめ協定を締結する等の措置を講ずる。

（資料編 資料第 32「遺体収容所における標準的な配置区分図」P.資-54）

【応急対策】

１　初動医療体制	３　医療施設の確保
２　医薬品・医療資器材の供給	４　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

１　初動医療体制等

災害時における医療救護は、市が一次的に実施するとともに、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整を図る。

また、都は市の医療救護活動を応援・補完する立場から、都医師会、関東信越厚生局、日赤東京都支部等の協力を得て、都医療救護班を編成し、市から要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合に、医療救護班を派遣する。

＜災害時医療救護の流れ＞

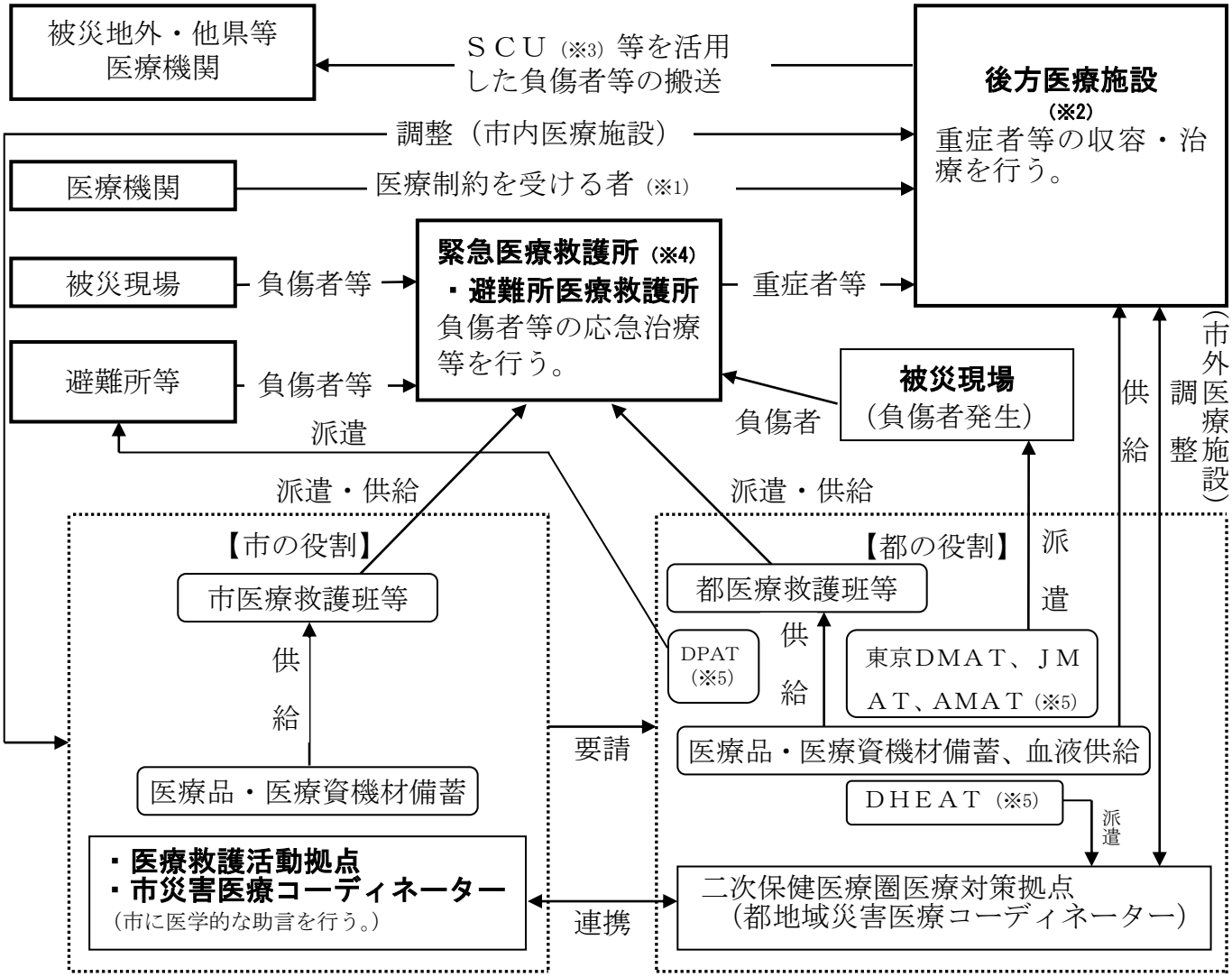

※1　「医療制約を受ける者」とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2　「後方医療施設」とは、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所等で被災を免れた全ての医療機関を差す。

なお、災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。また、災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

※3　「ＳＣＵ」とは、Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設で「広域搬送拠点臨時医療施設」という。

※4　「緊急医療救護所」は、市が災害拠点病院等の近接地等に設置する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所をいう。

※5　「東京ＤＭＡＴ」とは、東京 Disaster Medical Assistance Team の略で、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。その他は、以下のとおりである。

ＪＭＡＴ：日本医師会災害医療チーム
ＡＭＡＴ：全日本病院協会災害時医療支援活動班
ＤＰＡＴ：災害派遣精神医療チーム
ＤＨＥＡＴ：災害時健康危機管理支援チーム

１－１　医療情報の収集伝達体制【福祉部・企画財政部・医師会・歯科医師会・薬剤師会】

災害時、医療救護活動を円滑に進めるには、被害状況や活動状況等情報を迅速かつ的確に把握することが重要である。

（１）機関別活動内容

主体名	対策内容
市 （福祉部） （企画財政部） 医師会 歯科医師会 薬剤師会	○　医師会及び市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、都福祉保健局と情報共有、連絡調整を行う。 ○　医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況のほか、都や関係機関から収集した情報を防災行政無線等により、市民へ情報提供するとともに、地域住民に対する問合せ・相談窓口の設置に努める。 ○　市災害医療コーディネーターにあっては、二次保健医療圏の医療対策拠点と連絡を密に対応する。

（２）医療機関の被害状況及び活動状況等の収集方法

区分	収集方法
災害拠点病院	都福祉保健局が、防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により収集する。
救急告示医療機関	東京消防庁が、災害救急情報システム等により収集する。
上記以外の病院	市が広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により収集する。
診療所及び歯科診療所及び保険薬局	市が、保健所、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会等の協力を得て収集する。

１－２　初動医療体制【総務部・福祉部・医師会・歯科医師会】

（１）医療救護班等の編成

市は、災害により緊急を要する傷病者又は災害のため適切な医療を受けられない者に対して医療救護活動を円滑に推進するため、協定に基づき市医師会及び市歯科医師会、市薬剤師会の協力を得て医療救護班等を編成する。

主体名	対策内容
市 （総務部） （福祉部） 医師会 歯科医師会	①　医療救護班の編成 ○　編成人員は、原則として医療救護班が医師、看護師及びその他医療従事者で各若干名、歯科医療救護班が歯科医師、歯科衛生士、その他補助事務で各若干名とする。 ○　医療救護活動に出動する班の数及び編成人数は、あらゆる災害の状況に対応できるよう本部長（市長）と医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長が協議して編成する。 ②　医療救護班被服の統一的基準 市及び都は、災害時の混乱を防止するため、医療救護班が医療救護活動に従事する際に着用する医療救護班被服の統一的基準を定める。 ア　医療救護の実施主体 イ　医療救護班の所属 ウ　職種（色による識別） 赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、 青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師 黄：事務 ※　紺：柔道整復師（市の基準）

（２）医療救護活動

医療救護活動は、次のとおり行う。

主体名	対　策　内　容
市 （福祉部）	①　医療救護班の派遣 ア　協定に基づき、市医師会の協力を得て医療救護班を派遣する。その際、医療救護班の派遣状況を都地域災害医療コーディネーター（二次保健医療圏医療対策拠点）に報告する。また、必要に応じて、市歯科医師会、市薬剤師会に対して、歯科医療救護班の派遣、災害薬事コーディネーターによる薬剤師班の活動等の調整を要請する。 イ　市の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都福祉保健局長（保健医療調整本部）及びその他関係機関に協力を要請する。 ②　医療救護所の設置 ア　災害拠点病院等に隣接する診療所内に緊急医療救護所を、その後は、避難所医療救護所を設置する。医療救護班は、医療救護所において医療救護活動等を実施する。 イ　医療救護所に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班の活

主体名	対　策　内　容
	動等災害薬事コーディネーターによる調整を市薬剤師会に要請する。 ウ　医療救護所を設置した場合、その状況について都地域災害医療コーディネーター（二次保健医療圏医療対策拠点）に報告する。 エ　医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。 （ア）避難所及び二次避難所（福祉避難所） （イ）災害現場 ※　特例：市長は、災害の実情に応じて、被災地周辺の医療施設を医療救護所とすることができる。 ③　医療救護活動拠点の設置 発災後に、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護活動拠点（医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換等を行う場所をいう。）を設置する。
医　師　会	①　市から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、直ちに医療救護班を編成し、緊急医療救護所に派遣する。 ②　活動内容 ア　傷病者のトリアージと応急措置 イ　後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 ウ　搬送困難な患者及び避難所等における軽傷患者等に対する医療 エ　助産救護 オ　死亡の確認 カ　その他、状況に応じて遺体の検案等に協力
歯科医師会	①　市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。 ②　活動内容 ア　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ　災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ウ　避難所内における転送困難な患者及び軽傷患者等に対する歯科治療、衛生指導 エ　検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬　剤　師　会	①　市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、災害薬事コーディネーターは直ちに薬剤師班を編成し、医療救護所に派遣する。また。災害薬事コーディネーターは薬事の観点から市災害医療コーディネーターをサポートし、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する。 ②　活動内容 ア　医療救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導 イ　災害薬事センターの設置及び運営等の協力 ウ　医療救護所及び災害薬事センターにおける医薬品の仕分け、管理 エ　一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 オ　避難所の衛生管理・防疫対策への協力

（３）医療救護班の活動場所等

医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する災害拠点病院等に隣接する診療所内に設置する緊急医療救護所の活動を中心とするが、その後は、避難所医療救護所の活動を中心とする。

時期	活　動　内　容
初動期（被災からおおむね2日以内）	①　医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ②　負傷者が多数発生した災害現場等又は災害拠点病院等に隣接する診療所内に設置する緊急医療救護所での救護活動を主とする。 ③　救出・救助に伴う医療救護活動も行う。 ④　多数の負傷者がいる場合はトリアージを必ず行い、応急措置を適切に実施し、重症者等は、可能な限り後方医療施設への搬送に努める。 ⑤　医薬品・医療資器材等は、主に外傷の対応とする。
初動期以降（被災からおおむね3日以降）	①　医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ②　避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 ③　歯科医療救護活動を実施する。 ④　重傷者等は、できるだけ後方医療施設への搬送に努める。 ⑤　避難所の状況によっては、必要に応じ、避難所医療救護所は 24 時間体制をとる。 ⑥　医薬品・医療資器材等は、主に内科系、慢性疾患、精神科対応等とする。

１－３　負傷者等の搬送【福祉部・北多摩西部消防署・各関係機関】

主体名	対策内容
市（福祉部） 北多摩西部消防署 関係機関	**（１）負傷者の搬送** ①　定められた基準に基づき搬送順位に従って、市災害医療コーディネーターを介して都地域災害医療コーディネーターと連携を図りながら、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等を活用し、搬送先施設等の受入れ体制を確認して搬送する。 ②　必要により医療機関に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等の要請を行う。 ③　負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、以下より行う。 ア　市災害医療コーディネーターの助言を受け市長又は都福祉保健局長（保健医療調整本部）に搬送を要請する。 イ　北多摩西部消防署に搬送を要請する。 ウ　医療救護班が使用した自動車又は市有車両で搬送する。 **（２）医療スタッフの搬送** 市が、派遣する医療救護班等の医療スタッフを搬送する。

１－４　保健衛生体制

【市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所】

市は、被災者の健康状態の把握に努め、必要に応じ多摩立川保健所や派遣された保健医療活動チーム等と協力しながら、適切な保健医療及び療養環境の提供を含め適切な災害時公衆衛生活動に努める。また、被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においても、被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。

主体名	対策内容
多摩立川保健所	**（１）活動概要** ○　保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図る。 ○　関係機関からの情報収集や保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努める。 ○　地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。 ○　保健衛生全般に関する「情報センター」として市や営業施設等に必要な情報を速やかに提供する。
市 （市民部） (子育て支援部) （福祉部） （学校教育部） （社会教育部） 多摩立川保健所	**（１）保健活動チームの編成・活動〈福祉部・多摩立川保健所〉** ○　保健師は、福祉部健康課（保健センター）に集合する。 ○　保健活動チームは、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる職員等をもって編成する。 ○　保健活動チームは、防疫チーム、都環境衛生指導班や都食品衛生指導班等と連携し活動を行う。 ○　保健活動チームの活動内容 ①　避難所における健康相談 ②　避難所における防疫対策、室内環境対策、その他必要な公衆衛生対策 ③　地域における巡回健康相談及び公衆衛生活動 ④　健康管理等を含めた公衆衛生看護活動 ○　対応が困難な場合は、都に応援要請を行う。 **（２）メンタルヘルスケア〈福祉部・多摩立川保健所〉** ○　精神障害者・精神疾患患者への対応として、都及び多摩立川保健所や派遣された保健医療活動チーム、民間精神科病院等関係機関が協力して行う、精神医療体制に協力する。 ○　被災住民の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）も視野に入れてメンタルケア体制整備を図り、多摩立川保健所等の関係機関と協力し、被災者の状況に即して活動する。 **（３）透析患者等への対応〈福祉部〉** ○　都、市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。 ○　透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 ○　透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食料等の供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。 **（４）在宅難病患者等への対応（医療依存度の高い重症心身障害者等）〈福祉部〉**

主体名	対策内容
	○　「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ○　医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養ができるように支援する。 ○　都、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。 **（５）水の安全確保〈福祉部〉** ○　飲料水の供給状況を速やかに確認し、飲料水の安全確保のため、必要に応じて消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、都に要請する。 ○　市は都環境衛生指導班と連携して次の指導を行う。 ①　飲料水の塩素による消毒の確認 ②　避難所等への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ③　避難所等への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 **（６）食品の安全確保〈市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所〉** ○　必要に応じて都の多摩立川保健所に食品衛生指導班の編成･派遣を要請し、連携協力して食品の安全確保を図る。 ○　食品衛生指導班は､多摩立川保健所長の指揮のもとに次の活動を行う。 ①　炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ②　食品集積所の衛生確保 ③　避難所の食品衛生指導 ④　使用水の衛生の確保 ⑤　仮設店舗等の衛生指導 ⑥　その他食料品に起因する危害発生の防止 ⑦　食中毒発生時の対応 ○　都と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。その際、次の点を留意する。 ①　避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ②　食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ③　手洗いの励行 ④　調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ⑤　残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ⑥　情報提供 ⑦　殺菌・消毒剤の使用方法

２　医薬品・医療資器材の供給　【総務部・福祉部】

主体名	対策内容
市 （総務部） （福祉部）	**（１）情報収集** ○　災害薬事コーディネーターを中心に市内の医療機関、医療救護班の必要な医薬品等の情報を集約する。 ○　災害薬事コーディネーターを通じて市薬剤師会と速やかに協議する。 ○　市内の備蓄では不足する場合には、災害薬事コーディネーターと協力し、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。 **（２）災害薬事センター設置** ○　災害薬事センターは、被災地内の被災状況や交通事情を勘案し、発災後速やかに設置する。 ○　災害薬事センターの運営の責任者は、原則として、市が要請する市薬剤師会の災害薬事コーディネーターとする。 ○　災害薬事センターは、必要な薬品等の情報を集約する等情報機能とともに、医薬品等の仕分け・供給等を行う。 **（３）医薬品・医療資器材の要請等** ○　医療機関は平時と同様、卸売販売業者へ医薬品を発注する。 ○　医療救護所、避難所で必要になる医薬品は災害薬事センターに要請し、災害薬事センターがとりまとめて卸売販売業者（市と協定を締結した卸売販売業者を含む。）へ発注する。 ○　医療救護所への納品は、卸売販売業者から直接行う。 ○　避難所の分は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師が避難所の市民（患者）へ服薬指導した上で、配付する。 ○　災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め医療資器材等を調達する。 ○　医薬品等に不足が生じ、独自に調達が困難な場合は都福祉保健局に要請する。 **（４）医薬品等の搬送** ○　市が備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所への搬送は、市が対応する。市長は、必要に応じて都へ搬送の応援を要請する。 ○　都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから災害薬事センターへの搬送は、都が対応する。

３　医療施設の確保

災害拠点病院は、通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携のもとに重症者の医療を行うものである。

＜都災害拠点病院＞　　**（平成 31 年 4 月 1 日現在）**

二次医療圏※	施　設　名	所在地	電話番号	ヘリ	三次
北多摩西部	東大和病院	東大和市 南街 1-13-12	562-1411	－	－
北多摩西部	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	526-5511	○	○
北多摩西部	立川病院	立川市錦町 4-2-22	523-3131	－	－

＜都災害拠点連携病院＞　　**（平成 31 年 4 月 1 日現在）**

二次医療圏※	施　設　名	所在地	電話番号	ヘリ	三次
北多摩西部	立川相互病院	立川市緑町 4-1	525-2585	－	－
北多摩西部	東京西徳洲会病院	昭島市松原町 3-1-1	500-4433	－	－
北多摩西部	昭島病院	昭島市中神町 1260	546-3111	－	－
北多摩西部	武蔵村山病院	武蔵村山市榎 1-1-5	566-3111	－	－

※　「二次医療圏」とは「二次保健医療圏」、「ヘリ」とは「ヘリポート設置病院」を、「三次」とは救命救急センター等の「三次救急医療施設」をいう。

＜災害拠点病院等＞

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される）
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

４　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等【市民部・福祉部・各防災機関】

遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等は、次の流れにより市及び都等が協力して行う。

【遺体取扱いの流れ】

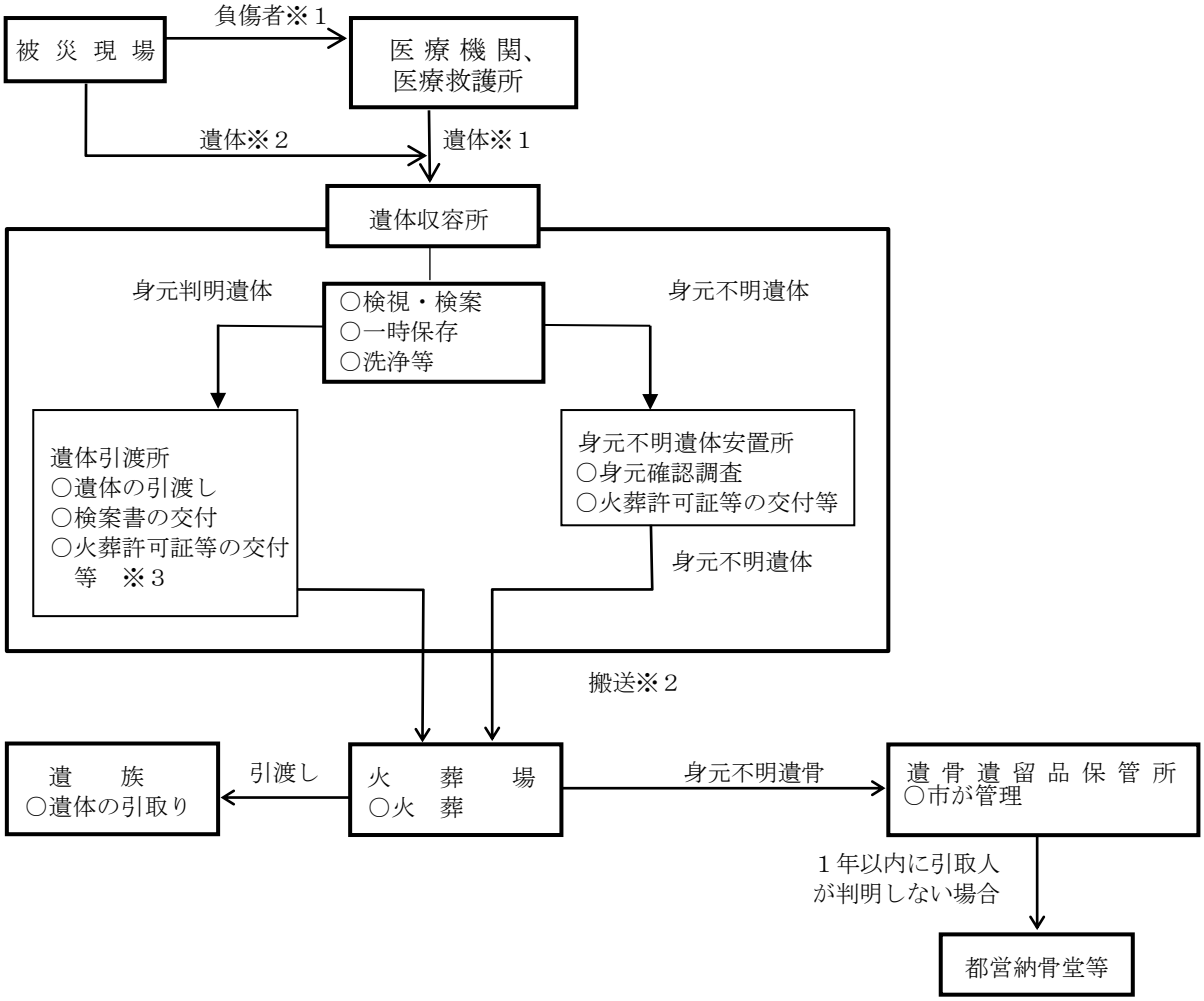

※１　警視庁は、市が実施する遺体の捜索・収容等に協力する。
　　自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体の関係機関へへの引継を行う。

※２　市の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

※３　いわゆる「火葬許可の特例措置」が発効された場合
　　（同特法が発効されない場合は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 92 条に基づく「死亡報告」の後火葬許可証が発行される。）

（１）遺体の捜索

主体名	活　動　内　容
市 （福祉部）	①　都総務局、東大和警察署等関係機関と連携し、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。その際、状況に応じて、作業員の雇上げやボランティアの協力を得る等の方法を考慮する。 ②　行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類（4 票）を整備する。 ア　救助実施記録日計票 イ　捜索用機械器具燃料受払簿 ウ　遺体の捜索状況記録簿 エ　遺体の捜索用関係支出証拠書類
都総務局	市からの要請等に基づき、行方不明者等の捜索や発見した遺体の収容に関して関係機関との連絡調整にあたり、捜索・収容作業が円滑にできるよう支援する。
東大和警察署	①　自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体を適正に取り扱う。 ②　市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ③　行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、積極的に調査を実施する。 ④　身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。
自衛隊	①　都の要請に基づき、警視庁、自主防災組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い発見した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐ等適正な処理を行う。 ②　状況に応じて、遺体の搬送に協力する。

＜遺体の捜索の期間等と国庫負担＞

区　分		内　　容
捜索の期間		災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長（特別基準）		災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ①　延長の期間 ②　期間の延長を要する地域 ③　期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ④　その他（期間延長によって捜索されるべき遺体数等）
国庫負担	対象となる経費	①　船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ②　捜索のために使用した機械器具の修繕費 ③　機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	①　捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ②　いずれも経理上、捜索費から分け、人件費及び輸送費として、それぞれ一括計上

＜遺体処理の期間等と国庫負担＞

区　　分	内　　容
遺体処理の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長（特別基準）	災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に都知事に申請する。
国庫負担の対象となる経費	①　遺体の一時保存のための経費 ②　遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

（２）遺体の搬送（遺体収容所まで）

機　関　名	活　動　内　容
市（福祉部）	①　遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。また、遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合、災対法施行令第 32 条の 2 に定める緊急通行車両により行う。 ②　遺体の搬送では、東大和警察署への通報や状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼、作業員の雇い上げ又はボランティアの活用等を行う。 ③　遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。
都総務局	市が行う遺体の搬送について、市及び関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、自衛隊に対して遺体の搬送要請を行う。

（３）遺体収容所の設置とその活動

区　分	活　動　内　容
遺体収容所の設置に関する事前準備	遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、都、東大和警察署及び関係機関と協議し、条件整備に努める。 ①　遺体収容所の管理者の指示等、管理全般に関する事項 ②　遺体の検索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項 ③　検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ④　遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ⑤　検視・検案等資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ⑥　遺体収容所の所在地等、開設状況に係わる広報に関する事項
遺体収容所の設置	①　災害発生後速やかに、遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で遺体を収容し、開設状況について、都及び東大和警察署に報告する。 ②　遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、都及び関係機関に応援を要請する。 ③　遺体収容所の設置場所については、避難所、医療救護所とは別の場所（市の施設等）を確保し、検視・検案活動のほか、身元不明遺体収容所として使用可能な場所に設置する。また、水、通信及び交通手段の確保を考慮する。 なお、遺体収容所として適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

区　分	活　動　内　容
遺体収容所での活動	遺体収容所においては、検視・検案業務の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存や必要に応じて、遺体の洗浄等を一括的に処理する。 また、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等にあたらせる。 なお、都及び東大和警察署と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。
遺体の一時保存	災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。 検視・検案が未実施の遺体については、市は一時保存に関する事項について、都及び東大和警察署と緊密な連携のうえ、その取扱いに適正を期する。
遺体の洗浄等	泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を速め、感染症等発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処理が必要となる。 このため、必要に応じて作業員を雇い上げる等して要員を確保し、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。
住民広報等	都及び東大和警察署と連携のうえ、遺体収容所の設置状況、遺体収容状況等に関し、報道機関等への情報提供等、市民に対する広報に努める。
遺体処置の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長（特別基準）	災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処置する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ①　延長の期間 ②　期間の延長を要する地域 ③　期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） ④　その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）
国庫負担の対象となる費用の限度	①　遺体の一時保存のための費用 ア　既存建物を利用する場合　・・・　借上費は通常の実費 イ　既存建物を利用できない場合　・・・　1 体当たり 5,300 円以内 ②　遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用 遺体 1 体当たり 3,400 円以内（平成 25 年度基準） ③　遺族が埋葬を行うことが困難な場合等に実施した埋葬の費用 ア　大人（満 12 歳以上）　1 体当たり 211,300 円以内 イ　子供（満 12 歳未満）　1 体当たり 168,900 円以内
帳票等の整備必要	市は、次の帳票等を作成・整備する。 ①　救助実施記録日計票 ②　遺体処理台帳 ③　遺体処理費関係支払証拠書類

（４）検視・検案等

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、市及び都は、医療活動との秩序ある分担のもとに、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関との連携を図る。検視・検案活動の場所は、市が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

主体名	対策内容
市 （福祉部）	①　市長は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、都及び東大和警察署に報告する。 ②　遺体収容所の開設や運営等に関して、市の対応能力のみで十分でないと認められるときは、都及びその他関係機関に応援を要請する。 ③　都及び関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。
市医師会	市医師会の医療救護班等は、市の要請により必要に応じて遺体の検案に協力する。
市歯科医師会	市歯科医師会の医療救護班等は、市の要請により、必要に応じて遺体の検案に協力する。
都福祉保健局	①　都福祉保健局長は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ②　都福祉保健局長は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。 ③　都福祉保健局長は、市長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。
監察医務院	①　監察医務院長は、警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と連絡調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ②　検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 ③　検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ④　監察医務院長は、日本法医学会等との連絡調整を図る等して、検案体制に万全を期する。 ⑤　大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
東大和警察署	①　東大和警察署長は、遺体収容所に遺体受付所、遺体検視・検案所、身元確認所、遺体引渡所を設ける。 ②　東大和警察署長は、遺体受付班、検視班（※）、身元確認班、遺体引渡班及び遺族対策班を編成し、遺体収容所等への出動を発令する。 ③　各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 ④　検視班は、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）及び死体取扱規則（昭和 25 年国家公安委員会規則第 4 号）、「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

※　検視班の編成基準（警察署ごとに 3 個班編成）

担当業務等	編成人員等	担当業務等	編成人員等
検視責任者	1	写真撮影	1
検視補助・記録	2	指紋採取	2
検案補助	1	合計	7

（５）遺体の身元確認

主体名	対策内容
市 （市民部）	○　身元の確認されている遺体について、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ○　遺体収容所において火葬許可証を発行する。 ○　警視庁の「身元確認班」から引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努めるとともに、一定期間（おおむね１週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。
警視庁	○　「身元確認班」は、ＤＮＡ採取用器具等を活用して身元確認作業を行う。 ○　身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に警視庁「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○　おおむね２日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ。

（６）遺体の遺族への引き渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として東大和警察署及び市が協力して行う。

市職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、検視・検案業務に関連し、特に留意すべき事項等については、警視庁「遺体引渡班」の指示に基づく。

（７）死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

主体名	対策内容
市 （市民部）	①　遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ②　死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。なお、死亡届の受理と火葬許可証等の発行を迅速かつ適切に実施するため、遺体収容所への職員配置、必要書類等に関する条件整備に努める。
都	迅速かつ適切な死亡届の受理と火葬許可証等の発行等に係わる体制に関して、状況に応じて必要な支援措置を講ずる。

（８）遺体の搬送（火葬場まで）

主体名	対策内容
市	①　遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じる。 ②　対応できない場合、都へ遺体搬送手段の確保を要請する。 ③　市は、「災害遺体送付票」を作成し、受入火葬場に搬送する。

（９）身元不明遺体の扱い等

身元不明遺体を可能な限り迅速に遺族等に引き渡すため、各関係機関と連携する必要がある。

主体名	対策内容
市 （市民部）	①　身元不明遺体の保存 ア　警視庁の「身元確認班」から引き継いだ身元不明遺体の適正な管理に努めるとともに、一定期間（※）経過した身元不明遺体を火葬する。 イ　火葬のために書類・帳票等を整備し、保存する。 ○　火葬台帳 ○　火葬費支出関係根拠種類 ※　一定期間：遺体の状況の変化も考慮すると、可能な限り早期に火葬することが望ましい。状況等により異なるが、おおむね遺体発見時より一週間程度とする。 ウ　身元不明遺体の遺骨を、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。また、1 年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂等に保管する。 ②　身元不明遺体の広報 ア　都、及び東大和警察署等関係機関と広報体制を確保し連携を図ることとする。 イ　報道機関へ身元不明遺体に関する情報を提供する等、可能な限り広報体制に関する条件整備に努める。 ③　引取人のない焼骨の取扱い ア　火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管することとする。 イ　遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付けて、保管所に一時保管する。 ウ　家族その他から、遺骨及び遺留品の引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」へ引取人の住所、氏名、死亡者との関係を記入し、遺骨等を引取人へ引き渡す。 ④　死亡者に関する広報 都及び東大和警察署と連携を保ち、市役所・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。
東大和警察署	東大和警察署は、市と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

【復旧対策】

１　防疫体制の確立	２　火葬

１　防疫体制の確立

１－１　防疫活動【福祉部・多摩立川保健所】

市及び都は、災害時における感染症発生予防、拡大防止を図るため、汚染を除去し清潔を保持するための家屋の内外の消毒等を実施する。状況に応じて、防疫チーム、保健活動チーム、食品衛生指導班（保健所等）及び環境衛生指導班（保健所等）を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

主体名	対策内容
市 （福祉部）	（１）飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、害虫・ねずみ等の駆除等を行う。 （２）状況に応じて、防疫チーム及び保健活動チームを編成し、患者の収容、感染症の発症の拡大防止を迅速かつ的確に行う。 ①　防疫チームの業務 ア　汚染物質の除去と清潔の保持 イ　感染予防対策の徹底指導 手指の消毒･マスクの装着・身体の清拭等による感染予防対策を行う。 ウ　施設内の清掃と消毒の徹底 避難所等の施設を清掃と消毒により、衛生的に管理する。 エ　患者発生時の消毒（指導） 患者が発生した施設や消毒し清潔を保持する。また、感染症の発症状況を踏まえて必要な地域に、消毒を行う。 オ　啓発活動 ○　室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について ○　断水時の手洗い、うがいの方法について ②　保健活動チーム ア　健康調査及び健康相談 イ　感染症発生状況の把握 地域での感染症発生状況を把握し患者の早期発見に努める。 ウ　患者の医療施設への搬送、接触者の健康管理指導 多摩立川保健所と密接に連携をとりながら、感染症患者を迅速かつ安全に医療施設へ搬送するとともに、接触者に対して健康管理指導を行う。 エ　感染症流行状況等を踏まえた予防接種の実施の検討 感染症の流行状況等を踏まえ厚生労働大臣又は都知事の指示に基づき、予防接種を実施する。 （３）被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局（保健医療調整本部）へ迅速に連絡する。

主体名	対策内容
	（４）防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局（保健医療調整本部）又は市医師会等に協力を要請する。 （５）都の多摩立川保健所等が実施する防疫活動について、十分に協力する。 （６）災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め防疫資器材等を調達する。さらに不足する場合は、都福祉保健局（保健医療調整本部）に要請する。
都 多摩立川保健所	（１）市の防疫に関する協力の要請やその他必要と認めた場合、都福祉保健局（保健医療調整本部）が調整し、動員等による協力や災害時に編成される保健医療活動行うチーム派遣について他区市町村と調整を図る。 （２）防疫活動を実施するにあたり、必要と認める場合は、都医師会又は、市医師会に協力を要請する。 （３）市の防疫活動を支援・指導する。 （４）状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、飲料水の安全等環境衛生の確保及び食品の安全確保を行う。 （５）環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以降は、住民に消毒薬を配布し、住民が自主的に消毒を行えるように消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。 （６）都は、市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 （７）感染症等に関して ①　流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 ②　感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施を図る。 ③　一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保し、医療施設への搬送を行う。

１－２　避難所の衛生管理

【市民部・子育て支援部・福祉部・環境部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所】

都と連携して、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう努める。

＜衛生管理の体系図＞

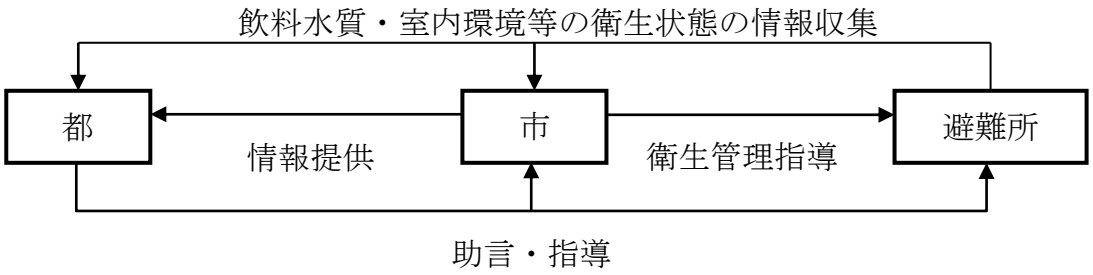

主体名	対策内容
市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （環境部） （学校教育部） （社会教育部）	（１）避難所開設後、恒常的にトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。以下の啓発も行う。 ○　水洗トイレ使用マニュアル（消毒法等）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について ○　ごみの分別と集積所の清潔保持について （２）住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。 （３）避難所において土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を限定する。 （４）避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。 （５）避難住民間のプライバシーを確保する。 （６）ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法、感染予防対策等、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。 （７）公衆浴場の確保 保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、老人福祉館等の施設を利用した仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。
都 多摩立川保健所	「環境衛生指導班」は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて避難所内外におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理、飲用水の衛生、衛生的な室内環境の保持、寝具類の衛生確保、避難所におけるハエや蚊等の害虫の防除方法に関する助言・指導を市に対して行う。

２　火葬　【市民部】

災害時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下する等により、困難が予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

（１）火葬許可の特例

通常の火葬では、市長の発行する火葬許可証が必要である。災害時は、迅速かつ的確な処理を行うため、火葬許可証に代わる証明証として「特例許可証」を発行する。

（２）広域火葬体制の整備

大規模な災害により、被災区市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定される。

このため、都の「東京都広域火葬実施計画」に基づき、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し、災害時における円滑な広域火葬体制を整備する。

（３）広域火葬の実施

都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、都本部（福祉保健局健康安全部環境衛生課）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、災害規模等に応じた効率的な広域火葬体制を推進する。

市は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

区　分	活　動　内　容
被害状況の把　　握	①　市は、平常時に使用している火葬場の被災状況を把握する。 ②　都は、火葬場経営者からの報告に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、区市町村及び関係機関への正確な情報伝達を行うとともに国に必要な情報を報告する。 ③　火葬場経営者は、施設の被災状況、火葬要員に関する状況等の情報を把握し、都に報告する。
広域火葬の決　　定	①　市は、平常時に使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断したときは、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請する。 ②　都は、区市町村からの報告及び広域火葬に関する応援・協力要請に基づき広域火葬の実施を決定する。
広域火葬体制の周知	①　都は、都内全域で広域火葬を実施することを決定したときは、速やかに全区市町村及び関係団体に周知する。 ②　都は、都内の火葬場に対して、広域火葬体制にあることを連絡する。 ③　市は、住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 ④　都は、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 ⑤　市は、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限や弔い方法、焼骨の受け渡し方法等について、遺族感情を十分考慮した上で説明する。
火葬に関する相談への対　　応	①　市は、火葬許可証発行窓口等において、火葬の受付を行うとともに、火葬に関する市民からの相談に応じる。 ②　市は、広域火葬体制のもとでは、自然死、病死等の事由による遺体についても、災害による遺体と同様に扱う。
広域火葬体制への応援・協力	都は、広域火葬体制を実施する場合、被災していない応援可能な都内の火葬場に対して応援・協力を要請し、広域火葬の受入れについて報告を求める。 また、都の区域内での火葬が困難な場合は、近隣県に対し、火葬に関する応援・協力を要請する。
火葬場の調　　整	①　都は、各火葬場の受入れ可能人数に応じ、各区市町村に対して割り振りを行うとともに、当該火葬場及び当該県に対し、協力を依頼する。 ②　市は、火葬の実施方法、火葬数、遺体搬入時刻、火葬所要時間、その他円滑な火葬に必要な事項を割り振られた受入れ火葬場に確認する。
火葬要員の派遣要請	①　火葬場経営者は、火葬要員の状況を把握し、必要に応じ応援を都に依頼する。 ②　都は、応援要請に基づき、区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。
火葬の実施に関する報　　告	広域火葬の応援協力により火葬を行った火葬場経営者は、火葬状況について日報をとりまとめ、都に報告する。また、広域火葬終了後、応援火葬場へ依頼した区市町村は、依頼した状況を都へ報告し、応援を行った火葬場経営者は、実施を都へ報告する。

第８章　帰宅困難者対策

東京には、事業所、学校や買物・娯楽施設が集中し、日々、多くの通勤・通学・買物客等が流入、滞在しているが、大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない人達が多数発生し、大きな混乱が予測される。

このため、帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保等について以下の対策を実施する。

第１節　現在の到達状況

・一時滞在施設を駅周辺に３か所確保

第２節　課題

・東京都帰宅困難者対策条例の内容の普及
・帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備
・一時滞在施設の体制整備
・徒歩帰宅者支援体制の充実

第３節　対策の方向性

・帰宅困難者対策条例の周知
・駅周辺混乱防止対策協議会の設置の検討
・帰宅困難者への情報通信基盤の整備
・各関係機関での情報収集・伝達体制の構築
・一時滞在施設への誘導体制の構築
・代替交通手段の運行方法等の検討の要請
・徒歩帰宅者支援体制の構築

第４節　到達目標

・事業所における帰宅困難者対策の強化
・一時滞在施設の確保
・帰宅困難者の支援体制の確保
・代替輸送手段の確保

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　帰宅困難者対策条例に基づく対策強化	３　一時滞在施設の確保
２　帰宅困難者への情報通信体制整備	４　徒歩帰宅支援のための体制整備

１　帰宅困難者対策条例に基づく対策強化

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制等の東京都帰宅困難者対策条例の内容を周知徹底する必要がある。

１－１　東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底【総務部】

市は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

■東京都帰宅困難者対策条例の概要

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

１－２　事業者の取組【総務部・北多摩西部消防署・事業所】

「組織は組織で対応する」という基本原則及び従業員や顧客等に対する社会的責任に鑑み、事業所の果たすべき責務は次のとおりとする。

主体名	対策内容
事　業　所	**（１）施設内待機計画の策定** 施設内待機計画の策定と従業員等への周知 **（２）水・食料の確保** ○　従業員等用として３日分の水、食料等の備蓄 ○　外部の帰宅困難者を受け入れるため 10%程度余分の備蓄を検討 **（３）安全確保** ○　耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止措置、ガラス飛散防止等の対策

	（４）情報の入手手段の確保 バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図る。 **（５）安全確認方法の検討** ○　従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討 ○　従業員と家族との安否確認手段を検討 **（６）帰宅ルールの設定** ○　帰宅時間が集中しないための対応 ○　従業員等の帰宅状況の把握
市 （総務部）	**（１）各種の手段による、事業者責務の啓発** ○　従業員の一斉帰宅の抑制 ○　従業員との連絡手段の確保等事前準備 ○　駅等における利用者の保護 ○　生徒・児童等の安全確保 ○　従業員向けの３日分の水、食料等の備蓄 **（２）市の訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込む等して、事業所等の参加を促すことを検討**
北多摩西部消防署	事業所防災計画の作成指導にあたって、帰宅困難者対策の推進徹底を図る

１－３　駅周辺混乱防止対策協議会の設置【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署】

駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、市、都、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会等を設置及び以下の対策内容を検討する。

主体名	対策内容
市 （総務部）	○　駅周辺混乱防止対策協議会等の設置検討 駅周辺の多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会の設置
東大和警察署	○　市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。 ○　駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施
北多摩西部消防署	○　市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。 ○　駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言

１－４　学校等における児童・生徒等の安全確保【学校教育部・子育て支援部】

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童・生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

主体名	対策内容
市 （学校教育部） （子育て支援部）	○　児童・生徒用備蓄として水・食料の確保 ○　バッテリー式ラジオ・テレビ・パソコン・緊急連絡用携帯電話等の整備・点検による、情報の入手手段の確保 ○　保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備

１－５　訓練の実施【総務部・北多摩西部消防署・西武鉄道・多摩都市モノレール】

首都直下地震により、多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、鉄道事業者、駅周辺事業者、公共施設の管理者等が連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。

地元自治体や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援等帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。

主体名	対策内容
市 （総務部）	帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を図る。 ○　従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練 ○　情報の収集伝達訓練 ○　安否の確認及び情報発信訓練 ○　徒歩帰宅訓練 ○　一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションと連携した帰宅困難者受け入れ等訓練
西武鉄道 多摩都市モノレール	事業所防災計画に駅を含めた駅周辺等の混乱防止対策を策定し、計画に基づく訓練を実施する。
北多摩西部消防署	混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導を行う。

【災害時帰宅支援ステーション】

指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※　店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

１－６　市民における準備【市民】

通勤、通学距離が遠隔な人は、「自らの身の安全は自らで守る」ことを基本とし、次により自らの安全確保に努めるものとする。

主体名	対策内容
市民	○　鉄道途絶に備え、水・食料や徒歩帰宅に必要な装備等の準備を図る ○　家族との連絡手段の確保 ○　徒歩帰宅経路の確認

２　帰宅困難者への情報通信体制整備

【総務部・西武鉄道・多摩都市モノレール・ＮＴＴ東日本】

帰宅困難者等が必要とする情報の収集・提供のネットワーク化、各機関の連携と情報提供体制の構築を図る。

主体名	対策内容
市 （総務部）	○　事業者及び帰宅困難者が安否確認や災害関連情報等の提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知 ○　鉄道機関、放送機関及び各防災機関等と協力して、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。 ○　隣接市との間に、鉄道・道路状況等に関する相互情報交換体制の確立を図る ○　災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。 ○　遠隔地の親戚や知人等を中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。 ○　ラジオやテレビによる安否情報等放送メディアの活用促進を図る。
西武鉄道 多摩都市モノレール	○　鉄道運行情報の提供体制の検討
ＮＴＴ東日本	○　事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○　災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発 ○　防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験の実施

３　一時滞在施設の確保

【総務部・一時滞在施設・事業所・学校等】

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

主体名	対策内容
市 （総務部）	**（１）一時滞在施設の指定** ○　所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請 ○　事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定の締結及び内容の充実を図る。 **（２）一時滞在施設の周知** ○　市民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発 ○　一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防等の関係機関に周知
一時滞在施設となる施設	○　行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備
事業所 学校等	○　事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○　帰宅困難者の受入にできる限り協力

４　徒歩帰宅支援のための体制整備　【総務部・事業者・学校等・武蔵村山郵便局】

混乱収拾後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

主体名	対策内容
市 （総務部）	**（１）災害時帰宅支援ステーションによる支援** ○　災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、市民・事業者に周知 ○　沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 ○　災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置 **（２）徒歩帰宅訓練の実施** ○　行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証等、徒歩帰宅支援の充実を図る。 ○　徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を把握し、運動靴や携帯可能な食品等、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。 **（３）帰宅支援対象道路（新青梅街道）** ○　幹線道路等の簡易地図の作成等により、帰宅経路の周知 **（４）徒歩帰宅者に対する誘導体制の検討**
事業者 学校等	○　災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ○　協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 ○　帰宅ルールを策定
武蔵村山郵便局	○　郵便局の休憩所への活用検討 ○　幹線道路沿いを中心に、情報提供拠点の確保を図る。

（資料編 資料第 33「帰宅支援の対象路線」P.資-55）

【応急対策】

１　駅周辺での混乱防止	２　事業所等における帰宅困難者対策

１　駅周辺での混乱防止

１－１　駅周辺の混乱防止

【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・ＮＴＴ東日本・事業者等・市民】

発災時、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺はおおくの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等と行政が連携して混乱防止を図る。

主体名	内　　容
市 （総務部）	**（１）駅での情報提供** ○　駅構内の乗降客や駅前の滞留者、列車の運行情報を得るために、駅に来る人等に対して、誘導場所までの情報を提供する。 ○　　都の災害情報提供システムを活用し、駅周辺に滞留する外出者に対して必要な情報を提供する。 **（２）誘導先の確保** ○　一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。 **（３）一時滞在施設への収容** ○　発災直後は、余震等から二次災害のおそれがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となる。このため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に収容する。 ○　収容された滞留者の中には、一般滞在施設への誘導や一時滞在施設の運営に対するボランティアも期待できる。 **（４）帰宅情報の提供** ○　一時滞在施設、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。
東大和警察署	○　公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対する情報を発信し、交通の整序化を図る。 ○　駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請
北多摩西部消防署	○　市に対して、災害情報等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施 ○　火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示
ＮＴＴ東日本	○　事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○　災害用伝言ダイヤル（171）の起動・運用 ○　災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を周知
事業者等	○　施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○　関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施
市民	○　慌てずラジオ等で状況を確認した後に行動 ○　家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅はしない。

１－２　集客施設及び駅等における利用者保護【総務部・西武鉄道・多摩都市モノレール等】

主体名	内　　容
集客施設及び駅等の事業者	○　集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○　駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導
西武鉄道 多摩都市モノレール	○　鉄道運行状況の広報・提供 ○　他の鉄道機関、警察と連携し、駅の混乱防止・誘導を実施
市 （総務部）	○　報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築

１－３　一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入
【総務部・西武鉄道・多摩都市モノレール・一時滞在施設】

災害時、駅周辺等の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで滞在する場所がない者を一時的に滞在させる施設を確保し、鉄道事業者と連携して施設に誘導する。

主体名	内　　容
市（総務部） 事業者等	○　鉄道事業者と連携して誘導
一時滞在施設となる施設	○　施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の受入れを実施 ○　一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先する。
西武鉄道 多摩都市モノレール	○　一時滞在施設への誘導を補助

２　事業所等における帰宅困難者対策　【総務部・事業所等・学校等】

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

主体名	内　　容
事業所等	**（１）事業所による従業員等の施設内待機** ○　従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認 ○　市や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員・顧客等を施設内又は安全な場所に一定期間待機させる。 ○　従業員や顧客へ水・食料の提供 ○　ラジオ・テレビ・社内放送等による情報の入手・周知 ○　従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡 ○　事務室、会議室、ロビー等を開放し、一時休憩場所等の確保・提供 **（２）施設内に待機できない場合の対応** ○　建物や周辺が安全でない場合は、一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員・顧客等を誘導 **（３）防災活動への参加** ○　事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。
学校等	○　児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供 ○　児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡
市 （総務部）	○　報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築

【復旧対策】

１　徒歩帰宅者の代替輸送	２　徒歩帰宅者の支援

１　徒歩帰宅者の代替輸送

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね４日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道等の公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送を検討する。

１－１　鉄道運行情報の提供【総務部・西武鉄道・多摩都市モノレール・バス事業者】

主体名	内　　容
市 （総務部）	○　都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を誘導等支援
西武鉄道 多摩都市モノレール	○　折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供 ○　発災後、早期に運転を再開
バス事業者	○　運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供

１－２　代替輸送手段の確保【総務部・バス事業者】

主体名	内　　容
市 （総務部）	○　徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導
バス事業者	○　バス等による代替輸送手段を確保 ○　バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施

２　徒歩帰宅者の支援　【総務部・東大和警察署・事業所・学校】

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

主体名	対策内容
市 （総務部）	○　事業者と連携し、帰宅困難者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅の支援を実施 ○　帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討
東大和警察署	○　交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ○　避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供
事業所 学校	○　帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○　災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

第９章　避難者対策

地震時には、地すべりがけ崩れ、延焼火災等の発生により、市民の避難を要する場合が出現することが予想される。そのため平常時から避難態勢、避難場所（一時（いっとき）避難場所・広域避難場所）、避難道路の指定のほか、避難所の設置・運営等について必要な事項を定め、住民への周知を図る。

第１節　現在の到達状況

・避難場所（災害対策基本法等に基づく指定緊急避難場所（地震・大規模な火災））22か所の指定（一時避難場所22か所　広域避難場所も兼ねる場所3か所含む）
（資料編 資料第34「一時避難場所の一覧」P.資-56、資料編 資料第35「広域避難場所の一覧」P.資-57）
・避難所(災害対策基本法等に基づく指定避難所)29か所の指定
（資料編 資料第36「避難所の一覧」P.資-58）
・二次避難所（福祉避難所）15か所の指定
（資料編 資料第37「二次避難所（福祉避難所）の一覧」P.資-59）
・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂（平成 26 年 3 月）
・「避難所管理運営マニュアル」を作成（平成 26 年 6 月）
・災害時要配慮者・避難行動要支援者の情報を関係機関や関係団体等と共有及び、防災関係機関、自主防災組織や地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の個別支援計画づくりに努める。
・総合防災訓練の中に、要配慮者及び避難行動要支援者に対する災害対策訓練や社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等による避難活動や初期消火訓練を実施
・要配慮者等に配慮した食料の供給を図るため、アルファ化米等を備蓄
（資料編 資料第 41「主食の備蓄状況」P.資-63 参照）

第２節　課題

・自治体単独では対応できない大規模災害時における、避難先の確保や広域避難、再避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要
・避難所及び二次避難所の資器材の整備
・避難所の収容人数が超過した場合の対策
・市職員及び市民の避難所管理運営の周知
・避難所における女性や要配慮者のニーズに応える体制の整備
・二次避難所の整備及び開設・運営
・避難所管理運営委員会の設置、市民の参画

第３節　対策の方向性

・的確な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、安全な避難誘導等、住民の避難対策を推進
・早期に避難所及び二次避難所に指定された施設に資器材を整備
・避難所及び二次避難所の管理運営体制の充実
・避難所運営協議会の推進
・各種社会福祉施設との協定を締結し、二次避難所の拡充に努める。
・避難所管理運営マニュアルによる職員の避難所管理運営の周知徹底
・要配慮者等に配慮した食料の供給を図るため、おかゆ等レトルト食品についての備蓄を図る。

第４節　到達目標

・安全な避難誘導の仕組みを構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保を行う。
・各避難所の運営協議会が設置され、自主的な運営体制を確立させる。
・避難所、二次避難所に避難する市民に対して、プライバシーの保護等の生活環境を確保する。（女性や要配慮者の視点を踏まえた避難所運営体制の確立）
・ひとり暮らしの高齢者等に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域の協力体制を確立させる。

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）
２　避難所・広域避難場所等の指定・安全化
３　避難所の管理運営体制の整備等

１　避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

１－１　避難体制【総務部・学校教育部】

効率的・効果的な避難体制を整備し、避難住民の安全を確保に努めることで被害を最小限に抑える。また、複合的な災害が発生することを考慮する。

主体名	対策内容
市 （総務部） （学校教育部）	**（１）地域特性に応じた避難体制の整備** ○　発災時に備えた地域の実情の把握 ○　避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を検討 **（２）避難場所使用に関する隣接市との調整** ○　隣接市の被災住民が利用する可能性のある避難場所の運用について、あらかじめ協議して対処 **（３）運用要領の策定** 避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置をとるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。 ①　避難場所の規模及び周辺状況を勘案して、運用に要する職員を適切に配置する。 ②　情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。 ③　傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所、医師及び看護師等を確保する。 ④　避難場所の衛生保全に努める。 ⑤　避難期間に応じた水、食料及び救急物資の手配とその配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。 ⑥　避難解除の時の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。 **（４）広域避難場所、避難所、一時避難場所等の周知**

主体名	対策内容
	○　防災訓練の実施や防災マップの作成・配布 ○　広域避難場所や避難所、一時避難場所等の役割、安全な避難方法の周知 ○　避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用した周知に努める。 **（５）避難勧告等発令基準の整備** 「東大和市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（平成 26 年 3 月）を策定。避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）等を整備 **（６）一時避難場所の指定** ○　混乱の発生を防止するために、広域避難場所に至る前に避難者が一時的に避難し集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時避難場所を指定 ○　一時避難場所の指定基準 避難者の安全が確保されるスペースを有する。地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等 **（７）応援協定の締結** 災害時に被災者の他地区への移送等、他の市区町村の円滑な協力が得られるよう他の自治体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。
市 （学校教育部）	**（１）避難体制の整備** 災害の状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。 ①　避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること。 ②　避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。 ③　避難計画は、登下校時、在校時（始業時、授業時、休憩時）、放課後、校外学習時それぞれの状況に応じた対策であること。 ④　学年や障害の程度等児童・生徒の発達段階に配慮したものであること。 ⑤　校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。 ⑥　児童・生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定めておくこと。 **（２）避難体制の周知** 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。

１－２　要配慮者及び避難行動要支援者等の避難支援体制の整備

【総務部・福祉部・北多摩西部消防署】

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児等いわゆる要配慮者及び避難行動要支援者は、災害時に適切な避難行動をとることは必ずしも容易ではない。そのため、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実等に努めることで、安全の確保を図る。

主体名	対策内容
市 （総務部） （福祉部） 北多摩西部消防署	**（１）地域における安全体制の確保** ○　地域の避難行動要支援者の把握のため、平成 26 年 11 月に策定した東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、情報の把握及び関係機関との共有、個別支援計画づくり、避難誘導体制の整備を図る。 ○　総合防災訓練等において、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者・避難行動要支援者に対する災害対策訓練の実施 ○　緊急通報システム（※）の整備 ○　高齢者等世帯の住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進 **（２）社会福祉施設等の安全対策** ○　社会福祉施設等と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間での災害時応援協定締結を促進 （資料編 資料 38「北多摩西部消防署の地域連携」P.資-60） ○　総合防災訓練の中に社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の避難活動や初期消火訓練を実施 ○　各施設における自衛消防訓練等において、地震を想定した救出・救護訓練を取り入れる等、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう、北多摩西部消防署等と連携

※　緊急通報システムとは、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等や 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に東京消防庁等に通報できるシステム。

２　避難所・広域避難場所等の指定・安全化

【総務部・市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部】

地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には、広域的な避難が必要となる。広域避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、広域避難場所までの距離が離れている地域又は火災による延焼の危険性が著しい地域については、避難者を安全、円滑に誘導する必要がある。また、火災が延焼拡大した場合、避難者は危険な状態に陥るので、避難者の安全を確保するための消防活動と消防水利の確保が不可欠である。

主体名	対策内容
市 （総務部） （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部）	**（１）広域避難場所・避難道路の指定及び整備** ○　広域避難場所を３か所指定 （資料編 資料第35「広域避難場所の一覧」P.資-57） ○　「地震に関する地域危険度測定調査報告書」（東京都）の危険度（建物倒壊・火災・総合）の５段階評価を基に、原則として総合危険度のランク２以上の地区について広域避難場所を指定。ランク１の地区は地区内残留地区（地区内の一時避難場所で安全が確保される地区）とし、広域避難場所を指定しない。 ○　広域避難場所を指定している地区と広域避難場所を結ぶ都市計画道路又はおおむね幅員15m以上の幹線道路等を避難道路として位置づけ、整備 ○　避難場所・避難道路周辺の耐震性を有する消防水利の整備強化を推進 **（２）避難所の指定** ○　被災者が一定期間滞在する施設として、安全性が確保された施設を避難所として指定する。 （資料編 資料第36「避難所の一覧」P.資-58） 都が示す避難所の指定基準は、おおむね次のとおりである。 ①　避難所は、原則として自治会又は学区を単位として指定 ②　避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造等を備えた公共建物等（市民センター・公民館・学校等）を指定 ③　避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり２人 ④　土砂災害等の想定も考慮して指定 ○　指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（ＤＩＳ）への入力等により、都に報告する。 **（３）二次避難所の指定** ○　自宅や避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする要配慮者を一時的に受入れ・保護するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定しておく。 （資料編 資料第37「二次避難所（福祉避難所）の一覧」P.資-59） ○　二次避難所が不足する場合に備え、社会福祉施設等との協定締結を推進する。 ○　二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。 ○　指定した二次避難所の所在地等については、様式に基づき都福祉保健局に報告する。 **（４）広域避難場所・避難所等の住民への周知** 広報紙や防災マップ、避難所標識や避難所誘導標識等の掲示、避難訓練等を通じて住民に避難所（二次避難所を含む）を周知。 **（５）広域避難場所・避難所等の安全性確保** ○　避難所に指定した建物については、耐震化対策等を行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 ○　避難所周辺においても、地域住民が安全に避難所に行けるように、倒木、落下物等の対策、歩道のバリアフリー対策等を進める。

３　避難所の管理運営体制の整備等

【総務部・学校教育部・環境部・学校・市民】

市は関係機関と連携し、より地域に密着した避難所の機能の強化に努める。

主体名	対策内容
市 （総務部） （学校教育部） （環境部）	**（１）避難所運営体制の整備** ○　市の「避難所管理運営マニュアル」に基づき、避難所ごとの避難所管理運営マニュアル等の作成を推進する。 ○　避難所の運営において、避難所管理運営委員会の班長に女性リーダーを配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ○　市職員の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行っておく。 ○　避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置する等、避難所の衛生管理対策を促進する。 ○　避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定する等、避難所の防火安全対策を促進する。 **（２）避難所の環境整備** ○　避難所におけるマンホールトイレ、毛布、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等の整備 ○　空調、洋式トイレ等高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 ○　テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。 ○　仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 ○　食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、日頃より避難所機能の強化を図る。 ○　避難所の屋上に、ヘリサインの設置を検討する。 ○　地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。 **（３）飼養動物の同行避難の体制整備** ○　都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 **（４）都への要請体制の整備** 　都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、伝達・要請に関する体制整備を図る。 **（５）ボランティアの受入体制の整備** ○　避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。 ○　福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等と

主体名	対策内容
	あらかじめ協定等を締結する等体制整備を図る。 **（６）車中泊者発生抑制の普及啓発等** 市は車中泊者発生抑制に向けた普及啓発、避難所環境の整備促進に努める。
市 （学校教育部） （社会教育部） 学　　校 市　　民	○　避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。 ○　避難所では、「避難所管理運営マニュアル」を作成し、避難所管理運営委員会等を組織し、避難所となる施設、市、地域が協力して避難所を運営できるように整備に努める。

【応急対策】

１　避難誘導
２　避難所の開設・管理運営
３　動物救護
４　ボランティアの受入れ
５　被災者の他地区への移送

１　避難誘導

１－１　避難体制【総務部・学校教育部・都・東大和警察署・北多摩西部消防署】

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予測される場合、又はガス等の流出拡散や浸水、崖崩れ等により人命への危険が及ぶと予測される場合、及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

（１）避難の勧告・指示

主体名	対策内容
市 （総務部）	①　市域内において危険が切迫した場合には、市長は東大和警察署長及び北多摩西部消防署長と連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。この場合、市長は直ちに都本部に報告するものとする。 ②　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。 ③　平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。 ④　市長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できる。 ⑤　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示に当たって国又は都知事に対し助言を求めることができる。
都	①　知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ②　災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。
東大和警察署	火災の発生等の危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
北多摩西部消防署	消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の勧告・指示を行う。この場合、直ちに市長に通報するものとする。

（２）避難誘導

主体名	対策内容
市 （総務部）	①　避難誘導 ○　避難の勧告又は指示等が出された場合、市は、東大和警察署、北多摩西部消防署及び消防団等の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を避難させて様子を見たのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、必要に応じて広域避難場所等に誘導する。 （資料編 資料 39「地震時の避難フロー」P.資-61） ○　避難の勧告又は指示等を行ういとまがない場合、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。 ②　避難行動要支援者 ○　災害時において災害対策本部は、災対福祉部を中心に、避難行動要支援者に関する窓口を設置し、各防災機関、自治会、自主防災組織、民生委員、地域住民等からの情報収集に努め、総合調整を図る。 ○　平成 26 年 11 月に策定した「東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者対策を進める。
東大和警察署	一時避難場所に避難した地域住民、事業所従業員等は、自治会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心に集団を編成させ、必要に応じて指定された避難場所等に誘導させる。 この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。 ①　避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、パトロールカー、白バイ等による広報活動を行う。 ②　火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。 ③　広域避難場所においては、所要の警戒員を配置し、各防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、広域避難場所の秩序維持に努める。
北多摩西部消防署	①　避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、関係機関へ通報する。 ②　避難が開始された場合は、消防団との連携活動により、市が行う避難誘導に協力する。 ③　避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難道路の安全確保に努める。

１－２　避難場所の運用　【総務部】

区　分	内　　容
市 （総務部）	避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておくものとする。 なお、措置内容等は、おおむね次のとおりである。 （１）避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。 （２）情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。 （３）傷病者に対し救急医療をほどこすため、救護所及び医師等を確保する。 （４）避難場所の衛生保全に努める。 （５）避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手段を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。 （６）避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

２　避難所の開設・管理運営

２－１　避難所の開設等

【総務部・市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・市民】

災害により被害を受け、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食料等の配布を行う等の保護を行う。

主体名	対策内容
市　　民	○　避難所運営は、避難所管理運営委員会を中心に地域住民及び避難者等と協力して行う。 ○　避難所運営の班長には、自治会等の役員等、地域のことに熟知した住民で男女バランスよく充てる。
市 （総務部） （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部）	**（１）避難所の開設** ○　可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 ○　避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資等を速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○　避難所の確保に努める。 ○　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。 ○　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（ＤＩＳ端末）への入力等により行う。 ○　避難所を開設したときは、要配慮者の要望を把握するため、市の援護支援班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者相談窓口を設ける。

主体名	対策内容
	（２）避難所の運営 ○　各学校等の避難所管理運営マニュアル等を活用する。 ○　避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、ラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報誌の発行、ＦＡＸ等の整備を行う。 ○　女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 ○　管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導等も配慮する。 **（３）避難所配置職員の任務** ○　避難者数等の把握 　避難した住民の受入れを行う場合、避難した市民に「避難者カード」を一家族１枚配布し、必要事項を正確に記入してもらう。 （資料編 資料第 40「避難者カード」P.資-62） ○　避難所生活者の組織編成 　避難所では、自治会、自主防災組織、近隣住民毎に適当な人員（30人程度）による班を編成し、給水、配食、情報の収集・伝達等を行う。班長には、できるだけ自治会等の役員を充てる。 ○　物資の受払及び配分 　避難所に配布される生活必需品等の救助物品及び収容者に配布される食料物資の受払及び配分を行う。 ○　諸記録及び報告 　避難所の運用管理状況等必要な帳票類（収容者名簿、日誌、物品受払簿等）を記録し、市災害対策本部へ報告する。 ○　その他 ・情報は、直接又は班長を通じて収容者に伝達する。 ・班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊出し等の給食を行う。 ・収容者からの各種相談に応じるほか、班長及びボランティア等の協力を得て収容者の世話を行う。 ・市福祉部が行う消毒活動に協力する。 ・施設の使用者について、管理責任者と連絡を密にし、防犯を含めた十分な保全管理にあたる。 **（４）健康相談・支援** 　健康面等についての相談・支援等は、現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。 **（５）避難所外の避難対策** ○　野外受入れ施設の開設 ・避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるために野外に受入れ施設の開設を検討する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ・野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に調達を依頼する。

主体名	対策内容
	・野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。 ○　避難所以外の避難者対応 ・市は、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても，原則として、避難所において必要な生活関連物資の配布，保健医療サービスの提供、情報の提供等の措置を行い、生活環境の確保が図られるよう努める。
学　　校	学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。

２－２　二次避難所の開設【総務部・福祉部】

市は、社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者を受け入れ、介護等必要なサービスを提供する。

主体名	対策内容
市 （総務部） （福祉部）	**二次避難所の開設** ○　二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。 ○　運営に支障をきたしている場合、都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。

３　動物救護　【環境部・都・市民】

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、飼育動物対策として、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。

主体名	対策内容
市 （環境部） 都	**（１）動物の飼養場所等の確保** ○　避難所に施設に応じて動物の飼養場所を確保することに努める。 ○　避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保することに努める。 **（２）避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供** 飼い主の被害等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合は、都福祉保健局や獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を保護する。把握する避難所等における動物の飼養状況については、都・関係団体へ情報を提供する。 **（３）動物の適切な飼育指導・啓発** 「動物飼育者の避難所パンフレット」に基づき、獣医師会等関係団体と協力のもと、避難所において、飼い主と同行避難した動物の飼育についての適正管理等の指導等を行う。
市民	ペットの飼い主はペットのケージ、ペットフードを準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。

４　ボランティアの受入れ　【市民部】

避難所においては、多くの人員が求められるため、必要に応じてボランティアの応援要請を行う。

主体名	対策内容
市 （市民部）	○　避難所においては、多くの人員が求められるため、避難所運営班は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所でのボランティアの応援要請を行う。 ○　受入れに当たっては、「避難所管理運営マニュアル」の業務手順により、ボランティアを受け入れる。

５　被災者の他地区への移送　【総務部】

５－１　避難者の他地区へ移送【総務部】

市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、関係機関と連携し被災者を他地区へ移送する。

主体名	対策内容
市 （総務部）	**（１）他市区町村への避難についての調整** ○　被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（福祉保健局）に要請する。 ○　相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。 **（２）移送先における避難所管理者の決定** 避難者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 **（３）営業用バスの借上げ** 移送に当たっては、営業用バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関の応援を要請する

５－２　他地区からの避難者の受入れ

都知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合、市は状況を考慮の上、避難所を選定・開設し、受入体制を整備し、避難所運営に協力する。その他の必要事項については、「避難所管理運営マニュアル」等において定める。

【業務手順】

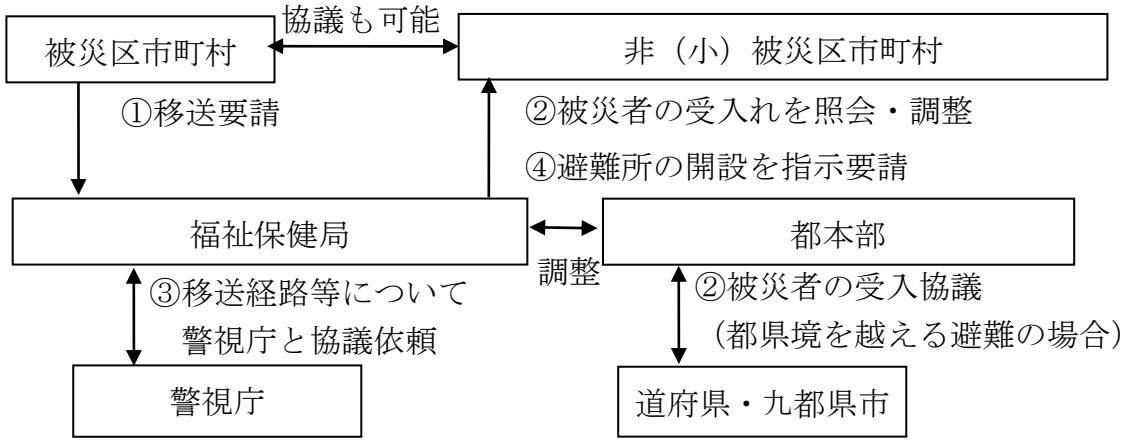

第１０章　物流・備蓄・輸送対策の推進

第１節　現在の到達状況

・3 日分の食料の備蓄
（資料編 資料第 41「主食の備蓄状況」P.資-63）
・毛布、敷物等の生活必需品等を備蓄
（資料編 資料第 42「生活必需品等の備蓄状況」P.資-63）
・市内の小売店・大規模小売店等と災害時の応急用の食料等の供給に関する協定を締結
・災害時給水ステーション（給水拠点）上北台浄水所、東大和給水所の 2 か所を整備
・災害時給水ステーション（給水拠点）における応急給水用資器材の配備を完了
・震災対策用井戸を 19 か所指定し、手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査を年 1 回実施
・小・中学校及び備蓄倉庫に飲料用ろ過装置を配置
（資料編 資料第 43「ろ過装置配置場所」P.資-63）
・備蓄倉庫の整備
（資料編 資料第 44「備蓄倉庫等の整備状況」P.資-64）
・主な災害対策用資機材の備蓄
（資料編 資料第 45「主な災害対策用資機材の備蓄状況」P.資-65）
・地域における物資等の受入れ、配分の拠点として、「市役所本庁舎」を地域内輸送拠点に選定
・ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸のため、災害時臨時離着陸場を選定
（資料編 資料第 46「災害時臨時離着陸場」P.資-66）
・非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、東京都ＬＰガス協会北多摩西部支部東大和部会と「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結

第２節　課題

・要配慮者及び女性に配慮した食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制の整備
・災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応
・備蓄倉庫及び輸送拠点における効率的な運用体制の整備
・発災時における円滑な物資輸送

第３節　対策の方向性

・発災後 3 日分の物資を継続して備蓄
・要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の確保
・円滑な応急給水活動に向け、災害時給水ステーション（給水拠点）の資機材の整備
・備蓄倉庫からの搬出体制の強化及び輸送拠点における効率的な運営体制を構築
・発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築

第４節　到達目標

・発災後 3 日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進
・強固な調達体制の構築
・物資の荷さばき機能の強化
・物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　食料及び生活必需品等の確保	４　輸送体制の整備
２　飲料水及び生活用水の確保	５　輸送車両等の確保
３　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	６　燃料の確保

１　食料及び生活必需品等の確保　【総務部・市民部・市民】

市は、被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を図る。また、不足する食料、飲料水、生活必需品等については、協定締結業者等からの調達、並びに都及び他市からの応援で対応するものとする。

主体名	対策内容
市 （総務部） （市民部）	**（１）備蓄** ○　都と連携して、分散備蓄等により発災後３日分の備蓄の確保に努める。 ○　要配慮者や女性・子ども等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。 ○　物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災状況の実情を考慮する。 ○　被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。 ○　３日分の調整粉乳（アレルギー対応ミルク含む）を備蓄する。（液体ミルクの備蓄を検討する。） **（２）生活必需品等の調達体制** ○　災害時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立する。 ○　調達計画は、被災世帯数を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
市民	３日分の飲料水、食料、生活物資を備蓄する。（アレルギー対応食料、薬等、各市民の生活状況を踏まえた必需品を含む。）

２　飲料水及び生活用水の確保　【総務部・都水道局・事業所・市民】

災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえから極めて重要である。市は、これまで震災対策用井戸の指定や応急給水用資器材の整備等の施策を推進してきたが、今後さらに施策の充実を図る。

主体名	対策内容
都　水　道　局	**災害時給水ステーション（給水拠点）の整備** ○　資器材の老朽化に対応して更新を図る。 ○　災害時給水ステーション（給水拠点）充実のため、資器材の整備を推進する。 ・　市内災害時給水ステーション（給水拠点） （資料編 資料第 47「市内災害時給水ステーション（給水拠点）」P.資-66） ・　応急給水用資器材 （資料編 資料第 48「応急給水用資器材」P.資-66） ○　応急給水に必要な資器材等を管理する。 ○　災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定する。 ○　市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備する。 ○　市が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与する。 ○　市が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備する。
市 （総務部）	**（１）震災対策用井戸等の整備** （資料編 資料第 49「震災対策用井戸の指定状況」P.資-66） ○　手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査を年１回実施する。 ○　飲用可能なものは、災害時に地域住民へ供給し、飲用に適さないものについては、生活用水として活用する。 **（２）受水槽の指定** （資料編 資料第 50「公共施設受水槽状況」P.資-67） ○　小・中学校を初めとする公共施設に配置されている受水槽を、震災時の応急給水用として利用する。 ○　民間施設内の受水槽は、状況に応じて施設の管理者等に協力を要請する。
事　業　所 市　民	平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

３　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備　【総務部】

災害時においても、食料・生活必需品・災害用資機材等の備蓄物資を安全に保管し、円滑に供給できるようにするため、避難場所ごとに備蓄コンテナの設置を進めていく。

主体名	対策内容
市 （総務部）	○　備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営 ○　備蓄する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について規定 ○　避難所として指定した学校の余裕教室等を活用する等して、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

（資料編 資料第44「備蓄倉庫等の整備状況」P.資-64）
（資料編 資料第 45「主な災害対策用資機材の備蓄状況」P.資-65）

４　輸送体制の整備　【総務部・都市建設部】

都及び市では、緊急交通路や緊急輸送道路等の通行を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定し、震災時にはこの路線について路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、緊急車両の通行に必要な上下各１車線の交通路を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せたり、道路の陥没や亀裂を応急補修することである。

４－１　緊急道路障害物除去路線の選定〈総務部〉

震災時において、緊急道路障害物除去を実施する路線の選定は、次の基準により行う。
（資料編 資料第 51「緊急道路障害物除去（緊急道路啓開）路線」P.資-67）

選定基準 （都建設局）	（１）緊急交通路等の交通規制を行う路線 （２）緊急輸送道路の路線 （３）避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 （４）上記（１）～（３）は、原則として、幅員15m以上の道路の路線
選定基準 （市）	（１）各コミュニティ区内の拠点施設と輸送拠点を連絡する路線 （２）ヘリコプター災害時臨時離着陸場を結ぶ路線 （３）隣接する市の指定する啓開道路との整合を図る路線 （４）その他都の指定路線を補完する路線

４－２　緊急道路障害物除去作業態勢

（１）情報収集体制

道路、橋りょう等の被害状況については、関係業者、警察署員、市職員の巡回等で得た情報を迅速・的確に集約する。

（２）障害物除去用資機材の整備

市は、平素から資機材の整備を行うとともに、防災協定締結機関等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

（３）緊急道路障害物除去路線の作業分担

分担機関	主 要 路 線 名	区　　間
北多摩北部建設事務所	主要地方道５号（青梅街道） 主要地方道５号（新青梅街道） 主要地方道 43 号（芋窪街道） 市道第 518 号線 玉川上水駅前広場	桜が丘１丁目～芋窪２丁目 清水４丁目～芋窪６丁目 桜が丘３丁目～蔵敷２丁目 中央３丁目～中央４丁目 桜が丘３丁目
市 （都市建設部）	一般都道 128 号 市道第１号線 市道第２号線 市道第３号線 市道第５号線 市道第６号線 市道第７号線 市道第９号線 市道第 814 号線 市道第 817 号線	清水１丁目～奈良橋３丁目 南街４丁目～新堀３丁目 桜が丘１丁目～桜が丘２丁目 清水２丁目～清原４丁目 仲原４丁目～南街４丁目 南街６丁目～向原３丁目 立野２丁目～立野１丁目 中央３丁目～南街３丁目 桜が丘２丁目 桜が丘２丁目

５　輸送車両等の確保　【総務部】

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

主体名	対策内容
市 （ 総 務 部 ）	○　市は、災害時において、緊急輸送用車両が必要であると認めたときは、防災協定締結機関を通じて緊急輸送用車両等の供給を要請し調達 ○　調達先及び調達予定数を市地域防災計画において明確にしておく等により、調達体制を整備

６　燃料の確保　【総務部】

主体名	対策内容
市 （ 総 務 部 ）	燃料の供給に関する協定の実効性を高め、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、体制を整備

【応急対策】

１　備蓄物資の供給	４　義援物資の取扱い
２　飲料水の供給	５　輸送車両の確保
３　物資の調達要請	

１　備蓄物資の供給

被災者に対する食料及び生活必需品等の給（貸）与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

業務手順

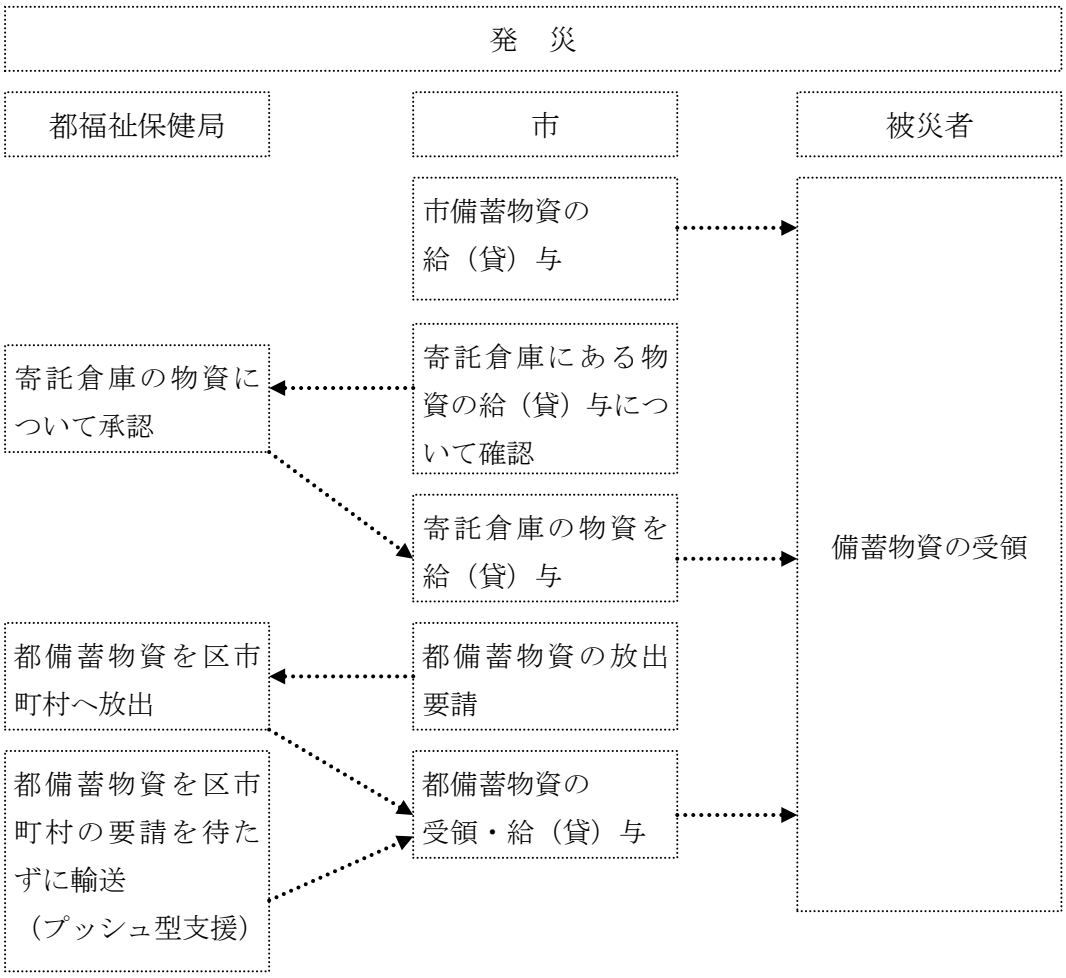

１－１　食料の確保、配布

【市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部】

主体名	対策内容
市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部）	**（１）食料の調達** ○　炊出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給 ○　被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても調整 ○　災害時の応急用の食料等に関する供給する協定に基づき、市内の小売店、大規模小売店から食料等を調達 **（２）食料の配布** 被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮

給食基準（平成 31 年度）

災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額 １人１日 1,140 円以内（災害発生の日から７日間）

被災者への配布

給食場所	原則として、避難所として開設した市立小・中学校、公民館、市民センター等で行う。
給食の順位	原則として、乾パン、アルファ化米、米飯の炊出しの順で供給する。
給食対象者	被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、状況により自宅残留被災者に対しても行うよう努力する。
給食の配分	配分にあたっては、配分計画を立て、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）優先とし、収容被災者、自治会等の協力を得て実施するものとする。

１－２　生活必需品等の供給

【総務部・市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部】

主体名	対策内容
市 （総務部） （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部）	**被災者への給（貸）与** ○　市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について規定 ○　災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施 ○　被災状況により市において給（貸）与の実施が困難な場合、市長は都知事に応援を要請 ○　備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に給（貸）与

東京都災害救助法施行細則による配布基準（限度額）　　（平成 31 年 4 月 1 日）

状況＼区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上 １人増すごとに
全壊・全焼・流出	夏	18,400 円	23,700 円	34,900 円	41,800 円	52,900 円	7,800 円加算
	冬	30,400 円	39,500 円	54,900 円	64,200 円	80,800 円	11,100 円加算
半壊半焼 床上浸水	夏	6,000 円	8,100 円	12,100 円	14,700 円	18,600 円	2,600 円加算
	冬	9,800 円	12,700 円	18,000 円	21,400 円	27,000 円	3,500 円加算

２　飲料水の供給【市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・都水道局】

東京都地域防災計画における市と都の役割分担に基づき、上北台浄水所、東大和給水所の２か所での直接給水を行うとともに、避難所である小・中学校等の受水槽を利用した給水活動を基本とする。

主体名	対策内容
市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部） 都水道局	**（１）震災時の応急給水の方法** ○　震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。 ○　災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。 ○　災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね２km 以上離れ ている避難場所等で、車両輸送による応急給水を行う。 ○　給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない災害時給水ステーション（給水拠点）」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。 ○　断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 ○　避難所応急給水栓が設置されている場合は、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。 **（２）医療施設等への応急給水** 医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。 **（３）災害時給水ステーション（給水拠点）等での都と市の役割分担** ○　応急給水槽においては、市が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う。 ○　浄水所・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。 ○　飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。 ○　消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が市に貸与する。 ○　発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。 ○　避難所応急給水栓を活用した応急給水については、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。 **（４）飲料水の給水基準** 一人１日３㍑を確保するものとし、状況に応じて順次増量 **（５）給水体制** ○　応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。 ○　災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水所・給水所において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定して

	おり、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。 ○　車両輸送を必要とする医療施設等については給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって輸送する。 ○　輸送が困難な場合、受水槽の水を利用する等によって飲料水の確保に努める。

業務手順

発　災

↓

応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立

↓

応急給水に必要な人員を災害時給水ステーション(給水拠点)に配置

↓

応急給水に必要な資器材等を設置

↓

応急給水を実施

３　物資の調達要請　【市民部】

主体名	対策内容
市 （市民部）	**（１）食料** ○　被災者に対する炊出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。 ○　調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 **（２）生活必需品** ○　震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。 ○　調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○　市長は、災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与が生じた場合、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、市長が現地調達を実施する。

４　義援物資の取扱い　【企画財政部・福祉部】

平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

都福祉保健局・市は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報する等迅速に対応していく。

５　輸送車両の確保　【総務部】

５－１　車両の確保

主体名	対策内容
市 （総務部）	**（１）車両の調達** 災対総務部配備班は、各部・各班が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両を、集中管理し、その運用計画を定め、用途に応じて災対各部・各班に配車 （資料編 資料第 52「市各課車両保有状況」P.資-68） **（２）配車手続** 災対各部・各班において、車両を必要とするときは、次の事項を明示し、災対総務部配備班に請求 ア　車種 イ　乗車人員数又は積載トン数 ウ　台数 エ　引渡場所及び日時 災対総務部配備班は、所要車両を調達し、請求各部・各班に引き渡す。 **（３）都への調達要請** 市で所要車両が調達不能になった場合は、都（財務局）へ調達のあっ旋を要請するとともに、必要に応じ関係業者に対して車両の供給について要請 **（４）車両通行等の記録** 災対総務部長は、配車車両の輸送記録、燃料の受払及び修理費等について記録し、その業務完了後、直ちに本部長（市長）に報告

５－２　緊急輸送車両の確認

災害発生時（警戒宣言発令時を含む。以下同じ。）には、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、災対法施行令第 33 条に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることになる。緊急通行車両等であることの確認は次のとおり行う。

緊急通行車両等の種類	（１）地震予知情報の伝達、気象の警報等の発表及び伝達並びに避難勧告又は指示に使用されるもの （２）消防、水防その他応急措置に使用されるもの （３）被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの （４）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの （５）施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの （６）清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの （７）犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に使用されるもの （８）緊急輸送の確保に使用されるもの （９）地震発生時における食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため、必要な体制の整備に使用されるもの (10) 災害時等における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に使用されるもの (11) その他災害発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの (12) 指定行政機関等との契約により常時震災対策活動専門に使用するもの
確認実施機関	**（１）東大和警察署** 市の保有車両及び市が調達した車両については、都公安委員会が確認する。 **（２）都財務局** 市の要請により都が調達、あっ旋した車両については、都知事が確認する。
確認手続き等	**（１）事前届出** 震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を申請者に交付する。 **（２）緊急通行車両等の確認** ①　届出済証の交付を受けている車両の確認 届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明証（以下「標章等」という。）を交付する。 ②　届出済証の交付を受けていない車両の確認 確認申請書を提出させ、緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行う。審査結果に基づき標章等を交付する。
交通規制除外車両	震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両、又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外し、申請により標章等を交付する。

（資料編 資料第 53「緊急通行車両等の確認事務　様式」P. 資-69）

【復旧対策】

１　多様なニーズへの対応
２　炊出し
３　水の安全確保
４　生活用水の確保
５　物資の輸送

１　多様なニーズへの対応　【市民部・子育て支援部・学校教育部・社会教育部】

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子ども等避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行う等、物資の配布方法についても配慮する。

２　炊出し　【市民部・学校教育部】

道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる４日目以降は、原則として米飯による炊出し等を実施する。

主体名	対策内容
市 （市民部） （学校教育部）	○　学校給食センター及び公共施設の炊事施設を有効利用し、炊出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保 ○　被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊出し等について都福祉保健局に応援を要請

業務手順

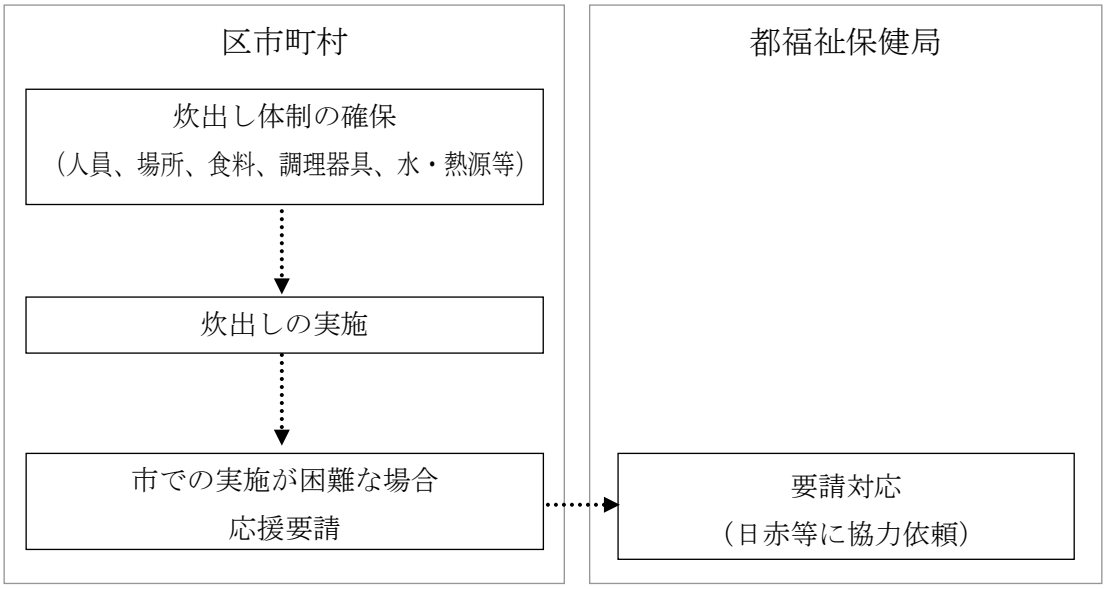

３　水の安全確保　【市民部】

主体名	対策内容
市 （ 市 民 部 ）	○　市は都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認等の指導を実施 ○　物資班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認 ○　それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように物資班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導 ○　ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知

４　生活用水の確保　【市民部・子育て支援部・学校教育部・社会教育部・事業所・市民】

主体名	対策内容
市 （ 市 民 部 ） （子育て支援部） （学校教育部） （社会教育部）	**（１）避難場所における対応** ○　雨水貯留槽、震災対策用井戸等によって生活用水を確保 **（２）避難所における対応** ○　被災後、断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸等で確保した水を使用
事　業　所 市　民	○　上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、河川水、震災対策用井戸等によって水を確保

業務手順

プールや雨水貯留槽等の水の水質把握
↓
給水のための設備（浄水装置、エンジンポンプ等）の確認
↓
ろ過・汲み上げ等の実施
↓
プールや雨水貯留槽等の水による水の確保

５　物資の輸送　【市民部】

主体名	対策内容
市 （ 市 民 部 ）	○　市の備蓄食品を使用する場合及び都が市に事前配布している備蓄食品を都福祉保健局長の承認を得て市が使用する場合には、市が輸送 ○　都からの備蓄食品は、都福祉保健局が市の食品集積地（市役所）まで輸送し、食品集積地からは市が輸送

※　調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「１備蓄物資の供給」と同様に行う。

第１１章　住民の生活の早期再建

第１節　現在の到達状況

・「被災者生活再建支援システム」の導入
・被災住宅の応急危険度判定に関する計画として、「業務判定マニュアル」を作成
・災害用トイレの備蓄及びし尿処理の構築
・平成 31 年 3 月に東大和市災害廃棄物処理計画を策定

第２節　課題

・早急な対応を要する生活再建対策
・被災後のトイレ機能の確保
・大量のがれき等の処理の体制充実

第３節　対策の方向性

・被災した住宅の応急修理、住居を滅失した世帯に対する一時提供住宅や応急仮設住宅の確保
・被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止
・生活ごみやし尿、大量のごみや障害物等の災害廃棄物の速やかな処理
・災害により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理

第４節　到達目標

・生活再建の迅速化
・災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
・災害廃棄物処理体制の構築

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　生活再建のための事前準備
２　トイレの確保及びし尿処理
３　ごみ処理
４　がれき処理
５　災害救助法等

１　生活再建のための事前準備　【都市建設部・市民部・福祉部】

市は、都と連携しながら、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

１－１　被災住宅の応急危険度判定【都市建設部】

主体名	対策内容
市 （都市建設部）	○　都が実施する応急危険度判定の職員研修に参加

１－２　災害時のり災証明書交付に向けた実施体制整備【市民部】

主体名	対策内容
市 （市民部）	○　震災発生後、被災者に係わる各種情報を集約・整理し、漏れのない迅速確実な被災者支援を図るため、被災者生活再建支援システムを導入 ○　災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や、り災証明書の交付体制等を構築 ○　住家被害認定調査やり災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練に参加 ○　北多摩西部消防署との協定締結や事前協議によるり災証明書交付に係る連携体制の確立

１－３　義援金の配分事務【福祉部】

主体名	対策内容
市 （福祉部）	○　都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確化

２　トイレの確保及びし尿処理　【環境部・湖南衛生組合・都下水道局】

災害用トイレを確保するとともに、各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

主体名	対策内容
市 （環境部） 湖南衛生組合 都下水道局	○　災害用トイレの確保 ○　し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○　避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ○　排出されたし尿を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保するため、東大和市災害廃棄物処理計画を基に、これに対処 ○　都下水道局が管理する水再生センター等への収集・運搬体制の確保等

（資料編 資料第 54「仮設トイレ等の備蓄状況」P.資-75）
（資料編 資料第 55「災害時収集が必要となるし尿量」P.資-75）

３　ごみ処理　【環境部】

災害廃棄物は、地震災害に伴って発生する廃棄物を「震災廃棄物」、風水害に伴って発生する廃棄物を「水害廃棄物」とし、これらを総称して「災害廃棄物」と定義する。

（資料編 資料第 56「震災廃棄物の発生量の推計」P.資-75）
（資料編 資料第 57「水害廃棄物の発生量の推計」P.資-75）
（資料編 資料第 58「対象となる災害廃棄物」P.資-76）

主体名	対策内容
市 （環境部）	○　災害等により発生した災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理し、被災地の環境衛生の確保を図るため、東大和市災害廃棄物処理計画を基に、これに対処

４　がれき処理　【環境部・都市建設部】

市の応急対策や復旧・復興の円滑な実施及び、最終処分量の削減を図る。災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を再利用、適切処理するため、東大和市災害廃棄物処理計画に基づき、対処するものとする。

主体名	対策内容
市 （環境部） （都市建設部）	○　あらかじめ、一次集積場所候補地を検討 ○　所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○　災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに国や都の動向等を踏まえ随時修正

（資料編 資料第 59「市内のがれき発生量（推計）」P.資-78）

５　災害救助法等　【企画財政部・市民部】

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

主体名	対策内容
市 （企画財政部） （ 市 民 部 ）	**（１）救助の実施機関** ①　災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなければならないため、その実施については、都道府県知事に全面的に委任する。 ②　①の趣旨から都では救助に関する権限の一部を市町村に委任する。 ア　知事の行う救助 ○　市の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、都知事は災害救助法第２条の規定に基づき、被害者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施 ○　市長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被害者に対して必要な救助を実施 ○　救助を迅速に行う必要があるときは、知事はその職権の一部を市長に委任 ○　災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける イ　市長の行う救助 ○　市長は、知事の補助又は権限の一部を委任されて行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあってはその定める範囲外のもの、及び災害救助法が適用されない小災害時の救助について、その責任において実施 **（２）災害救助法の適用基準** ①　災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。 ○　市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が下記の基準 1 号以上であること ○　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が下記の基準２号以上であること ○　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと ○　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

	（３）被災世帯の算定基準等 ①　被災世帯の算定 ○　住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって、住宅の滅失した 1 世帯とみなす。 ○　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって、住宅の滅失した 1 世帯とみなす。 ②　被害程度の認定 ア　住家が滅失したもの ○　住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの イ　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの ○　住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の 20%以上 50%未満のもの ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの ○　上記①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの ③　世帯及び住家の単位 ア　世　　帯 ○　生計を一にしている実際の生活単位 イ　住　　家 ○　現実に居住のため使用している建物 ○　ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって 1 住家として取り扱う

＜当市の災害救助法適用基準＞

区分	人　　口 （平成 27 年度国勢調査）	基　　準	
		1 号	2 号
東　大　和　市	85,157 人	80 世帯	40 世帯

【応急対策】

１　被災住宅の応急危険度判定	５　トイレの確保及びし尿処理
２　被災宅地の危険度判定	６　ごみ処理
３　家屋・住家被害状況調査及びり災証明の発行準備・発行	７　がれき処理
	８　災害救助法等の適用
４　義援金の募集・受付	９　激甚災害の指定

１　被災住宅の応急危険度判定　【都市建設部・都】

被災度判定は、地震直後に被災建築物の危険度を判定する「応急危険度判定」と、その後、建築物の被災の程度を判定し復旧等の指針とする「被災度区分判定」とに区分して行う。

主体名	対策内容
市 （都市建設部） 都	（１）応急危険度判定 ○　市は、地震後、都と市との役割分担に基づき、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に「危険」、「要注意」又は「調査済」の３種類に判定 ○　この応急危険度判定は、防災ボランティアによる応急危険度判定員が実施 （２）被災度区分判定 ○　応急危険度判定により「危険」又は「要注意」と判定された建物について、傾斜、沈下、及び構造躯体の損傷状況等を調査し、解体、補修・補強の要否を判定 ○　この調査には構造技術の専門的知識が求められるとともに調査時間もかなり必要となることから、当該建築物の所有者等が民間の建築技術者との契約により実施 （３）判定結果の表示 ○　応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知

＜被災度判定のフロー＞

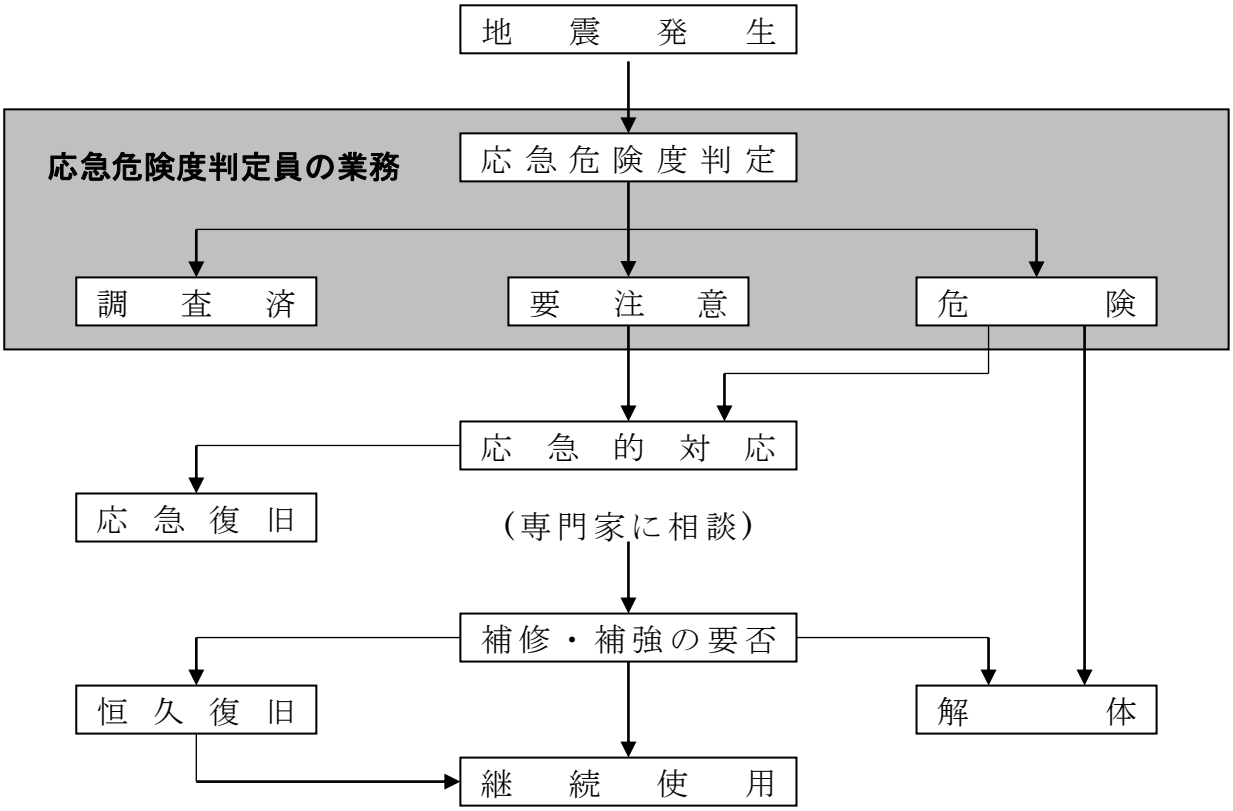

＜応急危険度判定の対象となる住宅＞

判定対象住宅	説　　明
民　間　住　宅	都営住宅等及び独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅以外の住宅
都　営　住　宅　等	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅等
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する戸建て住宅

＜被災住宅に対する応急危険度判定の実施内容＞

判定対象住宅	判　定　の　実　施
民　間　住　宅	○　市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施 ○　都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施 ○　市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置 ○　都知事は、地震発生が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事、及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請
都　営　住　宅　等	○　都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	○　独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施

※　民間建築物に対しては、市民の安全確保の面から一般の戸建住宅・共同住宅等の民間住宅を中心とした応急危険度判定を実施する。民間の事業所に関しては、原則として所有者・管理者の責任で行う。

＜防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順＞

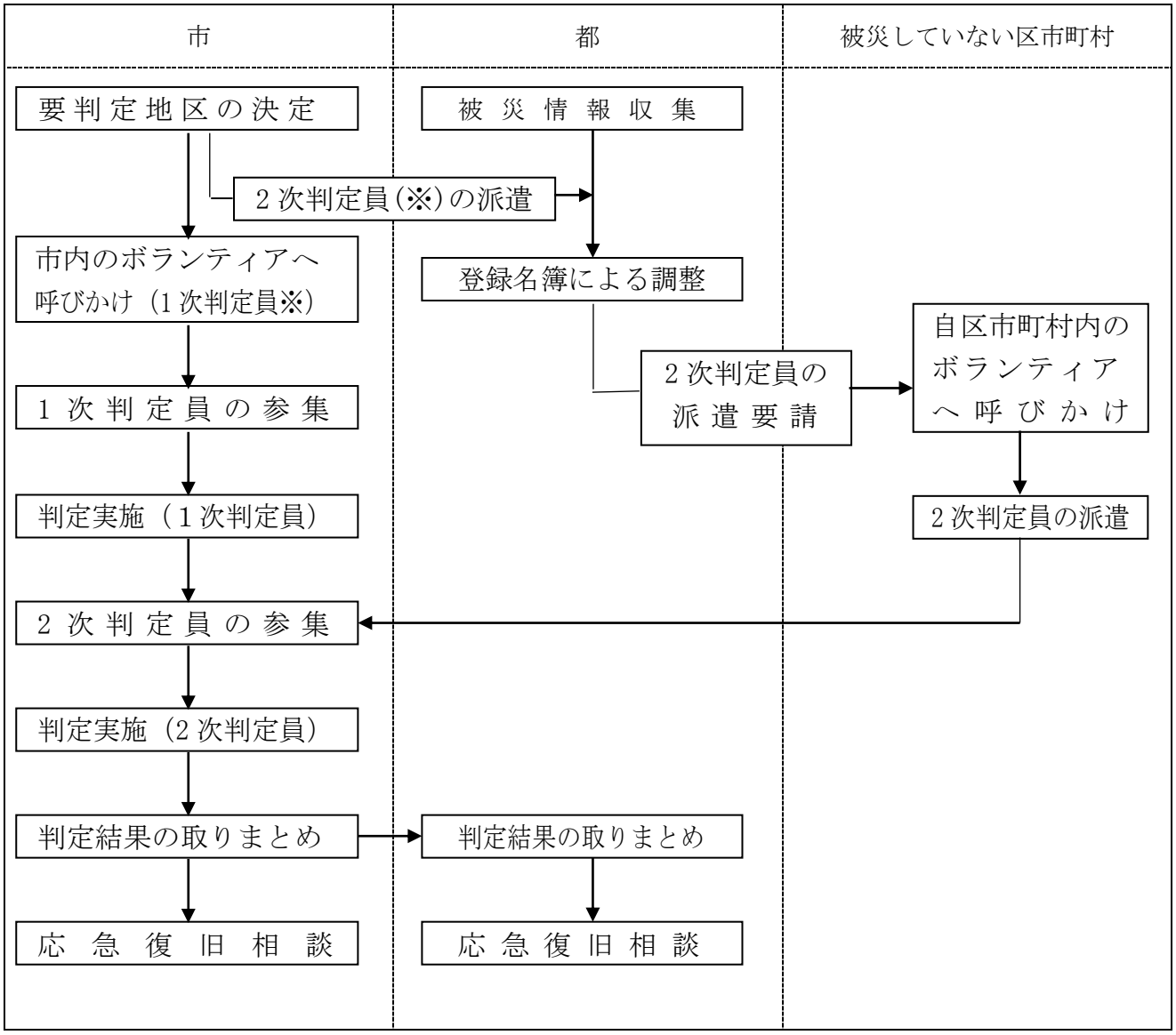

※　１次判定員　　被災した区市町村に存在又は在勤の判定員で活動可能な者
　　２次判定員　　都の要請により被災していない区市町村から出動する判定員

２　被災宅地の危険度判定　【都市建設部・都】

市において、市災対本部が設置される規模の地震又は降雨等の被害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、ボランティアである被災宅地危険度判定士を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

主体名	対策内容
市 （都市建設部） 都	**（１）判定対象宅地** ○　宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 1 号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象 **（２）判定の実施** ○　市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施 ○　都知事は、市から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けた時は、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を実施 ○　都知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて道府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を実施 **（３）判定結果の表示** ○　被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の 3 種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるように周知

３　家屋・住家被害状況調査及びり災証明の交付準備　【市民部・都・北多摩西部消防署】

３－１　家屋被害状況調査等

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

機　関　名	内　　容
市 （市民部）	○　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を設定 ○　市は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告
都	○　被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備 ○　必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学、並びに他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区市町村の業務を支援
北多摩西部 消　防　署	火災による被害状況調査を実施

３－２　り災証明書の交付準備

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及びり災証明書交付のための準備を進める。

機　関　名	内　　容
市 （市民部）	○　住家被害認定調査及びり災証明書交付の実施体制を構築 ○　システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ○　住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定
都	○　市の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○　職員を被災区市町村へ派遣 ○　共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○　住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施
北多摩西部 消　防　署	火災による被害状況調査の実施に向けて、市と調整

４　義援金の募集・受付　【福祉部】

都、市、日赤東京都支部等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

主体名	対策内容
市 （福祉部）	○　義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○　義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有

５　トイレの確保及びし尿処理

各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設への搬入や、し尿処理施設等への搬入を実施する。

５－１　避難所等における対応

【市民部・子育て支援部・環境部・学校教育部・社会教育部】

主体名	対策内容
市 （市民部） （子育て支援部） （環境部） （学校教育部） （社会教育部）	**（１）処理体制** ○　水を確保することによって、下水道機能を有効活用 ○　上記対策と併せ、仮設トイレ、マンホールトイレ及び簡易トイレ等を使用 ○　貯留したし尿は原則として湖南衛生組合、また緊急的には清瀬水再生センターへ投入し、処理を実施 ○　家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知 ○　便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境を確保 **（２）避難所** 被災後、断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意 **（３）地域** ライフラインの供給停止により、住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにするため、震災対策用井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能を活用

５－２　仮設トイレ等の設置【総務部・環境部・湖南衛生組合・都下水道局】

主体名	対策内容
市 （総務部） （環境部） 湖南衛生組合 都下水道局	**（１）設置体制等** 市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備 **（２）高齢者・障害者に対する配慮** 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮 **（３）設置場所等の周知** 市は、仮設トイレ等の設置に当たっては収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知 **（４）収集体制（応援体制）の整備** 災害時におけるバキュームカーの確保について、平常時より委託業者と協議を進めるとともに、必要に応じて、都、他自治体等に車両や人材の応援を要請 **（５）収集作業**

	市は、被害状況、収集場所等の情報を踏まえて、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をバキュームカーにより収集し、都下水道局の覚書に基づき、清瀬水再生センターに搬入して、し尿の処理・処分を実施

＜し尿処理体制＞

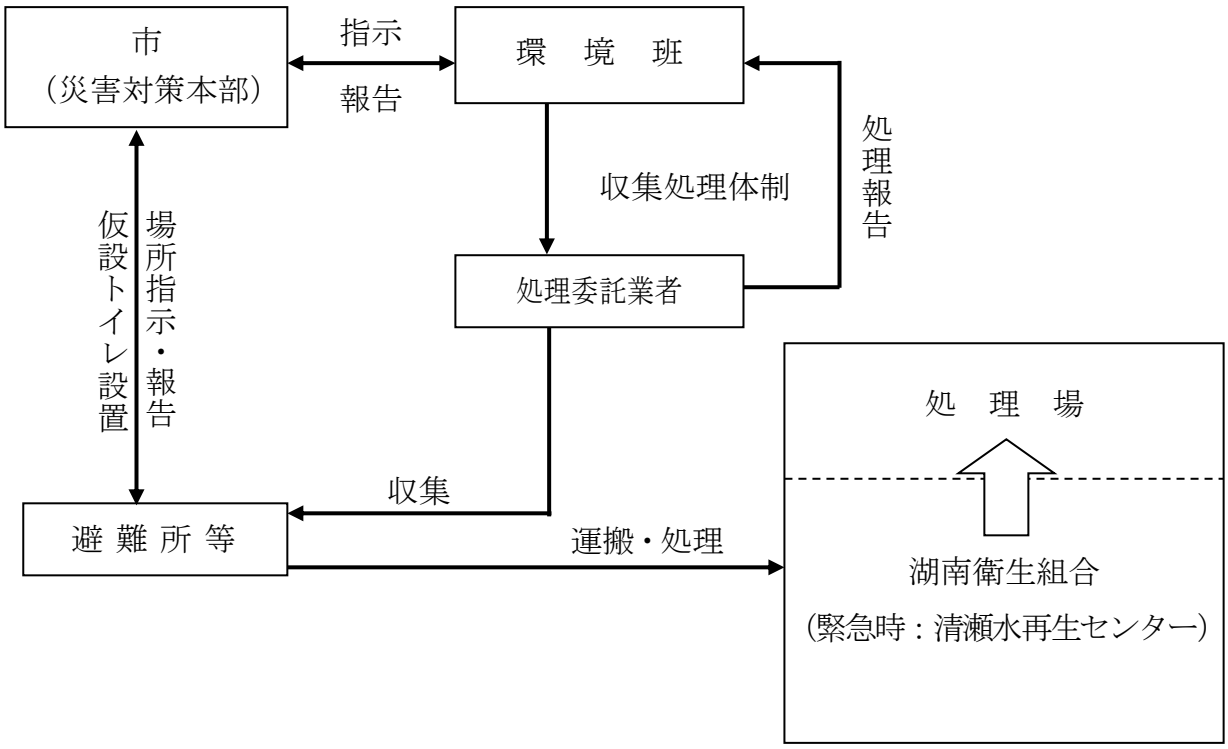

６　ごみ処理　【環境部】

主体名	対策内容
市 （ 環 境 部 ）	○　災害廃棄物は、市民等による分別を徹底し、集積可能な場所に設けられた緊急仮置場・一次仮置場に排出 ○　ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ、生活ごみ等衛生上速やかに処理を必要とするごみを優先し、収集体制確立後実施 ○　ごみの処理は、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設及び東京たま広域資源循環組合の最終処分場で行うことを基本とする。 ○　資源物は市の資源物等選別作業倉庫、資源物中間処理施設及び民間処理施設で処理を行うことを基本とする。 ○　災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、市及び衛生組合で処理することが困難な場合は、他市区町村等及び民間事業者からの支援を要請 ○　災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、都への事務委託を実施

７　がれき処理　【環境部・都市建設部】

主体名	対策内容
市 （環境部） （都市建設部）	**（１）被害状況の把握** ○　発災後、市は速やかに住家被害等の被害状況（大破及び中破建物数）を確認し（焼失棟数は各消防署）、「がれき」の発生量を推計 ○　市内の建物に甚大な被害が生じた場合、市は、公費負担による「がれき」処理の対象となる範囲を定め、公表 **（２）「がれき」処理体制の整備** ○　発災後、市は速やかに「がれき」処理を行うための体制を整備 ○　都は、速やかに市及び各機関間の連携を図り、「がれき」処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置 **（３）「東大和市災害廃棄物処理計画」に基づくがれき処理** ○　市は、発災直後の様々な情報を収集・整理し、「東大和市災害廃棄物処理計画」に基づき「がれき」処理を適切かつ具体的に実施するとともに被災市民に対して処理方針等を広く周知 ○　都本部の「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」では、区市町村等と協議の上、公費負担による「がれき」処理の対象範囲等、区市町村の「がれき」処理全体の基本方針を示す、「東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）」を策定 ○　災害廃棄物の処理に関する広報を実施。 **（４）緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入** ○　発災直後、救助活動を円滑に行うため、東大和建設同友会との連携により、速やかに緊急道路障害物除去作業を実施 ○　収集した「がれき」は、仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別 ○　都道の緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」についても、緊急輸送道路を確保するため、やむを得ない事情がある場合は、市の仮置場に搬入 **（５）「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体** ○　「がれき」撤去に関し、市は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り市民から申請を受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理について指導等を実施 ○　倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様の事務を実施 **（６）「がれき」の仮置場の設置** 仮置場は、積替えによる「がれき」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。具体的には、東大和市災害廃棄物処理計画に基づき設置 **（７）「がれき」の分別、処理、再資源化** 「がれき」は、東大和市災害廃棄物対策マニュアルに基づき、再生資材として有効活用していくものとする。 **（８）処理に必要な協力体制**

	「がれき」の処理にあたっては、次の業務について資器材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施 ①　倒壊建物の解体・「がれき」の撤去 ア　倒壊建物の解体業務 イ　発生「がれき」の撤去業務 ②　「がれき」仮置場の設置 ア　仮置場の維持管理業務 イ　仮置場からの「がれき」の搬出 ③　「がれき」の中間処理、再利用、最終処分 ア　廃木材・コンクリートがら等破砕処理 イ　廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供 ウ　再利用施設への搬入 エ　再利用施設での優先的な処理 オ　最終処分場への「がれき」の搬入

（資料編 資料第 60「災害廃棄物処理の流れ」P.資-78）

（資料編 資料第 61「再生資材の例」P.資-79）

８　災害救助法等の適用　【企画財政部】

主体名	対策内容
市 （企画財政部）	**（１）適用の手続** ○　災害に際し、市における災害が P11-4「５　災害救助法等」の「（２）災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告 ○　災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その処置に関しては、都知事の指示を受ける ○　市災対本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て、適用手続きをとる **（２）適用の要請** ○　市長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について、取り急ぎ無線電話等により要請し、後日文書によりあらためて処理 ア　災害発生の日時及び場所　　イ　災害の原因及び被害状況 ウ　適用を要請する理由　　エ　必要な救助の種類 オ　適用を必要とする期間 カ　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 キ　その他必要な事項 **（３）実施報告** ○　市各部長は、所掌する救助事務について実施の都度、又は完了後速やかに市長に報告 **（４）災害救助法適用の公布** ○　災害救助法が適用されたときは、都知事より公布

＜災害救助法適用の公告＞

公　　告

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。

○年○月○日

東京都知事　　○　○　○　○

９　激甚災害の指定　【企画財政部】

市長は、市域内に大規模な災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告する。

内閣総理大臣は都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続を図示すると次のとおりである。

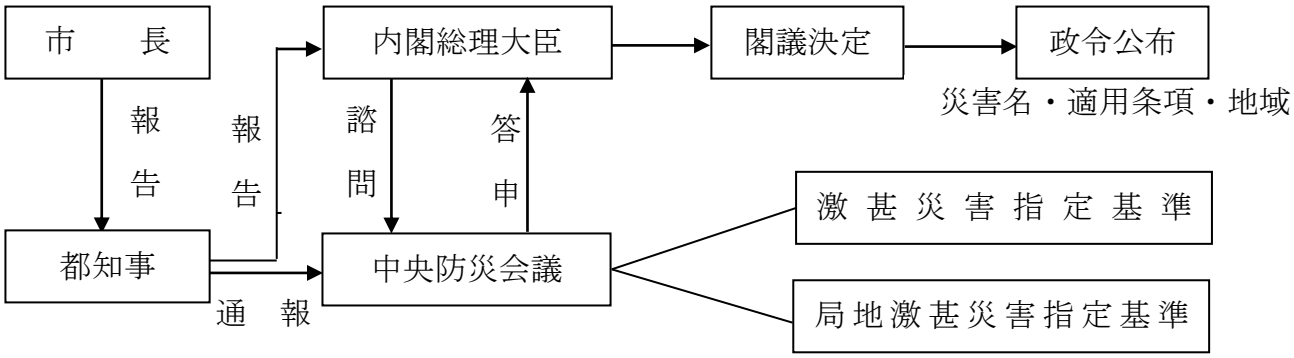

※　局地激甚災害の指定については、1 月から 12 月までに発生した災害を一括して翌年の 1 月～2 月頃に手続きを行う。

主体名	対策内容
市 （企画財政部）	**（１）激甚災害に関する調査報告** ①　市長は、災害が発生した時は、災対法第 53 条第 1 項に定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都知事に報告 ②　報告にあたっては、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮 ③　被害状況の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について実施 ○災害の原因 ○　災害が発生した日時 ○　災害が発生した場所又は地域 ○　被害の程度 ○　災害に対してとられた措置 ○　その他必要な事項 **（２）激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）** 国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を設定 **（３）局地激甚災害指定基準** ①　災害を市町村段階の災害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が基準を設定 ②　局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定 ③　上記の場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査 **（４）特別財政援助等の申請手続等** 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出する。

【復旧対策】

１　り災証明書の交付	７　職業のあっせん
２　被災住宅の応急修理	８　租税等の徴収猶予及び減免等
３　応急仮設住宅等の供与	９　中小企業への融資
４　被災者の生活相談等の支援	10　農業関係者への融資
５　義援金の募集・受付・配分	11　がれき処理等の実施
６　被災者の生活再建資金援助等	12　災害救助法の運用等

１　り災証明書の交付　【市民部・北多摩西部消防署】

家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、被災者生活再建支援システムを利用し、速やかにり災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第２次調査を実施する。

主体名	対策内容
市 （市民部）	（１）発行手続 ①　り災証明書の発行事務は、災対市民部調査班において取扱い ②　災対市民部調査班が作成した「被災者台帳」により確認し、被災者の申請により発行 （２）証明の範囲 災対法第２条第１号に規定する災害で、主に次の事項について証明 ○災害の原因 ○　り災年月日 ○　り災場所 ○　り災物件 ○　り災の程度 （３）証明手数料 手数料は免除
北多摩西部消防署	市と連携し、発行時期や発行場所等について調整

（資料編 資料第 62「り災証明書」P. 資-80）

２　被災住宅の応急修理

２－１　被災住宅の応急修理【総務部・都市建設部・都】

災害救助法が適用された地域内において、災害により、住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

主体名	対策内容
市 （総務部） （都市建設部） 都	**（１）住宅の応急修理** ①　対象者 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者（「半壊」及び「一部損壊（準半壊）」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）で、都知事が必要と認める者 ②　対象者の調査及び選定 市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を実施 **（２）応急修理の方法** ①　修理 ○　都が一般社団法人東京建設業協会及び全国建設労働組合総連合東京都連合会のあっ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理 ○　場合によっては市に事務を委任 ②　経費 １世帯当たりの経費は、国の定める基準に基づき設定 ③　期間 原則として、災害発生の日から１か月以内に完了 ④　帳票の整備 住宅の応急修理を実施した場合、都及び市は必要な帳票を整備

２－２　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

【企画財政部】

災害等により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題がおこり、住宅の復興を阻害するおそれのある時は、迅速かつ適切に大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成 25 年法律第 61 号）の適用を図るものとする。

主体名	対策内容
市 （企画財政部）	○　災害が一定規模以上である場合、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第２条に定める政令により、災害と対象地区が示され、借地借家制度の特例が適用

３　応急仮設住宅等の供与

３－１　応急仮設住宅の供給【総務部・都市建設部・都】

災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

主体名	対策内容
市 （総務部） （都市建設部） 都	**（１）応急仮設住宅の供給** 住宅に困窮する被災者に、次により応急仮設住宅を一時的に供給する。 ①　応急仮設住宅の建設 ア　設置戸数 内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で都知事が決定 イ　建設用地 接道及び用地の整備状況やライフラインの状況、広域避難場所等の利用の有無を考慮の上、市では、上仲原公園及び都立東大和南公園を応急仮設住宅建設予定地と設定 ウ　建設の方法、構造及び規模 （ア）建設地 ○　都は、建設候補地の中から選定 ○　用地の選定にあたり、市域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて区市町村相互間で融通 （イ）構造及び規模 ○　平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定 ○　必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造 ○　１戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定する仮設住宅を供給 ○　１戸当たりの設置費用については、国の定めによる （ウ）着工 災害発生の日から20日以内に着工 （エ）建設工事 ○　都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建設協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっ旋する建設業者に建設工事を発注 ○　必要に応じ、他の建設業者にも発注 ○　工事の監督は、都が実施するが、これにより難い事情がある場合には、市に委任 ②　入居者の選定 ア　入居資格 次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは一世帯一か所限り （ア）住家が全焼、全壊又は流失した者 （イ）居住する住家がない者 （ウ）自らの資力では住家を確保できない者

主体名	対策内容
	イ　入居者の募集・選定 ○　入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼 ○　割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通 ○　住宅の割当てを受けたら、市は市域内の被災者に対し募集を実施 ○　入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者を選定 ○　市は、都が作成する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める ③　帳票の整備 ○　応急仮設住宅を建設した場合、市及び都は、住宅の管理及び入居者の管理のため、必要な帳票を整備 ④　応急仮設住宅の管理及び入居期間 ○　応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は市が実施 ○　入居期間は竣工の日から原則として２年以内

３－２　一時提供住宅の供給【都】

災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

主体名	対策内容
都	（１）一時提供住宅の供給 住宅に困窮する被災者に、次により公営住宅等の空き家を一時的に提供 ①　公的住宅の供給 ア　公的住宅の確保 都は発災時において、都営住宅の空き家の確保に努めるとともに、独立行政法人都市再生機構・都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給 イ　入居者の選定 入居資格及び入居者の募集・選定は、原則として、応急仮設住宅に準じて実施 ②　民間賃貸住宅等の供給 ア　民間賃貸住宅等の確保 都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供 イ　入居者の選定 原則として、上記①の公的住宅の場合に準じて実施 ③　帳票の整備 一時供給住宅を供給した場合、市は、住宅の管理及び入居者の管理のため、必要な帳票を整備

４　被災者の生活相談等の支援　【企画財政部・都・東大和警察署・北多摩西部消防署】

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付を行うものとする。

主体名	相談の内容等
市 （企画財政部）	○　被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請
都 （生活文化局）	○　常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活を早期に解決 ○　区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設
東大和警察署	○　警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設し、警察関係の相談に応対
北多摩西部消防署	○　災害時における出火防止を図るため、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施

５　義援金の募集・受付・配分　【福祉部・都】

都民、他道府県民及び企業等から都、市、日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、必要な事務を執り行う。

主体名	対策内容
市 （福祉部） 都	（１）都との連絡・調整 都本部が設置する義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）との連絡・調整を実施 （２）義援金品の受付・募集 ○　義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付け ○　受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行（ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることが可能） ○　都の募集に協力して受け付けた義援金については、義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送付 （３）義援金品の保管及び配分 ①　義援金 ○　寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管 ○　委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分 ○　被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告 ②　義援品 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、市で配分方法等を決定し、被災者に配分

＜義援金受付・配分の流れ＞

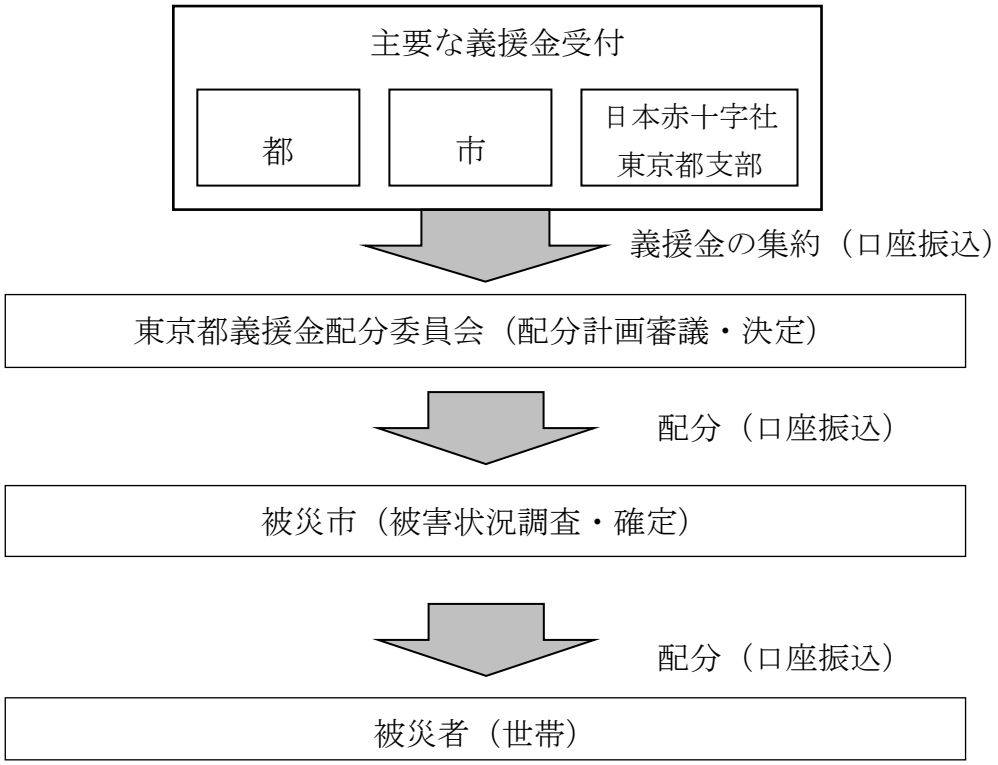

６　被災者の生活再建資金援助等

６－１　災害弔慰金等の支給【福祉部・市民部】

市は、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

また、日本赤十字社東京都支部では、災害救援物資の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。

（１）市条例に基づく災害弔慰金等の支給

<table>
<tr><th>種別</th><th>対象となる災害
（自然災害）</th><th>根拠法令等</th><th>支給対象者</th><th>支給限度額</th><th>支給の制限</th></tr>
<tr><td>災害弔慰金</td><td rowspan="2">①１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害
②都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害
③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

平成 25 年 10 月 1 日
内閣府告示第 230 号</td><td rowspan="2">①災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）
②災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 50 年条例第 30 号）
③実施主体等
ア　実施主体
市（条例）
イ　経費負担
国　1/2
都　1/4
市　1/4</td><td>死亡者の配偶者
〃　子
〃　父母
〃　孫
〃　祖父母
〃　兄弟姉妹
(※)
（※死亡当時その者と同居、又は生計を同じくしていた者に限る。）</td><td>死亡者１人につき主たる生計者の場合：500 万円

それ以外の場合：250 万円</td><td rowspan="2">①当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
②災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第 2 条に規定する内閣総理大臣が定める給付金が支給された場合
③災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合</td></tr>
<tr><td>災害障害見舞金</td><td>法別表に掲げる程度の障害がある者</td><td>障害者１人につき主たる生計者の場合：250 万円

それ以外の場合：125 万円</td></tr>
</table>

（２）日本赤十字社東京都支部による災害救援物資の支給

<table>
<tr><th>種別</th><th>対象となる災害</th><th>支給対象者</th><th>支給内容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">災害救援物資</td><td rowspan="3">震災・風水害・火災等</td><td>住宅の全半壊・全半焼</td><td>毛布、バスタオル</td><td rowspan="3">毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは１世帯あたり１セットとする。</td></tr>
<tr><td>住宅の床上浸水</td><td>毛布、バスタオル</td></tr>
<tr><td>避難所へ１泊以上の避難</td><td>毛布、緊急セット、バスタオル、安眠セット</td></tr>
</table>

※　上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りでない。

（３）被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活必需品等の購入のための経費として、被災者生活再建支援金を支給し、その生活を支援する。

被災者再建支援制度の概要

<table>
<tr><th>種別</th><th>被災者生活再建支援金の支給</th></tr>
<tr><td>①制度の対象となる自然災害</td><td>ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる当該自然災害
イ　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域にかかる当該自然災害
ウ　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域にかかる当該自然災害
エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域にかかる当該自然災害（人口 10 万人未満に限る）
オ　ア～ウの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）の区域にかかる当該自然災害
カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）の区域にかかる当該自然災害、又は 2 世帯以上の住宅全壊被害の発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）の区域にかかる当該自然災害</td></tr>
<tr><td>②根拠法令等</td><td>被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）</td></tr>
<tr><td>③制度の対象となる被災世帯</td><td>上記の自然災害により
ア　住宅が「全壊」した世帯
イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>④支援金の支給額</td><td>支給額は以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）
ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援額（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊
（③ アに該当）</th><th>解体
（③ イに該当）</th><th>長期避難
（③ ウに該当）</th><th>大規模半壊
（③ エに該当）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援額（加算支援金）
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借
（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円</td></tr>
</table>

種別	被災者生活再建支援金の支給
⑤支援金の支給申請	（申請窓口）　市 （申請時の添付書面）　ア　基礎支援金：り災証明書、住民票　等 イ　加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） （申請期間）　ア　基礎支援金：災害発生日から 13 か月以内 イ　加算支援金：災害発生日から 37 か月以内
⑥基金と国の補助	ア　国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給 イ　基金が支給する支援金の 1/2 に相当する額を国が補助

６－２　災害援護資金の貸付【福祉部】

災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸付ける。

また、被害を受けた低所得世帯であって、原則として、災害援護資金の貸付け対象とならない世帯に対しては、生活福祉資金を貸付ける。

（１）災害援護資金の貸付

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1 人　220 万円 2 人　430 万円 3 人　620 万円 4 人　730 万円 5 人以上　730 万円 に世帯人数が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額。 ※　住居が滅失した場合は、1,270 万円に緩和	①災害弔慰金の支給等に関する法律 ②実施主体 市（条例） ③経費負担 国 2/3 都 1/3 ④対象となる災害 市内において災害救助法による救助が行われた災害及びその他、政令で定める災害又は、東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 ①　療養に要する期間がおおむね 1 か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア　家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合 150 万円 イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円 ウ　住居が半壊した場合　270 万円 エ　住居が全壊した場合　350 万円 ②　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円 イ　住居が半壊した場合　170 万円 ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く）　250 万円 エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350 万円 ③　①ウ又は②イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。	①　据置期間 3 年（特別の事情がある場合 5 年） ②　償還期間 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合 5 年） ③　償還方法 年賦・半年賦又は月賦 ④　貸付金利 年 0%（保証人有） 年 1%（保証人無） ただし、据置期間中は無利子） ⑤　遅延利息 年 5%

（２）生活福祉資金の貸付

貸付対象	根拠法令等	貸付限度額	貸付条件
低所得世帯等のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	①「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」による。 ②実施主体等 ア　実施主体 東京都社会福祉協議会 イ　窓口 社会福祉協議会	1世帯　150万円 （被害の状況に応じ、住宅資金との重複で350万円）	①据置期間 貸付けの日から6か月以内 ②償還期間 据置期間経過後7年以内 ③貸付金利 年0%（保証人有） 1.5%（保証人無、据置期間中無利子） ④保証人 連帯保証人は原則として必要 ⑤償還方法 月賦 ⑥申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付して、社会福祉協議会に申し込む。

（３）災害見舞金の支給〈福祉部〉

災害救助法の適用基準に達しない場合の火災、爆発、暴風、豪雨及び地震により被災した市民に対して見舞金を支給する。

支給対象	災害により住居に被害を受けた被災者又はその遺族	
支給額	（1）全焼又は全壊　1世帯につき50,000円 （2）半焼又は半壊　1世帯につき20,000円 （3）部分焼、床上浸水又は消火活動による水損　1世帯につき10,000円	
被害認定	（1）　火災・爆発・水損	消防署の決定による。
	（2）　暴風・豪雨・地震	①　全壊 住居の損傷若しくは損壊がその住居の延床面積の70%以上に達した程度、又は住居の主要構造部の被害額がその住居の時価の50%以上に達した程度のもの。 ②　半壊 住居の損傷若しくは損壊がその住居の延床面積の20%以上70%未満程度又は、住居の主要構造部の被害額がその住居の時価の20%以上50%未満程度のもの。 ③　床上浸水 全壊及び半壊に該当しないものであって、浸水がその住居の床上に達した程度のもの。

７　職業のあっせん　【市民部】

国、都と連携し、被災者に対する職業のあっせんを迅速に実施する。

主体名	職業のあっせんの取扱い
市 （ 市 民 部 ）	○　被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定

８　租税等の徴収猶予及び減免等

８－１　租税等の徴収猶予及び減免等の取扱い　【市民部・子育て支援部・福祉部】

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は市税条例並びに国民健康保険税条例により、市税等の納税緩和措置として、納入期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずることとする。

被災した介護保険料・保育料納付義務者（徴収対象者）に対し、介護保険条例及び保育料徴収規則により、保険料等の納付緩和措置として徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずることとする。

主体名	租税等の徴収猶予及び減免等の取扱い
市 （ 市 民 部 ）	**（１）納期限等の延長** 災害により、納税義務者等が期限内に申告・申請・請求その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次のとおり当該期限を延長 ①　災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用地域及び期日その他必要な事項を指定し、公示 ②　その他の場合、被災納税義務者等による申請があった場合は、災害がおさまったあと２か月以内（特別徴収義務者については 30 日以内）において当該期日を延長 **（２）徴収猶予** ○　災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予 ○　やむを得ない理由があると認められるときは、更に１年以内を延長 **（３）滞納処分の執行の停止等** ○　災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、換価の猶予、滞納処分の執行の停止、及び延滞金の減免等適切に措置 **（４）減免** ○　被災した納税義務者等に対し、その状況に応じて、市税等の減免等、適切に措置
市 （子育て支援部） （ 福 祉 部 ）	**（１）徴収猶予** ○　震災、風水害、火災等によって住宅、家財等に著しい損害を受けた介護保険料納付義務者が、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予

	（２）減免 ○　災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて介護保険料及び保育料の減免を実施

８－２　郵便・電話料金等の減免等【武蔵村山郵便局・日本放送協会・ＮＴＴ東日本】

災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便・電話料金等の減免等を実施する。

主体名	料金免除等の取扱い
武蔵村山郵便局	（１）　郵便関係 ①　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法適用地域の郵便局において、被災１世帯当たり、葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲で無償交付 ②　被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施 ③　被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施 ④　利用の制限又は業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、災害の規模等に応じ、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止 （２）為替貯金関係 ①　被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施 ②　為替貯金業務の非常取扱い 被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払渡し及び非常貸付け等を実施 ③　災害ボランティア口座の開設 非常災害時におけるＮＧＯ活動を支援するため、郵便振替口座の預り金をＮＧＯへ配布することを総務大臣に委託可能 （３）簡易保険関係 ○　被災地の郵便局において、簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料の払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施
日本放送協会	○　被災者への受信料免除 ○　避難所等への受信機の貸与・設置
ＮＴＴ東日本	○　災害が発生し又は発生するおそれあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免 ○　料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に提示する等の方法により周知

９　中小企業への融資　【市民部・都】

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

機関	区分	内容
都産業労働局	災害復旧資金融資	（１）対象者　知事が指定した災害により直接被害を受けた中小企業者等 （２）所管部局　東京都産業労働局金融部金融課 （３）問合先　０３－５３２０－４８７７
中小企業基盤整備機構	傷病災害時貸付	（１）対象者　機構が認める災害により直接・間接被害を受けた方 （２）所管部局　独立行政法人　中小企業基盤整備機構 （３）問合先　０５０－５５４１－７１７１

※　東京で大震災が発生した場合には、新たに融資制度等が創設される見込みである。
災害を受けた中小企業者の既往債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

１０　農業関係者への融資　【市民部・都】

災害により、被害を受けた農業事業者等に対し、農業経営の維持安定等に必要な資金等の融資を行う。

機関	区分	内容
日本政策金融公庫農林水産事業本部	農林漁業施設資金	（１）対象者　業主要な事業用資金につき地震･津波等により損害を受けた農林漁業者 （２）所管部局　日本政策金融公庫　農林水産事業 （３）問合先　０３－３２７０－９７９１
中小企業基盤整備機構	農林漁業セーフティネット資金	（１）対象者　①主要な事業用資金につき地震・津波等により損害を受けた農林漁業者 ②取引先が地震・津波等により被災したことで売上が相当程度減少する主業農林漁業者 （２）所管部局　日本政策金融公庫　農林水産事業 （３）問合先　０３－３２７０－９７９１

※　東京で大震災が発生した場合には、新たに融資制度等が創設される見込みである。
上記の融資以外にも、中小企業事業者及び農業者向けの融資がある。

１１　がれき処理等の実施

１１－１　がれき処理【環境部・都市建設部】

がれき処理は、処理施設の被災状況や一次集積の状況を踏まえて、都と連携しながら、速やかに処理を実施する。

主体名	対策内容
市 （環境部） （都市建設部）	解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定

１１－２　土石・竹木等の除去【環境部・都市建設部】

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

主体名	対策内容
市 （環境部） （都市建設部）	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	災害救助法適用後は、市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局に要請し、隣接市からの派遣を求める。また、不足する場合は、東京建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

＜土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者＞

①　自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
②　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入が困難な状態である場合であること。
③　当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
④　半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流出、床下浸水の住家は対象とならない。）。
⑤　原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

１２　災害救助法の運用等

１２－１　救助の種類（災害救助法第４条）【企画財政部】

主体名	対策内容
市 （企画財政部）	（１）災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもの ＜種類＞ ①　避難所及び応急仮設住宅の供与 ②　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ④　医療及び助産 ⑤　被災者の救出 ⑥　被災した住宅の応急修理 ⑦　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ⑧　学用品の給与 ⑨　埋葬 ⑩　遺体の捜索及び処理 ⑪　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 （２）救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事等が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付 （３）救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、市及び関係機関に通知

１２－２　救助実施組織の整備【総務部】

主体名	対策内容
市 （総務部）	災害対策本部の組織を災害救助法適用後、救助実施組織として活用できるよう拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施する等救助業務の習熟を実施

１２－３　被害状況調査体制の整備【総務部・市民部】

災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、市はあらかじめ次のような措置を行う等、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

主体名	対策内容
市 （総務部） （市民部）	（１）各地区責任者の指定 ○　災害発生時に各地区の被害状況を迅速に収集するため、あらかじめ庁内での各地区ごとの調査責任者を指定 ○　調査報告要員に不足を来たす場合を想定して、区市町村又は都道府県間の相互応援体制や、民間関係団体等における協力要員をできるだけ確保 （２）調査班の派遣 ○　市の区域内に災害が発生した場合、各地区からの被害速報に応じて、災対市民部調査班を各地区に派遣し、被害状況を調査 （３）調査の実施 ○　災対市民部調査班は、区市町村又は都道府県間の相互応援体制や、民間関係団体等における協力要員の協力を得て「被災者台帳」により、被災世帯の調査を実施 （４）調査の結果報告 ○　災対市民部調査班は、調査結果を迅速に集計し、災対総務部本部班に報告

１２－４　救助の実施に必要な関係帳票の整備【総務部】

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

（資料編 資料第 63「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」P.資-81）

＜災害救助法上（災害の発生から終了まで）必要な関係帳票＞

災害の発生

各地区からの災害速報　（市民、市職員→本部班）

被害状況調査班の編成派遣　（本部長→調査班）

調査結果の集計報告　（調査班→本部班→本部長）

被害状況の把握、災害発生報告　（本部班→都総務局）

災害救助法の適用申請　（企画班→都総務局）

災害救助法の適用決定・告示（都総務局）

応急救助の実施（日計表等帳票の作成）　（救助担当各班）

救助実施状況の報告　（救助担当各班→本部班→本部長）

救助日報の作成　（本部班）

都への救助実施状況の報告（災害中間報告、災害決定報告）　（本部班→都総務局）

繰替支弁金の交付申請　（財務班→都総務局）

繰替支弁金の交付　（都総務局→市）

１２－５　災害報告【総務部】

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴せ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

（資料編 資料第 64「災害報告様式」P. 資-84）

発生報告	時　期	災害発生直後
	内　容	災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時における被害状況、法適用の有無、すでにとった措置及び今後の措置等
	要　領	この報告は、正確よりむしろ迅速を旨とする。即ち、災害の態様、規模によっては、短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合が予想され、全体の被害状況が判明してからの報告では、国における各種施策に支障をきたすので、把握できた範囲内において報告するものである。この際、情報の出所、現在時、正確度等をあわせて報告する。
	方　法	この報告は、東京都災害情報システム（ＤＩＳ端末）にて行うこととする。災害情報システムでの報告が困難な場合は、電話又はＦＡＸ等の手段を尽くして報告するものとする。
中間報告	時　期	当該災害にかかる法適用の指定が完了した後
	内　容	災害発生の日時及び場所、災害の原因、被害状況、法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況等
	要　領	中間報告は、時間の経過とともに情報内容に変更が生じるので、その都度報告するものとする。
	方　法	東京都災害情報システム（ＤＩＳ端末）での報告を基本とし、必要に応じて文書によるものとする。 ただし、広域災害の場合、通信の関係もあるため、被害状況、救助の種類別実施状況及び特に指示した事項については、あらかじめ時間を定めて報告する。
決定報告	時　期	応急救助の完了後
	内　容	災害発生の日時及び場所、災害の原因、確定した被害状況、法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び災害救助費概算額調等
	方　法	文書

１２－６　救助実施状況の報告【市災対各部】

災害救助法による円滑な救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、各救助種目の救助実施状況の記録は、災害直後における当面の応急措置及び後日処理する災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、次のとおり日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

主体名	対策内容
市	（１）救助実施記録日計票の作成 ○　災害救助法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理 ○　日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式は次のとおり。 （資料編 資料第65「救助総括様式」№1　救助実施記録日計票　P.資-89） （２）報告の要領 ○　救助の実施にあたる市災対本部各部長は、救助実施記録日計票の1部を市災対本部を統括する災対総務部長に提出するとともに、1部は自己の控えとして保管 ○　ただし、災害の態様、規模等によって交通が途絶して地域的に孤立し、提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取り急ぎ救助の種類別に、電話等の方法により報告し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括して提出 ○　各班長（課長）は、救助実施記録日計票又は報告事項をとりまとめ、その結果を担当部長へ報告 ○　災対総務部長は、各部長からの報告を救助の種類別に整理して、委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分をとりまとめて都本部へ取り急ぎ災害情報システム等により報告し、後日文書をもって報告 （３）救助日報の作成 災対総務部本部班は、市災対各部の報告を取りまとめて、毎日「救助日報」を作成 （資料編 資料第65「救助総括様式」№2　救助日報　P.資-90） （４）物資引渡書・受領書 救助物資等の引渡し、受領を明らかにするため「引渡書」、「受領書」を作成し、整理 （資料編 資料第65「救助総括様式」№3（甲）物資引渡書、（乙）物資受領書　P.資-92） （５）繰替支弁金の交付申請 当該災害が収束した段階で、市長は、救助に要した繰替支弁金について、都の指示するところにより交付申請を実施

＜救助の種類と報告事項＞

救助の種類	報告事項
避難所の設置	箇所数、収容人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主たる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
教科書・学用品の給与	小・中学生別対象者数及び給与点数
火葬	火葬数
遺体の捜索	遺体処理数
障害物の除去	対象世帯数
輸送	輸送人員
労務者	雇入れ人数

１２－７　救助の程度・方法及び期間【市災対各部】

救助の程度・方法及び期間は次のとおりとする。基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

（資料編 資料第 66「救助の程度･方法及び期間」P.資-93）

１２－８　従事命令

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災対法（第 71 条）及び災害救助法（第 7 条～第 9 条）では、知事に従事命令（一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限、例えば、医師、看護師、土木技術者、大工等）等の権限が付与されているが、市長は必要と認める場合、都知事に協議する。

（１）従事命令の種類

従事命令		一定の業種のものを救助に関する業務に従事させる権限（災害救助法第 24 条） 例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等
協力命令		被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限（災害救助法第 8 条） 例えば、被災者を炊き出しに協力させる等
管理、使用、保管命令及び収用		特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特別の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（災害救助法第 9 条）
	管　理	救助を行うため、特別に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、助産所、旅館、飲食店を管理する権限
	使　用	家屋を収用施設として用いるような場合で、上記管理と異なり、土地、家屋、物資を物的に利用する権限
	保　管	災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限
	収　用	災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみをしているような場合は、その物資を収用する権限 なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る

（２）従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	平成 24 年度費用の限度額	期間
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から 4 号までに定める者	医師 21,200 円以内、歯科医師 20,400 円以内、薬剤師等 17,600 円以内、保健師・助産師・看護師 16,500 円以内、准看護師 13,100 円以内、診療放射線技師等 14,400 円以内、歯科衛生士 14,000 円以内、土木技術・建築技術者 15,900 円以内、救急救命士 16,800 円以内、大工 24,300 円以内、左官 26,200 円以内、とび職 25,900 円以内（東京都災害救助法施行細則第 6 条）	救助の実施が認められる期間以内

（３）応急救助の実施〈庁内各部〉

災害救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類		市地域防災計画による計画名	担当部名
救助の総括		本章第５節　災害救助法の運用等	企画財政部 総務部 市民部
被害状況等の調査・報告		本章第５節及び第２部第６章第５節 防災機関相互の情報通信連絡体制	総務部 市民部
避難所の設置運営		第２部第９章第５節　避難所の開設・管理運営	総務部 子育て支援部 福祉部 学校教育部 社会教育部
飲料水の供給		第２部第１０章第５節　飲料水の供給	総務部 環境部 都水道局
炊き出し等の食品の給与		第２部第１０章第５節　備蓄物資の供給	総務部 環境部 学校教育部
生活必需品の給与		第２部第１０章第５節　備蓄物資の供給	総務部 環境部
応急医療の実施		第２部第７章第５節　初動医療体制	総務部 企画財政部 福祉部
救出		第２部第３章第５節　消火・救助・救急活動	総務部 消防団 北多摩西部消防署 東大和警察署
応急仮設住宅の供給		本章第５節　応急仮設住宅等の供与	総務部 都市建設部
被災住宅の応急修理		本章第５節　被災住宅の応急修理	
教科書・学用品等給与		第２部第３章第５節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	学校教育部
死体等の捜索		第２部第７章第５節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	福祉部 市民部
検案等死体の処理			
死体の火葬			
障害物の除去		本章第５節　がれき処理等の実施	環境部 都市建設部
救助業務への協力	輸送協力	第２部第１０章第５節　輸送車両の確保	総務部
	物資調達	第２部第１０章第５節　物資の調達要請	総務部 環境部 学校教育部 立川給水管理事務所
	義援金受付	本章第５節　義援金の募集・受付・配分	福祉部
	救助物資受付配分		
	災害弔慰金・災害援護資金等の支給貸与	本章第５節　被災者の生活再建資金援助等	企画財政部 市民部 福祉部 環境部